

長野自動車道
明科トンネル補強工事

交 付 図 書 正 誤 表

東日本高速道路株式会社 関東支社

長野工事事務所

工事名) 長野自動車道 明科トンネル補強工事

正誤表(1/7)

対象	誤	正	備考
設計書 (金抜)	B-13頁 19-(2) 交通保安要員 交通監視員A(上)、交通監視員B(上)、交通監視員C1(上)	B-13頁 19-(2) 交通保安要員 交通監視員G1-1、交通監視員G1-2、交通監視員G2-1	
設計書 (金抜)	B-14頁 19-(2) 交通保安要員 交通監視員C2(上)、交通監視員C3(上)、交通監視員D1(上)、交通監視員D2(上)、交通監視員D3(上)、交通監視員A(下)、交通監視員B(下)、交通監視員C1(下)、交通監視員C2(下)、交通監視員C3(下)、交通監視員D1(下)、交通監視員D2(下)	B-14頁 19-(2) 交通保安要員 交通監視員G2-2、交通監視員G3-1、交通監視員G3-2 交通監視員H1、交通監視員H2、交通監視員H3 数量修正 交通誘導警備員B2(夜) 数量修正	
設計書 (金抜)	B-15頁 19-(2) 交通保安要員 交通監視員D3(下)、交通監視員E1、交通監視員E2、交通監視員E3、交通監視員F1、交通監視員F2、交通監視員F3、交通監視員G1、交通監視員G2、交通監視員G3		
特記仕様書	P. 9 16. 残存物件の処理に関する事項 16-1 発生する残存物件と引渡し方法 ハンドホール蓋、受け金物等 数量 24t	P. 9 16. 残存物件の処理に関する事項 16-1 発生する残存物件と引渡し方法 ハンドホール蓋、受け金物等 数量 33t 視線誘導標撤去設置工 仮設ケーブル管路工 対面通行用中央分離帯改良工 C1 対面通行規制V×1	
特記仕様書	P. 23 27-7 インバート埋戻し工 27-7-3 支払 共通仕様書12-10-5「支払」に次の項目を追加する。	P. 23 27-7 インバート埋戻し工 27-7-3 支払 インバート埋戻し工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うインバート埋戻し工に使用する材料費等インバート埋戻し工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。	
特記仕様書	P. 31 27-13 アスファルト舗装改良工 27-13-3 材料及び基準 基面整正工(t=4cm) アスファルトの種類 改質アスファルト(一般用) 標準アスファルト量 5.2%	P. 31 27-13 アスファルト舗装改良工 27-13-3 材料及び基準 基面整正工(t=4cm) アスファルトの種類 改質アスファルト(積寒用) 標準アスファルト量 5.5%	
特記仕様書	P. 34 27-14 路面標示工 27-14-1 種別 路面標示工 路面標示標準型D1 路面標示工 路面標示JIS規格型D1	P. 34 27-14 路面標示工 27-14-1 種別 路面標示工 路面標示標準型A1 路面標示工 路面標示標準型D1 路面標示工 路面標示JIS規格型A1 路面標示工 路面標示JIS規格型D1 路面標示工 突起型路面標示B2-1	

工事名) 長野自動車道 明科トンネル補強工事

正誤表(2/7)

対象	誤	正	備考
特記仕様書	P. 37 27-16 ハンドホール工 27-16-3 発生材 発生材の処分は、特記仕様書19.の規定に従って行うものとする。	P. 37 27-16 ハンドホール工 27-16-3 発生材 発生材は、特記仕様書16.に従うものとする。	
特記仕様書	P. 37 27-17 視線誘導標撤去設置工 27-17-2 施工 視線誘導標工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、既設視線誘導標を撤去し、処分は、特記仕様書19.の規定に従って行うものとする。設置作業については、共通仕様書16-5-7に従って行うものとし、材料の規格は設計図書に従い、新品材とする。	P. 38 27-17 視線誘導標撤去設置工 27-17-2 施工 視線誘導標工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、既設視線誘導標を撤去し、撤去後は特記仕様書16.に従うものとする。設置作業については、共通仕様書16-5-7に従って行うものとし、材料の規格は設計図書に従い、新品材とする。	
特記仕様書	P. 40 27-20 交通規制工 27-20-1 種別 車線規制Ⅲ×1×0 備考 ※4 区分内容「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び屋間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。 車線規制Ⅴ×1×0 備考 ※4	P. 40 27-20 交通規制工 27-20-1 種別 車線規制Ⅲ×1×0 備考 ※4、※9 区分内容「道路保全要領(路上作業編)」に規定する走行車線規制の設置・撤去及び屋間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。 車線規制Ⅴ×1×0 備考 ※4、※9	
特記仕様書	P. 41 27-20 交通規制工 27-20-1 種別 ※4 車線規制は、それぞれ規制延長L(テーパ一部+平行部)とし、Iは1,000m以下の範囲をいい、Ⅲは2,000~3,000mの範囲をいい、IVは3,000~4,000mの範囲をいい、Vは4,000~5,000mの範囲をいう。 ※5 本線通行止め(夜)とは1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置完了から規制撤去開始の時間である。なお、()内の時間は、通行止めでの施工可能時間(休憩時間含む)を示す。規制開始時刻や終了時刻については、別途交通管理者との協議により変更が生じた場合、これを優先し反映させるため、表記を変更する場合がある。その場合は、別途監督員から指示するものとする。この単価には、設計図書に示されている規制材及び労務を含むものとする。標識車に関しては、貸与できない場合に限り、受注者にて用意するものとする。	P. 42 27-20 交通規制工 27-20-1 種別 ※4 車線規制L×N×MIは、それぞれ規制延長L(テーパ一部+平行部)とし、Iは1,000m以下の範囲をいい、Ⅲは2,000~3,000mの範囲をいい、IVは3,000~4,000mの範囲をいい、Vは4,000~5,000mの範囲をいう。NIは、1回当たりに行う規制箇所数、MIは、1回当たりに行う切換え回数を示す。 ※5 本線通行止め(夜)とは1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制開始から規制完了までの時間である。なお、()内の時間は、通行止めでの施工可能時間(休憩時間含む)を示す。規制開始時刻や終了時刻については、別途交通管理者との協議により変更が生じた場合、これを優先し反映させるため、表記を変更する場合がある。その場合は、別途監督員から指示するものとする。この単価には、設計図書に示されている規制材及び労務を含むものとする。標識車に関しては、貸与できない場合に限り、受注者にて用意するものとする。	
特記仕様書	P. 42 27-20 交通規制工 27-20-1 種別	P. 43 27-20 交通規制工 27-20-1 種別 ※8 昼夜連続規制の内訳について、上りは2日が1回、3日が4回、8日が1回、25日が1回、26日が1回、37日が1回、72日が1回、下りは2日が1回、3日が4回、8日が1回、37日が1回、39日が1回、72日が1回、80日が1回を想定している。上記、内訳の日数が増えなくなった場合、監督員協議とする。 ※9 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。()内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。 ※10各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。交通規制に係る監視及びび保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。	
特記仕様書	P. 43 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (1) 交通監視員A、交通監視員B、交通監視員C1、交通監視員C2、交通監視員C3、交通監視員D1、交通監視員D2、交通監視員D3、交通監視員E1、交通監視員E2、交通監視員E3、交通監視員F1、交通監視員F2	P. 43 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (1) 交通監視員G1-1	

工事名) 長野自動車道 明科トンネル補強工事

正誤表(3/7)

対象	誤	正	備考
特記仕様書	<p>P. 44 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (1) 交通監視員F3、交通監視員G1、交通監視員G2、交通監視員G3、交通監視員J(夜) 交通監視員H 休憩時間における交替要員の計上 有 ※2 交通監視員I、J(夜)、交通誘導警備員B2(夜)に関しては、関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更する必要がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 (2) 交通監視員A、交通監視員B</p>	<p>P. 44 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (1) 交通監視員G2-1、G3-1、G1-2、交通監視員G2-2、交通監視員G3-2 交通監視員H 休憩時間における交替要員の計上 無 ※2 交通監視員I、交通誘導警備員B2(夜)に関しては、関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更する必要がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 (2) 交通監視員G1-1、交通監視員G2-1、交通監視員G3-1、交通監視員G1-2、交通監視員G2-2、交通監視員G3-2</p>	
特記仕様書	<p>P. 45 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (2) 交通監視員C1、交通監視員C2、交通監視員C3、交通監視員D1、交通監視員D2、交通監視員D3、交通監視員E1、交通監視員E2、交通監視員E3、交通監視員F1、交通監視員F2、交通監視員F3、交通監視員G1、交通監視員G2、交通監視員G3、交通監視員J(夜) 交通誘導警備員B1 配置人数1人 休憩時間における交替要員の計上1人 交通誘導警備員B1(夜) 配置人数1人 休憩時間における交替要員の計上1人 交通誘導警備員B2(夜) 配置人数3人 休憩時間における交替要員の計上2人 ※2 昼夜間において工事関係車両等の出入口及び重機・工事車両等の誘導が必要な箇所、配置人数については、施工箇所数に応じて人数は増えるものとする、配置人数の()内の人数は上り線施工時の配置人数である。交通保安要員の配置は施工箇所1箇所あたり1名配置するものとする。 ※3 関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更する必要がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	<p>P. 45 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (2) 交通誘導警備員B1 配置人数2人 休憩時間における交替要員の計上2人 交通誘導警備員B1(夜) 配置人数2人 休憩時間における交替要員の計上2人 交通誘導警備員B2(夜) 配置人数1人 休憩時間における交替要員の計上1人 ※2 関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更する必要がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	
特記仕様書	<p>P. 46 27-20 交通規制工 27-20-3 支払 交通監視員A(上)、交通監視員B(上)、交通監視員C1(上)、交通監視員C2(上)、交通監視員C3(上)、交通監視員D1(上)、交通監視員D2(上)、交通監視員D3(上) 交通監視員A(下)、交通監視員B(下)、交通監視員C1(下)、交通監視員C2(下)、交通監視員C3(下)、交通監視員D1(下)、交通監視員D2(下)、交通監視員D3(下) 交通監視員E1、交通監視員E2、交通監視員E3、交通監視員F1、交通監視員F2、交通監視員F3、交通監視員G1、交通監視員G2、交通監視員G3、交通監視員J(夜)</p>	<p>P. 45 27-20 交通規制工 27-20-3 支払 交通監視員G1-1、交通監視員G1-2、交通監視員G2-1、交通監視員G2-2、交通監視員G3-1、交通監視員G3-2</p>	
特記仕様書	<p>P. 47 27-22 トンネル部管路付帯工 27-22-6 発生材 撤去した材料は、本特記仕様書19. に示す場所へ運搬する。</p>	<p>P. 47 27-22 トンネル部管路付帯工 27-22-6 発生材 撤去した材料は、本特記仕様書16. に従うものとする。</p>	
特記仕様書	<p>P. 54 27-28 交通規制安全設備工 27-28-2 種別 路面点滅誘導灯(供用) テーパー設置区間に設置した路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものをいう。 設置期間: 令和8年7月~令和10年11月下旬まで 23ヶ月 ※日々規制を除く</p>	<p>P. 53 27-28 交通規制安全設備工 27-28-2 種別 路面点滅誘導灯(供用) テーパー設置区間に設置する路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものをいう。 供用期間: 令和8年7月~令和10年11月下旬まで 29ヶ月 ※日々規制を除く</p>	

工事名) 長野自動車道 明科トンネル補強工事

正誤表(4/7)

対象	誤	正	備考
特記仕様書	P. 55 27-29 仮設ケーブル管路工 27-29-2 種別 管路工 光ケーブル用管路(強化FEP. 管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アンカーボルト含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に引通し用のHHの材料費及び設置・撤去を含む 埋設管設置工 明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FEP. 管)を埋設・撤去するもの	P. 54 27-29 仮設ケーブル管路工 27-29-2 種別 管路工 光ケーブル用管路(強化FP. 管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アンカーボルト含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に接続用のHHの材料費及び設置・撤去を含む 埋設管設置工 明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FP. 管)を埋設・撤去するもの	
特記仕様書	P. 56 27-29 仮設ケーブル管路工 27-29-4 施工	P. 55 27-29 仮設ケーブル管路工 27-29-4 施工 ト)コア削孔は水平方向に行い、厚さは200mm以上400mm未満を想定する。現地確認後、厚さが大きく変動する場合は別途監督員と協議する。 チ)撤去した強化FP. 管及び接続用HHの処分に関しては、特記仕様書19. に示す場所へ運搬する。 リ)撤去した架空用材料に関しては、特記仕様書16. に従うものとする。	
特記仕様書	P. 57 28. 率計上工事に関する事項 28-1-3 種別 率計上工事に関する事項 単価表の番号(1~226)のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう	P. 56 28. 率計上工事に関する事項 28-1-3 種別 率計上工事に関する事項 単価表の番号(1~210)のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう	
設計図	位置図(1/204)	位置図(1/204) 麻績IC転回場所追加	
設計図	構造物等取壊し工図(1)(アスファルト舗装版)(53/204)	構造物等取壊し工図(1)(アスファルト舗装版)(53/204) アスファルト舗装縁切りカッター 旗上げ	
設計図	構造物等取壊し工図(1)(アスファルト舗装版)(54/204)	構造物等取壊し工図(1)(アスファルト舗装版)(54/204) アスファルト舗装縁切りカッター	
設計図	交通規制工図(1) 車線規制3km(78/204)	交通規制工図(1) 車線規制3km(78/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(2) 走行車線規制5km(79/204)	交通規制工図(2) 走行車線規制5km(79/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(3) 追越車線規制5km(80/204)	交通規制工図(3) 追越車線規制5km(80/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(4) 昼夜連続車線規制 走行車線規制5km(81/204)	交通規制工図(4) 昼夜連続車線規制 走行車線規制5km(81/204) 規制図訂正	

工事名) 長野自動車道 明科トンネル補強工事

正誤表(5/7)

対象	誤	正	備考
設計図	交通規制工図(5) 昼夜連続車線規制 追越車線規制5km(82/204)	交通規制工図(5) 昼夜連続車線規制 追越車線規制5km(82/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(6) 対面通行規制図(1) 安曇野IC側～明科トンネル坑口(83/204)	交通規制工図(6) 対面通行規制図(1) 安曇野IC側～明科トンネル坑口(83/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(7) 対面通行規制図(2) 明科トンネル坑口～長野IC側(84/204)	交通規制工図(7) 対面通行規制図(2) 明科トンネル坑口～長野IC側(84/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(12) 【通行止め閉鎖箇所(安曇野IC①)】(89/204)	交通規制工図(12) 【通行止め閉鎖箇所(安曇野IC①)】(89/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(13) 【通行止め閉鎖箇所(安曇野IC②)】(90/204)	交通規制工図(13) 【通行止め閉鎖箇所(安曇野IC②)】(90/204) 規制図訂正	
設計図	構造物等取壊し工図(1)(アスファルト舗装版)(140/204)	構造物等取壊し工図(1)(アスファルト舗装版)(140/204) アスファルト舗装縁切りカッター 旗上げ	
設計図	構造物等取壊し工図(2)(アスファルト舗装版)(141/204)	構造物等取壊し工図(2)(アスファルト舗装版)(141/204) アスファルト舗装縁切りカッター	
設計図	交通規制工図(1) 車線規制3km(168/204)	交通規制工図(1) 車線規制3km(168/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(2) 走行車線規制5km(169/204)	交通規制工図(2) 走行車線規制5km(169/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(3) 追越車線規制5km(170/204)	交通規制工図(3) 追越車線規制5km(170/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(4) 昼夜連続車線規制 走行車線規制5km(171/204)	交通規制工図(4) 昼夜連続車線規制 走行車線規制5km(171/204) 規制図訂正	

工事名) 長野自動車道 明科トンネル補強工事

正誤表(6/7)

対象	誤	正	備考
設計図	交通規制工図(5) 昼夜連続車線規制 追越車線規制5km(172/204)	交通規制工図(5) 昼夜連続車線規制 追越車線規制5km(172/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(6) 対面通行規制図(1) 安曇野IC側～明科トンネル坑口(173/204)	交通規制工図(6) 対面通行規制図(1) 安曇野IC側～明科トンネル坑口(173/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(7) 対面通行規制図(2) 明科トンネル坑口～長野IC側(174/204)	交通規制工図(7) 対面通行規制図(2) 明科トンネル坑口～長野IC側(174/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(13) 【通行止め(更埴JCT①)】(180/204)	交通規制工図(13) 【通行止め(更埴JCT①)】(180/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(14) 【通行止め(更埴JCT②)】(181/204)	交通規制工図(14) 【通行止め(更埴JCT②)】(181/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(15) 【通行止め(更埴JCT③)】(182/204)	交通規制工図(15) 【通行止め(更埴JCT③)】(182/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(16) 【更埴IC～麻績IC方面 通行止め規制】(183/204)	交通規制工図(16) 【更埴IC～麻績IC方面 通行止め規制】(183/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(17) 【姨捨スマートIC 通行止め規制】(184/204)	交通規制工図(17) 【姨捨スマートIC 通行止め規制】(184/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(18) 【通行止め(筑北PA)】(185/204)	交通規制工図(18) 【通行止め(筑北PA)】(185/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(19) 【麻績IC 通行止め規制】(186/204)	交通規制工図(19) 【麻績IC 通行止め規制】(186/204) 規制図訂正	
設計図	交通規制工図(20) 【通行止め(筑北SIC)】(187/204)	交通規制工図(20) 【通行止め(筑北SIC)】(187/204) 規制図訂正	

工事名) 長野自動車道 明科トンネル補強工事

正誤表(7/7)

対象	誤	正	備考
設計図	上り線 仮設ケーブル管路工 平面図(1)(188/204) 軽量HH(引通し用)新設×1	上り線 仮設ケーブル管路工 平面図(1)(188/204) 軽量HH(接続用)新設×1	

誤

B- 13 頁

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
145	19-（1）	交通規制工 車線規制Ⅲ×1×0（下）	10	回			
146	19-（1）	交通規制工 車線規制Ⅴ×1×0（下）	142	回			
147	19-（1）	交通規制工 昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0（下）	250	回			
148	19-（1）	交通規制工 本線通行止め（夜）（下）	2	回			
149	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（設置保守）	3	回			見積対象
150	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（撤去保守）	3	回			見積対象
151	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（保守A1）	258	回			
152	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（保守A2）	261	回			
153	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（保守A3）	258	回			
154	19-（2）	交通保安要員 交通監視員A（上）	492	人・日			
155	19-（2）	交通保安要員 交通監視員B（上）	492	人・日			
156	19-（2）	交通保安要員 交通監視員C1（上）	546	人・日			

頁

正

B- 13 頁

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
145	19-（1）	交通規制工 車線規制Ⅲ×1×0（下）	10	回			
146	19-（1）	交通規制工 車線規制Ⅴ×1×0（下）	142	回			
147	19-（1）	交通規制工 昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0（下）	250	回			
148	19-（1）	交通規制工 本線通行止め（夜）（下）	2	回			
149	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（設置保守）	3	回			見積対象
150	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（撤去保守）	3	回			見積対象
151	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（保守A1）	258	回			
152	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（保守A2）	261	回			
153	19-（1）	交通規制工 対面通行規制Ⅴ×1（保守A3）	258	回			
154	19-（2）	交通保安要員 交通監視員G1-1	261	人・日			
155	19-（2）	交通保安要員 交通監視員G1-2	261	人・日			
156	19-（2）	交通保安要員 交通監視員G2-1	261	人・日			

頁

備考

交通保安要員 交通監視員A、交通監視員B、交通監視員C1 削除
交通保安要員 交通監視員G1-1、交通監視員G1-2、交通監視員G2-1 追加

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
157	19-（2）	交通保安要員 交通監視員C2（上）	546	人・日			
158	19-（2）	交通保安要員 交通監視員C3（上）	546	人・日			
159	19-（2）	交通保安要員 交通監視員D1（上）	364	人・日			
160	19-（2）	交通保安要員 交通監視員D2（上）	364	人・日			
161	19-（2）	交通保安要員 交通監視員D3（上）	364	人・日			
162	19-（2）	交通保安要員 交通監視員A（下）	456	人・日			
163	19-（2）	交通保安要員 交通監視員B（下）	456	人・日			
164	19-（2）	交通保安要員 交通監視員C1（下）	1,000	人・日			
165	19-（2）	交通保安要員 交通監視員C2（下）	1,000	人・日			
166	19-（2）	交通保安要員 交通監視員C3（下）	1,000	人・日			
167	19-（2）	交通保安要員 交通監視員D1（下）	1,000	人・日			
168	19-（2）	交通保安要員 交通監視員D2（下）	1,000	人・日			

単 価 表

番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
157	19-（2）	交通保安要員 交通監視員G2-2	261	人・日			
158	19-（2）	交通保安要員 交通監視員G3-1	261	人・日			
159	19-（2）	交通保安要員 交通監視員G3-2	261	人・日			
160	19-（2）	交通保安要員 交通監視員H1	783	人・日			
161	19-（2）	交通保安要員 交通監視員H2	783	人・日			
162	19-（2）	交通保安要員 交通監視員H3	783	人・日			
163	19-（2）	交通保安要員 交通監視員I1	1,044	人・日			
164	19-（2）	交通保安要員 交通監視員I2	1,044	人・日			
165	19-（2）	交通保安要員 交通監視員I3	1,044	人・日			
166	19-（2）	交通保安要員 交通誘導警備員B1	1,342	人・日			
167	19-（2）	交通保安要員 交通誘導警備員B1（夜）	1,034	人・日			
168	19-（2）	交通保安要員 交通誘導警備員B2（夜）	4	人・日			

備考 交通保安要員 交通監視員C2（上）～D2（下） 項目削除
 交通保安要員 交通監視員G2-2、交通監視員G3-1、交通監視員G3-2 追加
 交通保安要員 交通監視員H1、交通監視員H2、交通監視員H3 数量修正
 交通保安要員 交通誘導警備員B2（夜） 数量修正

対象	設計書（金抜） B-15頁 19-(2) 交通保安要員																																																																																																														
誤	<p style="text-align: right;">B- 15 頁</p> <p style="text-align: center;">単 価 表</p> <table border="1" data-bbox="220 302 1460 963"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目番号</th> <th>項 目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>169</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員D3(下)</td> <td>1,000</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>170</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員E1</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>171</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員E2</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>172</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員E3</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>173</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員F1</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>174</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員F2</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>175</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員F3</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>176</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員G1</td> <td>783</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>177</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員G2</td> <td>783</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>178</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員G3</td> <td>783</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>179</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員H1</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>180</td> <td>19-(2)</td> <td>交通保安要員 交通監視員H2</td> <td>1,044</td> <td>人・日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">頁</p>							番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	169	19-(2)	交通保安要員 交通監視員D3(下)	1,000	人・日				170	19-(2)	交通保安要員 交通監視員E1	1,044	人・日				171	19-(2)	交通保安要員 交通監視員E2	1,044	人・日				172	19-(2)	交通保安要員 交通監視員E3	1,044	人・日				173	19-(2)	交通保安要員 交通監視員F1	1,044	人・日				174	19-(2)	交通保安要員 交通監視員F2	1,044	人・日				175	19-(2)	交通保安要員 交通監視員F3	1,044	人・日				176	19-(2)	交通保安要員 交通監視員G1	783	人・日				177	19-(2)	交通保安要員 交通監視員G2	783	人・日				178	19-(2)	交通保安要員 交通監視員G3	783	人・日				179	19-(2)	交通保安要員 交通監視員H1	1,044	人・日				180	19-(2)	交通保安要員 交通監視員H2	1,044	人・日			
番号	項目番号	項 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要																																																																																																								
169	19-(2)	交通保安要員 交通監視員D3(下)	1,000	人・日																																																																																																											
170	19-(2)	交通保安要員 交通監視員E1	1,044	人・日																																																																																																											
171	19-(2)	交通保安要員 交通監視員E2	1,044	人・日																																																																																																											
172	19-(2)	交通保安要員 交通監視員E3	1,044	人・日																																																																																																											
173	19-(2)	交通保安要員 交通監視員F1	1,044	人・日																																																																																																											
174	19-(2)	交通保安要員 交通監視員F2	1,044	人・日																																																																																																											
175	19-(2)	交通保安要員 交通監視員F3	1,044	人・日																																																																																																											
176	19-(2)	交通保安要員 交通監視員G1	783	人・日																																																																																																											
177	19-(2)	交通保安要員 交通監視員G2	783	人・日																																																																																																											
178	19-(2)	交通保安要員 交通監視員G3	783	人・日																																																																																																											
179	19-(2)	交通保安要員 交通監視員H1	1,044	人・日																																																																																																											
180	19-(2)	交通保安要員 交通監視員H2	1,044	人・日																																																																																																											
正																																																																																																															
備考	交通保安要員 交通監視員D3(下)～G3 項目削除																																																																																																														

対象 特記仕様書 P. 9 16. 残存物件の処理に関する事項 16-1 発生する残存物件と引渡し方法

誤

ハンドホール蓋 受け金物等	縦鋼板4.5mm、 溝形鋼 C-150×75×25 飛来防止金物、 補強アングル	24	t	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
吊方式支持金具A	等辺山形鋼 L-75×75×9	6021	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
吊方式支持金具B	等辺山形鋼 L-75×75×9	2214	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
受方式支持金具	溝形鋼 [-125×65×6×8	1792	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものと別途支払いは行わないものとする。

16-2 残存物件の売却処分について
監督員の指示により、本特記仕様書16-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者間で別途協議し定めるものとする。

17. 保安に関する事項
17-1 安全管理の強化
17-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み
(1) 定義
第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

項目	内容
第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響
供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○対面通行率規制時における交通事故及び交通事故による火災発生により、高速道路本線の通行止めの発生及び長時間による通行止め開設が困難となることによる大渋滞

(2) 実施手順
1) 施工計画への反映
受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。
2) 受発注者間の協議

9

正

ハンドホール蓋 受け金物等	縦鋼板4.5mm、 溝形鋼 C-150×75×25 飛来防止金物、 補強アングル	33	t	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
吊方式支持金具A	等辺山形鋼 L-75×75×9	6021	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
吊方式支持金具B	等辺山形鋼 L-75×75×9	2214	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
受方式支持金具	溝形鋼 [-125×65×6×8	1792	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
視線誘導標撤去設置工	視線誘導標	92	基	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場 上下線合計数量
仮設ケーブル管路工	架空用材料	94	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場
対面通行用中央分離帯改良工 C1	仮設ガードレール	300	m	発注者に引渡し ※現地に設置
対面通行規制V×1	車線分離標ポール	246	基	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 麻績IC（内プラ）資材置場

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものと別途支払いは行わないものとする。

16-2 残存物件の売却処分について
監督員の指示により、本特記仕様書16-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者間で別途協議し定めるものとする。

17. 保安に関する事項
17-1 安全管理の強化
17-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み
(1) 定義
第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

9

備考 視線誘導標撤去設置工、仮設ケーブル管路工、対面通行用中央分離帯改良工C1、対面通行規制V×1 の内容を追加
ハンドホール蓋、受け金物等 の数量訂正

対象 特記仕様書 P. 23 27-7 インバート埋戻し工 27-7-3 支払

誤

C2-1 (T3) (上)	m3
C1-1 (上)	m3
C2-1 (T1) (下)	m3
C2-1 (T2) (下)	m3
C2-1 (T3) (下)	m3
C1-1 (下)	m3

27-6 型わく工
27-6-1 種別
共通仕様書8-3-2 型わくの「種別」に下表を追加する。

項目	使用内容	備考
D1	追越側覆工受台に使用する型わく	
D2	走行側覆工受台に使用する型わく	
D3	トンネルインバートに使用する型わく	

27-6-2 支払
共通仕様書8-3-6「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
8-(2) 型わく	
D1 (昼夜) (上)	m2
D2 (昼夜) (上)	m2
D3 (昼夜) (上)	m2
D1 (昼夜) (下)	m2
D2 (昼夜) (下)	m2
D3 (昼夜) (下)	m2

27-7 インバート埋戻し工
27-7-1 定義
インバート埋戻し工とは、覆工受台及びインバート施工後、設計図書で示すとおり埋戻しを行うことをいう。

27-7-2 材料
インバート埋戻し工の材料は、共通仕様書12-10-2「材料」によらず、次のとおりとする。使用する材料は、JIS A 5001（道路用砕石）クラッシュランC-40に適合する購入材によるものとし「土工施工管理要領」の規定に適合するものとする。

27-7-3 支払
共通仕様書12-10-5「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
12-(7) インバート埋戻し工	
インバート埋戻し（昼夜）（上）	m3
インバート埋戻し（昼夜）（下）	m3

27-8 計測工
27-8-1 定義
計測工とは、トンネルインバート補強工中の既設覆工コンクリートの安定の確保と地山挙動の把握、設計施工の反映、維持管理のための資料収集、整理を行うための計測を行うことをいう。

27-8-2 種別
共通仕様書12-12-1の計測工B「種別」に下表を追加する。

計測工B	1) インバートコンクリート応力測定

23

正

C2-1 (T3) (上)	m3
C1-1 (上)	m3
C2-1 (T1) (下)	m3
C2-1 (T2) (下)	m3
C2-1 (T3) (下)	m3
C1-1 (下)	m3

27-6 型わく工
27-6-1 種別
共通仕様書8-3-2 型わくの「種別」に下表を追加する。

項目	使用内容	備考
D1	追越側覆工受台に使用する型わく	
D2	走行側覆工受台に使用する型わく	
D3	トンネルインバートに使用する型わく	

27-6-2 支払
共通仕様書8-3-6「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
8-(2) 型わく	
D1 (昼夜) (上)	m2
D2 (昼夜) (上)	m2
D3 (昼夜) (上)	m2
D1 (昼夜) (下)	m2
D2 (昼夜) (下)	m2
D3 (昼夜) (下)	m2

27-7 インバート埋戻し工
27-7-1 定義
インバート埋戻し工とは、覆工受台及びインバート施工後、設計図書で示すとおり埋戻しを行うことをいう。

27-7-2 材料
インバート埋戻し工の材料は、共通仕様書12-10-2「材料」によらず、次のとおりとする。使用する材料は、JIS A 5001（道路用砕石）クラッシュランC-40に適合する購入材によるものとし「土工施工管理要領」の規定に適合するものとする。

27-7-3 支払
インバート埋戻し工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行方インバート埋戻し工に使用する材料費等インバート埋戻し工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
12-(7) インバート埋戻し工	
インバート埋戻し（昼夜）（上）	m3
インバート埋戻し（昼夜）（下）	m3

27-8 計測工
27-8-1 定義
計測工とは、トンネルインバート補強工中の既設覆工コンクリートの安定の確保と地山挙動の把握、設計施工の反映、維持管理のための資料収集、整理を行うための計測を行うことをいう。

23

備考 27-7-3 支払の記載内容訂正

対象 特記仕様書 P. 31 27-13 アスファルト舗装改良工 27-13-3 材料及び基準

誤

項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準	骨材の配合設計粒度	供試体の空回回数
基礎整正工 (t=4cm)	高機能II型アスファルト混合物(表層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径13mm	両面各50回
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm)	開粒度アスファルト混合物(表層)	ストリートアスファルト(60-80)	3.5%	最大粒径13mm	両面各50回
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=6cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=10cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=15cm)	加熱アスファルト安定処理混合物タイプ1	ストリートアスファルト(60-80)	4.0%	最大粒径30mm	両面各50回
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=20cm)	加熱アスファルト安定処理混合物タイプ1	ストリートアスファルト(60-80)	4.0%	最大粒径30mm	両面各50回

本施工における舗装工事管理選簿(管理様式-202)にあわせて、選簿に記載する出荷日の注文伝票(写し)、納入伝票(写し)、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

ロ) 開粒度アスファルト混合物
舗装施工管理要領「II.1. アスファルトコンクリート舗装」及び舗装設計要領第一集「舗装参考資料 2. 半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」を適用し、行うものとする。

ハ) セメントミルク
(1) セメントミルク注入工の材料は、設計要領 第一集「舗装編 参考資料 12. 半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」に基づき行うものとする。
(2) セメントミルクの種類は超速型タイプとする。
(3) セメントミルク注入工の試験舗装については、行わないものとするが、セメントミルク注入工については、施工箇所の初回施工時において、混合物の空隙率、ミルクの注入状況の確認を行うものとする。

ニ) 基層用遮水性アスファルト混合物
① 骨材の粒度
基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は表1-2に示すとおりとする。なお、使用する骨材の密度が0.2g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。

ふるい目の開き (mm)	遮水性基層	
	ふるい通過質量百分率 (%)	
26.5	100	
19.0	95~100	
13.2	75~90	
9.5	65~83	
4.75	50~67	
2.36	37~53	

31

正

項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準	骨材の配合設計粒度	供試体の空回回数
基礎整正工 (t=4cm)	高機能II型アスファルト混合物(表層)	改質アスファルト(積層用)	5.5%	最大粒径13mm	両面各50回
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm)	開粒度アスファルト混合物(表層)	ストリートアスファルト(60-80)	3.5%	最大粒径13mm	両面各50回
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=6cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=10cm)	基層用遮水性アスファルト混合物(基層)	改質アスファルト(一般用)	5.2%	最大粒径20mm	両面各75回
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=15cm)	加熱アスファルト安定処理混合物タイプ1	ストリートアスファルト(60-80)	4.0%	最大粒径30mm	両面各50回
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=20cm)	加熱アスファルト安定処理混合物タイプ1	ストリートアスファルト(60-80)	4.0%	最大粒径30mm	両面各50回

本施工における舗装工事管理選簿(管理様式-202)にあわせて、選簿に記載する出荷日の注文伝票(写し)、納入伝票(写し)、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。

ロ) 開粒度アスファルト混合物
舗装施工管理要領「II.1. アスファルトコンクリート舗装」及び舗装設計要領第一集「舗装参考資料 2. 半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」を適用し、行うものとする。

ハ) セメントミルク
(1) セメントミルク注入工の材料は、設計要領 第一集「舗装編 参考資料 12. 半たわみ性舗装設計・施工マニュアル」に基づき行うものとする。
(2) セメントミルクの種類は超速型タイプとする。
(3) セメントミルク注入工の試験舗装については、行わないものとするが、セメントミルク注入工については、施工箇所の初回施工時において、混合物の空隙率、ミルクの注入状況の確認を行うものとする。

ニ) 基層用遮水性アスファルト混合物
① 骨材の粒度
基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は表1-2に示すとおりとする。なお、使用する骨材の密度が0.2g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。

ふるい目の開き (mm)	遮水性基層	
	ふるい通過質量百分率 (%)	
26.5	100	
19.0	95~100	
13.2	75~90	
9.5	65~83	
4.75	50~67	
2.36	37~53	

31

備考 基礎整正工 (t=4cm) 改質アスファルト(積層用) 標準アスファルト量5.5%

対象 特記仕様書 P. 34 27-14 路面標示工 27-14-1 種別

誤

1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うセメントミルクの配合、隣接する施設への付着防止、セメントミルクの注入作業、余剰ミルクの除去及び養生等のセメントミルク注入工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用(諸経費)に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
13-1(10) 切削オーバーレイ工	
基礎整正工 (t=4cm)	m ²
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm) (上)	m ²
セメントミルク注入工 (上)	m ²
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm) (下)	m ²
セメントミルク注入工 (下)	m ²
13-1(12) 打換工	
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=6cm) (上)	m ²
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=10cm) (上)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=15cm) (上)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=20cm) (上)	m ²
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=6cm) (下)	m ²
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=10cm) (下)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=15cm) (下)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=20cm) (下)	m ²

27-14 路面標示工
27-14-1 種別
共通仕様書16-4-2「種別」に下表を追加する。

項目	路面標示の塗色	区分内容
路面標示工 路面標示標準型D1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型(加熱型)の規定に適合する材料を使用して、本線に設計図書に従い、標示幅20cmで導流標示を施工するものをいう。
路面標示工 路面標示J1S規格型D1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J1S規格型(加熱型)の規定に適合する材料を使用して、本線に設計図書に従い、標示幅20cmで導流標示を施工するものをいう。

項目	規格・仕様	線種	区分
路面標示工 路面標示消去A1	削取り式	幅20cm換算	路面標示標準型及び突起型路面標示を削取り式により消去するもの。
路面標示工 路面標示消去A2	加熱	幅20cm換算	導流標示(アスファルト舗装上)を加熱ペイント式により消去するもの。
路面標示工 路面標示消去A3	加熱	幅20cm換算	導流標示(コンクリート舗装上)を加熱ペイント式により消去するもの。

27-14-2 材料及び使用量
共通仕様書16-4-3「材料」に次の内容を追加する。
路面標示工 路面標示消去A2、A3に使用する材料及び使用量は、共通仕様書16-4-3による。下表のとおりとする。

項目	仕訳	規格	使用量 (1m ² 当り)
路面標示消去A2	路面標示消去用塗料(黒)	—	0.40L

34

正

1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うセメントミルクの配合、隣接する施設への付着防止、セメントミルクの注入作業、余剰ミルクの除去及び養生等のセメントミルク注入工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用(諸経費)に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
13-1(10) 切削オーバーレイ工	
基礎整正工 (t=4cm)	m ²
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm) (上)	m ²
セメントミルク注入工 (上)	m ²
アスファルトコンクリート表層工 (t=4cm) (下)	m ²
セメントミルク注入工 (下)	m ²
13-1(12) 打換工	
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=6cm) (上)	m ²
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=10cm) (上)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=15cm) (上)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=20cm) (上)	m ²
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=6cm) (下)	m ²
アスファルトコンクリート遮水性基層工 (t=10cm) (下)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=15cm) (下)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 (t=20cm) (下)	m ²

27-14 路面標示工
27-14-1 種別
共通仕様書16-4-2「種別」に下表を追加する。

項目	路面標示の塗色	区分内容
路面標示工 路面標示標準型A1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型(水性II型)の規定に適合する材料を使用して、本線に設計図書に従い、標示幅20cmで導流標示を施工するものをいう。 破線の比率 L1:L2=8:12
路面標示工 路面標示標準型D1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標準型(水性II型)の規定に適合する材料を使用して、本線に設計図書に従い、標示幅20cmで導流標示を施工するものをいう。 破線の比率 L1:L2=2:2
路面標示工 路面標示J1S規格型A1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J1S規格型(加熱型)の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅15cmを施工するものをいう。 破線の比率 L1:L2=8:12
路面標示工 路面標示J1S規格型D1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J1S規格型(加熱型)の規定に適合する材料を使用して、本線に設計図書に従い、標示幅20cmで導流標示を施工するものをいう。 破線の比率 L1:L2=2:2
路面標示工 突起型路面標示B2-1	白色	レーンマーク施工管理要領・突起型路面標示の規定に適合する材料を使用して、高さ5mm以上の突起部(リップ)と平坦部(ライン)を同時に形成塗布し、本線に標示幅20cmを施工するものをいう。 リップの間隔は10cm

34

備考 27-14-1 種別 内容追記

対象 誤	特記仕様書 P. 37 27-16 ハンドホール工 27-16-3 発生材	正																																																																																							
	<table border="1" data-bbox="279 179 774 291"> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A</td> <td>片面側壁部現場打ちハンドホール 走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去B</td> <td>追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。</td> <td></td> </tr> </table> <p>27-16-2 施工 ハンドホールの施工は共通仕様書16-7及び設計図書に従って行うものとする。 既設ハンドホールの撤去及び処分にあたっては、共通仕様書1-2-8の規定に基づき、適切に行うものとする。</p> <p>27-16-3 発生材 発生材の処分は、特記仕様書19.の規定に従って行うものとする。</p> <p>27-16-4 支払 共通仕様書16-7-7「支払」に次の項目を追加する。 <table border="1" data-bbox="279 470 774 649"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>16- (14) ハンドホール工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>C1 A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>C2 A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> </table> </p> <p>27-17 視線誘導標撤去設置工 27-17-1 種別 共通仕様書16-9-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="279 705 774 817"> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。</td> <td>設置は新品材</td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。</td> <td>設置は新品材</td> </tr> </table> <p>27-17-2 施工 共通仕様書16-9-4「施工」に次の内容を追加する。 視線誘導標工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、既設視線誘導標を撤去し、処分は、特記仕様書19.の規定に従って行うものとする。設置作業については、共通仕様書16-5-7に従って行うものとし、材料の規格は設計図書に従い、新品材とする。</p> <p>27-17-3 支払 共通仕様書16-9-6「支払」に次の項目を追加する。 <table border="1" data-bbox="279 952 774 1019"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>16- (20) 視線誘導標撤去設置工</td> <td></td> </tr> </table> </p> <p style="text-align: center;">37</p>	既設ハンドホール撤去A	片面側壁部現場打ちハンドホール 走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。		既設ハンドホール撤去B	追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。		単価表の項目	検測の単位	16- (14) ハンドホール工		A (昼夜) (上)	箇所	B (昼夜) (上)	箇所	既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)	箇所	A (昼夜) (下)	箇所	B (昼夜) (下)	箇所	C1 A (昼夜) (下)	箇所	C2 A (昼夜) (下)	箇所	既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)	箇所	既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)	箇所	項目	区分内容	備考	C1	トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。	設置は新品材	C3	トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。	設置は新品材	単価表の項目	検測の単位	16- (20) 視線誘導標撤去設置工			<p>T1-V E 6 5 4 (2) (昼夜) (F) m T1-C P 6 5 4 (4) (昼夜) (F) m T1-C P 6 5 4 (6) (昼夜) (F) m T1-C P 6 7 5 (2) (昼夜) (F) m T2-G 6 5 4 (1) (昼夜) (F) m</p> <p>27-16 ハンドホール工 27-16-1 種別 共通仕様書16-7-2 (6)「ハンドホール工」1)の単価表の種別に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="949 313 1452 571"> <tr> <th rowspan="2">単価表の項目</th> <th colspan="2">区分内容</th> </tr> <tr> <th>下部構造</th> <th>鉄蓋</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>トンネル用 (走行車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール</td> <td>鋼鋼板4.5mm/2枚</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>トンネル用 (走行車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール</td> <td>鋼鋼板4.5mm/3枚</td> </tr> <tr> <td>C1 A</td> <td>トンネル用 (追越車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール</td> <td>C1 A</td> </tr> <tr> <td>C2 A</td> <td>トンネル用 (追越車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール</td> <td>C2 A</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A</td> <td>走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去B</td> <td>追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。</td> <td></td> </tr> </table> <p>27-16-2 施工 ハンドホールの施工は共通仕様書16-7及び設計図書に従って行うものとする。 既設ハンドホールの撤去及び処分にあたっては、共通仕様書1-2-8の規定に基づき、適切に行うものとする。</p> <p>27-16-3 発生材 発生材は、特記仕様書16.に従うものとする。</p> <p>27-16-4 支払 共通仕様書16-7-7「支払」に次の項目を追加する。 <table border="1" data-bbox="949 739 1452 918"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>16- (14) ハンドホール工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>C1 A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>C2 A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> </table> </p> <p>27-17 視線誘導標撤去設置工 27-17-1 種別 共通仕様書16-9-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。</p> <p style="text-align: center;">37</p>	単価表の項目	区分内容		下部構造	鉄蓋	A	トンネル用 (走行車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	鋼鋼板4.5mm/2枚	B	トンネル用 (走行車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	鋼鋼板4.5mm/3枚	C1 A	トンネル用 (追越車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	C1 A	C2 A	トンネル用 (追越車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	C2 A	既設ハンドホール撤去A	走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。		既設ハンドホール撤去B	追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。		単価表の項目	検測の単位	16- (14) ハンドホール工		A (昼夜) (上)	箇所	B (昼夜) (上)	箇所	既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)	箇所	A (昼夜) (下)	箇所	B (昼夜) (下)	箇所	C1 A (昼夜) (下)	箇所	C2 A (昼夜) (下)	箇所	既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)	箇所	既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)	箇所
既設ハンドホール撤去A	片面側壁部現場打ちハンドホール 走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。																																																																																								
既設ハンドホール撤去B	追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。																																																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
16- (14) ハンドホール工																																																																																									
A (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
B (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
B (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
C1 A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
C2 A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
項目	区分内容	備考																																																																																							
C1	トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。	設置は新品材																																																																																							
C3	トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。	設置は新品材																																																																																							
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
16- (20) 視線誘導標撤去設置工																																																																																									
単価表の項目	区分内容																																																																																								
	下部構造	鉄蓋																																																																																							
A	トンネル用 (走行車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	鋼鋼板4.5mm/2枚																																																																																							
B	トンネル用 (走行車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	鋼鋼板4.5mm/3枚																																																																																							
C1 A	トンネル用 (追越車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	C1 A																																																																																							
C2 A	トンネル用 (追越車線側) 片面側壁部現場打ちハンドホール	C2 A																																																																																							
既設ハンドホール撤去A	走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。																																																																																								
既設ハンドホール撤去B	追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。																																																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
16- (14) ハンドホール工																																																																																									
A (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
B (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
B (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
C1 A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
C2 A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
備考	27-16-3 発生材の記載内容訂正																																																																																								
対象	特記仕様書 P. 37 27-17 視線誘導標撤去設置工 27-17-2 施工																																																																																								
対象 誤	<table border="1" data-bbox="279 1198 774 1310"> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A</td> <td>片面側壁部現場打ちハンドホール 走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去B</td> <td>追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。</td> <td></td> </tr> </table> <p>27-16-2 施工 ハンドホールの施工は共通仕様書16-7及び設計図書に従って行うものとする。 既設ハンドホールの撤去及び処分にあたっては、共通仕様書1-2-8の規定に基づき、適切に行うものとする。</p> <p>27-16-3 発生材 発生材の処分は、特記仕様書19.の規定に従って行うものとする。</p> <p>27-16-4 支払 共通仕様書16-7-7「支払」に次の項目を追加する。 <table border="1" data-bbox="279 1478 774 1646"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>16- (14) ハンドホール工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>C1 A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>C2 A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> </table> </p> <p>27-17 視線誘導標撤去設置工 27-17-1 種別 共通仕様書16-9-2「種別及び発生材の処理」に下表を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="279 1702 774 1814"> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。</td> <td>設置は新品材</td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。</td> <td>設置は新品材</td> </tr> </table> <p>27-17-2 施工 共通仕様書16-9-4「施工」に次の内容を追加する。 視線誘導標工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、既設視線誘導標を撤去し、処分は、特記仕様書19.の規定に従って行うものとする。設置作業については、共通仕様書16-5-7に従って行うものとし、材料の規格は設計図書に従い、新品材とする。</p> <p>27-17-3 支払 共通仕様書16-9-6「支払」に次の項目を追加する。 <table border="1" data-bbox="279 1948 774 2016"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>16- (20) 視線誘導標撤去設置工</td> <td></td> </tr> </table> </p> <p style="text-align: center;">37</p>	既設ハンドホール撤去A	片面側壁部現場打ちハンドホール 走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。		既設ハンドホール撤去B	追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。		単価表の項目	検測の単位	16- (14) ハンドホール工		A (昼夜) (上)	箇所	B (昼夜) (上)	箇所	既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)	箇所	A (昼夜) (下)	箇所	B (昼夜) (下)	箇所	C1 A (昼夜) (下)	箇所	C2 A (昼夜) (下)	箇所	既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)	箇所	既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)	箇所	項目	区分内容	備考	C1	トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。	設置は新品材	C3	トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。	設置は新品材	単価表の項目	検測の単位	16- (20) 視線誘導標撤去設置工		正	<table border="1" data-bbox="949 1164 1452 1276"> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。</td> <td>設置は新品材</td> </tr> <tr> <td>C3</td> <td>トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。</td> <td>設置は新品材</td> </tr> </table> <p>27-17-2 施工 共通仕様書16-9-4「施工」に次の内容を追加する。 視線誘導標工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って、既設視線誘導標を撤去し、撤去後は特記仕様書16.に従うものとする。設置作業については、共通仕様書16-5-7に従って行うものとし、材料の規格は設計図書に従い、新品材とする。</p> <p>27-17-3 支払 共通仕様書16-9-6「支払」に次の項目を追加する。 <table border="1" data-bbox="949 1411 1452 1523"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>16- (20) 視線誘導標撤去設置工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C1 (上)</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>C3 (上)</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>C1 (下)</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>C3 (下)</td> <td>基</td> </tr> </table> </p> <p>27-18 緑石工 27-18-1 種別 共通仕様書18-6-3「工場製コンクリート緑石工」の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="949 1579 1452 1668"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> <tr> <td>工場製コンクリート緑石</td> <td>工場製コンクリート緑石とは、追越車線側円型水路の上に据付けられるもの。寸法は設計図書に示す通り。</td> </tr> <tr> <td>工場製コンクリート緑石 (集水ます)</td> <td>工場製コンクリート緑石 (集水ます)とは、追越車線側集水ますの上に据付けられるもの。寸法は設計図書に示す通り。</td> </tr> </table> <p>27-18-2 数量の検測 共通仕様書18-6-4「数量の検測」は次のとおりとする。 緑石工の数量の検測は、設計数量 (m及び箇所)で行うものとする。</p> <p>27-18-3 支払 共通仕様書18-6-5「支払」に次の項目を追加する。 <table border="1" data-bbox="949 1769 1452 1881"> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> <tr> <td>18- (4) 緑石工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工場製コンクリート緑石 (昼夜) (上)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>工場製コンクリート緑石 (集水ます) (昼夜) (上)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>工場製コンクリート緑石 (昼夜) (下)</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>工場製コンクリート緑石 (集水ます) (昼夜) (下)</td> <td>箇所</td> </tr> </table> </p> <p>27-19 構造物等取壊し工 27-19-1 種別 共通仕様書18-1-2-2「種別」に下表を追加する。</p> <p style="text-align: center;">38</p>	項目	区分内容	備考	C1	トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。	設置は新品材	C3	トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。	設置は新品材	単価表の項目	検測の単位	16- (20) 視線誘導標撤去設置工		C1 (上)	基	C3 (上)	基	C1 (下)	基	C3 (下)	基	単価表の項目	区分内容	工場製コンクリート緑石	工場製コンクリート緑石とは、追越車線側円型水路の上に据付けられるもの。寸法は設計図書に示す通り。	工場製コンクリート緑石 (集水ます)	工場製コンクリート緑石 (集水ます)とは、追越車線側集水ますの上に据付けられるもの。寸法は設計図書に示す通り。	単価表の項目	検測の単位	18- (4) 緑石工		工場製コンクリート緑石 (昼夜) (上)	m	工場製コンクリート緑石 (集水ます) (昼夜) (上)	箇所	工場製コンクリート緑石 (昼夜) (下)	m	工場製コンクリート緑石 (集水ます) (昼夜) (下)	箇所						
既設ハンドホール撤去A	片面側壁部現場打ちハンドホール 走行車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。																																																																																								
既設ハンドホール撤去B	追越車線側、既設ハンドホールに設置されている付属金物及び蓋を撤去・運搬・処分するもの。																																																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
16- (14) ハンドホール工																																																																																									
A (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
B (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去A (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
B (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
C1 A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
C2 A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去A (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
既設ハンドホール撤去B (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
項目	区分内容	備考																																																																																							
C1	トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。	設置は新品材																																																																																							
C3	トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。	設置は新品材																																																																																							
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
16- (20) 視線誘導標撤去設置工																																																																																									
項目	区分内容	備考																																																																																							
C1	トンネル内の監視員通路に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、監視員通路復旧後にハンドレールに再設置するもの。	設置は新品材																																																																																							
C3	トンネル内の監査廊に取り付けられた既設の視線誘導標を撤去し、復旧後の工場製コンクリート緑石天端に再設置するもの。	設置は新品材																																																																																							
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
16- (20) 視線誘導標撤去設置工																																																																																									
C1 (上)	基																																																																																								
C3 (上)	基																																																																																								
C1 (下)	基																																																																																								
C3 (下)	基																																																																																								
単価表の項目	区分内容																																																																																								
工場製コンクリート緑石	工場製コンクリート緑石とは、追越車線側円型水路の上に据付けられるもの。寸法は設計図書に示す通り。																																																																																								
工場製コンクリート緑石 (集水ます)	工場製コンクリート緑石 (集水ます)とは、追越車線側集水ますの上に据付けられるもの。寸法は設計図書に示す通り。																																																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																																																								
18- (4) 緑石工																																																																																									
工場製コンクリート緑石 (昼夜) (上)	m																																																																																								
工場製コンクリート緑石 (集水ます) (昼夜) (上)	箇所																																																																																								
工場製コンクリート緑石 (昼夜) (下)	m																																																																																								
工場製コンクリート緑石 (集水ます) (昼夜) (下)	箇所																																																																																								
備考	27-17-2 施工の記載内容訂正																																																																																								

対象	特記仕様書 P. 40 27-20 交通規制工 27-20-1 種別				正																																																											
<p>誤</p> <p>27-20 交通規制工 27-20-1 種別 共通仕様書 19-3-2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 280 758 974"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間※</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線規制 Ⅲ×1×0</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>車線規制 V×1×0</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>昼夜連続車線規制 V×1×0</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>・規制設置日 8:00～20:00 ・連続規制時 6:00～20:00 ・規制撤去日 20:00～翌6:00 ・規制撤去日 6:00～20:00又は 20:00～翌6:00</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>対面通行規制 V×1（設置保守）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の設置及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備の設置・保守を行うものとする。</td> <td>6:00～14:00 (8:00～14:00)</td> <td>※1 ※4 ※7</td> </tr> <tr> <td>対面通行規制 V×1（撤去保守）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の撤去及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備の保守・撤去を行うものとする。</td> <td>22:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)</td> <td>※1 ※4 ※7</td> </tr> <tr> <td>対面通行規制 V×1（保守A1）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。</td> <td>6:00～14:00 (6:00～14:00)</td> <td>※2 ※4</td> </tr> <tr> <td>対面通行規制 V×1（保守A2）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。</td> <td>14:00～22:00 (14:00～22:00)</td> <td>※2 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>40</p>	項目	区分内容	規制時間※	備考	車線規制 Ⅲ×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4	車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4	昼夜連続車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 8:00～20:00 ・連続規制時 6:00～20:00 ・規制撤去日 20:00～翌6:00 ・規制撤去日 6:00～20:00又は 20:00～翌6:00	※4	対面通行規制 V×1（設置保守）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の設置及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備の設置・保守を行うものとする。	6:00～14:00 (8:00～14:00)	※1 ※4 ※7	対面通行規制 V×1（撤去保守）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の撤去及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備の保守・撤去を行うものとする。	22:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	※1 ※4 ※7	対面通行規制 V×1（保守A1）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。	6:00～14:00 (6:00～14:00)	※2 ※4	対面通行規制 V×1（保守A2）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。	14:00～22:00 (14:00～22:00)	※2 ※4		<p>正</p> <p>27-19-3 数量の検測 共通仕様書 18-1-2-4 「数量の検測」は次のとおりとする。 構造物等取壊し工の数量の検測は、設計数量（孔、m²及びm³）で行うものとする。</p> <p>27-19-4 支払 共通仕様書 18-1-2-5 「支払」に次の項目を追加する。 (2) コンクリート削孔工Aの支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し1日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う削孔工・削孔工Aの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 313 1436 515"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18-1(17) 構造物等取壊し工</td> <td>コンクリート削孔工A (t=250) (昼夜) (上) 孔 コンクリート構造物取壊しTypeA (昼夜) (上) m³ コンクリート構造物取壊しTypeB (昼夜) (上) m³ アスファルト舗装取壊しTypeA (昼夜) (上) m² コンクリート舗装取壊しTypeA (昼夜) (上) m² コンクリート削孔工A (t=250) (昼夜) (下) 孔 コンクリート構造物取壊しTypeA (昼夜) (下) m³ コンクリート構造物取壊しTypeB (昼夜) (下) m³ アスファルト舗装取壊しTypeA (昼夜) (下) m² コンクリート舗装取壊しTypeA (昼夜) (下) m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-20 交通規制工 27-20-1 種別 共通仕様書 19-3-2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 604 1436 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>規制時間※</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車線規制 Ⅲ×1×0</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td>※4 ※9</td> </tr> <tr> <td>車線規制 V×1×0</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>8:00～18:00 (9:00～17:00)</td> <td>※4 ※9</td> </tr> <tr> <td>昼夜連続車線規制 V×1×0</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>・規制設置日 8:00～20:00 ・連続規制時 6:00～20:00 ・規制撤去日 20:00～翌6:00 ・規制撤去日 6:00～20:00又は 20:00～翌6:00</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>対面通行規制 V×1（設置保守）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の設置及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>6:00～14:00 (8:00～14:00)</td> <td>※1 ※4 ※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>40</p>	単価表の項目	検測の単位	18-1(17) 構造物等取壊し工	コンクリート削孔工A (t=250) (昼夜) (上) 孔 コンクリート構造物取壊しTypeA (昼夜) (上) m ³ コンクリート構造物取壊しTypeB (昼夜) (上) m ³ アスファルト舗装取壊しTypeA (昼夜) (上) m ² コンクリート舗装取壊しTypeA (昼夜) (上) m ² コンクリート削孔工A (t=250) (昼夜) (下) 孔 コンクリート構造物取壊しTypeA (昼夜) (下) m ³ コンクリート構造物取壊しTypeB (昼夜) (下) m ³ アスファルト舗装取壊しTypeA (昼夜) (下) m ² コンクリート舗装取壊しTypeA (昼夜) (下) m ²	項目	区分内容	規制時間※	備考	車線規制 Ⅲ×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4 ※9	車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4 ※9	昼夜連続車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 8:00～20:00 ・連続規制時 6:00～20:00 ・規制撤去日 20:00～翌6:00 ・規制撤去日 6:00～20:00又は 20:00～翌6:00	※4	対面通行規制 V×1（設置保守）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の設置及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	6:00～14:00 (8:00～14:00)	※1 ※4 ※7						
項目	区分内容	規制時間※	備考																																																													
車線規制 Ⅲ×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4																																																													
車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4																																																													
昼夜連続車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 8:00～20:00 ・連続規制時 6:00～20:00 ・規制撤去日 20:00～翌6:00 ・規制撤去日 6:00～20:00又は 20:00～翌6:00	※4																																																													
対面通行規制 V×1（設置保守）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の設置及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備の設置・保守を行うものとする。	6:00～14:00 (8:00～14:00)	※1 ※4 ※7																																																													
対面通行規制 V×1（撤去保守）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の撤去及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備の保守・撤去を行うものとする。	22:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	※1 ※4 ※7																																																													
対面通行規制 V×1（保守A1）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。	6:00～14:00 (6:00～14:00)	※2 ※4																																																													
対面通行規制 V×1（保守A2）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。	14:00～22:00 (14:00～22:00)	※2 ※4																																																													
単価表の項目	検測の単位																																																															
18-1(17) 構造物等取壊し工	コンクリート削孔工A (t=250) (昼夜) (上) 孔 コンクリート構造物取壊しTypeA (昼夜) (上) m ³ コンクリート構造物取壊しTypeB (昼夜) (上) m ³ アスファルト舗装取壊しTypeA (昼夜) (上) m ² コンクリート舗装取壊しTypeA (昼夜) (上) m ² コンクリート削孔工A (t=250) (昼夜) (下) 孔 コンクリート構造物取壊しTypeA (昼夜) (下) m ³ コンクリート構造物取壊しTypeB (昼夜) (下) m ³ アスファルト舗装取壊しTypeA (昼夜) (下) m ² コンクリート舗装取壊しTypeA (昼夜) (下) m ²																																																															
項目	区分内容	規制時間※	備考																																																													
車線規制 Ⅲ×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4 ※9																																																													
車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の設置・撤去及び昼間の保守点検を行うものをいう。設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00～18:00 (9:00～17:00)	※4 ※9																																																													
昼夜連続車線規制 V×1×0	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制の規制保守時間が通常の時間帯（6時～20時）と夜間の時間帯（20時～翌6時）に跨る場合の規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	・規制設置日 8:00～20:00 ・連続規制時 6:00～20:00 ・規制撤去日 20:00～翌6:00 ・規制撤去日 6:00～20:00又は 20:00～翌6:00	※4																																																													
対面通行規制 V×1（設置保守）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制の設置及び保守点検を行うものをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	6:00～14:00 (8:00～14:00)	※1 ※4 ※7																																																													
備考	27-20-1 種別 車線規制Ⅲ×1×0、車線規制V×1×0 区分内容・備考訂正																																																															
対象	特記仕様書 P. 41 27-20 交通規制工 27-20-1 種別				正																																																											
<p>誤</p> <table border="1" data-bbox="252 1153 758 1579"> <tbody> <tr> <td>対面通行規制 V×1（保守A3）</td> <td>設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。</td> <td>22:00～翌6:00 (22:00～翌6:00)</td> <td>※2 ※4</td> </tr> <tr> <td>本線通行止め（夜）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。</td> <td>21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)</td> <td>長野自動車（上り線） 安曇野IC →更埴IC</td> </tr> <tr> <td>ランプ閉鎖A1（夜）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に示す規制のうち、その他の規制に分類されるランプ規制であり、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)</td> <td>長野自動車（上り線） 更埴IC ※6</td> </tr> <tr> <td>休憩施設閉鎖A1（夜）</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）」に示す規制のうち、その他の規制に分類される休憩施設の駐車場及び料金所レーンの規制であり、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。</td> <td>21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)</td> <td>長野自動車（上り線） 筑北PA 諏訪SA ※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 対面通行規制V×1（設置保守）及びV×1（撤去保守）の規制時間とは、1日当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制作業に引継ぐまでの時間である。なお、（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。</p> <p>※2 対面通行規制V×1（保守A1）・（保守A2）・（保守A3）の規制時間とは、1日当たりとして検測する交通規制工のうち、それぞれ規制設置期間中の保守時間である。なお、（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。また、保守が継続している間、設置・撤去に係る機械等費用は含まない。但し、規制保守に必要な機械・器具・消耗品などの費用は本項目に含まれるものとする。</p> <p>※3 規制開始時刻や終了時刻については、別途管理者（公安等）との協議により決定される事から、変更される場合がある。その場合には、別途監督員から指示するものとする。</p> <p>※4 車線規制は、それぞれ規制延長L（テーパー部+平行部）とし、Iは1,000m以下の範囲をいい、IIは2,000～3,000mの範囲をいい、IIIは3,000～4,000mの範囲をいい、IVは4,000～5,000mの範囲をいう。Nは、1回当たりに行う規制箇所数、Mは、1回当たりに行う切換え回数を示す。</p> <p>※5 本線通行止め（夜）とは1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置完了から規制撤去までの時間である。なお、（ ）内の時間は、通行止めでの施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。規制開始時刻や終了時刻については、別途管理者との協議により変更が生じた場合、これを優先し反映させるため、表記を変更する場合がある。その場合は、別途監督員から指示するものとする。この単価には、設計図面に示されている規制材及び労務を含むものとする。標識車に関しては、貸与できない場合に限り、受注者にて用意するものとする。</p> <p>※6 ランプ閉鎖A1（夜）及び休憩施設閉鎖A1（夜）の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制開始から規制完了までの時間である。なお、（ ）内の時間は、通行止め規制時間帯（休憩時間を含む）を示す。また、規制開始時刻や終了時刻については、別途管理者との協議により変更が生じた場合はこれを優先し反映させるため、表記を変更する場合がある。その場合には、別途監督員から指示するものとする。この単価には、設計図面に示されている規制材及び労務を含むものとする。標識車に関しては、貸与できない場合に限り、受注者にて用意するものとする。</p> <p>※7 対面通行規制時に設置した安全設備の設置・撤去及び移動は以下を想定している。移動にかかる費用に関して、対面通行規制保護柵の単価に含むものとし別途計上は行わない。渡り線において設計図面に示す非常駐車帯を、反対車線へ侵入する場合は仮設防護柵、反対車線へ流出する場合は車線分離標（コーン）にて作成すること。車線分離標（コーン）の施工は、路面清掃を行った上、接着剤の塗布を行い、設置すること。設置期間中に車線分離標の損傷がないように注意すること。車線分離標撤去時に舗装を痛めた場合は、補修を行うこと。補修については、この単価に含むものとし、別途支払いを行わない。</p> <table border="1" data-bbox="925 1668 1436 2004"> <thead> <tr> <th></th> <th>仮設移動式鋼製防護柵及び衝撃緩和器具</th> <th>車線分離標ポール（接着式）</th> <th>仮設防護柵</th> <th>ラバーコーン及び矢印板</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①対面通行用中央分帯改良工にて既設中央分帯撤去</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②対面通行規制実施前（R9）</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設計図面に示す位置へ移動</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>③対面通行規制開放前（R9）</td> <td>撤去</td> <td>撤去</td> <td>既設中央分帯撤去位置へ移動</td> <td>撤去</td> </tr> <tr> <td>④対面通行規制前実施前（R10①）</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設計図面に示す位置へ移動</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>⑤対面通行規制（R10①）一時交通開放</td> <td>路肩へ移動</td> <td>残置</td> <td>既設中央分帯撤去位置へ移動</td> <td>撤去</td> </tr> <tr> <td>⑥対面通行規制前実施前（R10②）</td> <td>設置</td> <td>残置</td> <td>設計図面に示す位置へ移動</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>⑦対面通行規制開放前（R10②）</td> <td>撤去</td> <td>撤去</td> <td>既設中央分帯撤去位置へ移動</td> <td>撤去</td> </tr> <tr> <td>⑧対面通行用中央分帯改良工にて中央分帯復旧時</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>撤去</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>41</p>	対面通行規制 V×1（保守A3）	設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。	22:00～翌6:00 (22:00～翌6:00)	※2 ※4	本線通行止め（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。	21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	長野自動車（上り線） 安曇野IC →更埴IC	ランプ閉鎖A1（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に示す規制のうち、その他の規制に分類されるランプ規制であり、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	長野自動車（上り線） 更埴IC ※6	休憩施設閉鎖A1（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に示す規制のうち、その他の規制に分類される休憩施設の駐車場及び料金所レーンの規制であり、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	長野自動車（上り線） 筑北PA 諏訪SA ※6		仮設移動式鋼製防護柵及び衝撃緩和器具	車線分離標ポール（接着式）	仮設防護柵	ラバーコーン及び矢印板	①対面通行用中央分帯改良工にて既設中央分帯撤去	—	—	設置	—	②対面通行規制実施前（R9）	設置	設置	設計図面に示す位置へ移動	設置	③対面通行規制開放前（R9）	撤去	撤去	既設中央分帯撤去位置へ移動	撤去	④対面通行規制前実施前（R10①）	設置	設置	設計図面に示す位置へ移動	設置	⑤対面通行規制（R10①）一時交通開放	路肩へ移動	残置	既設中央分帯撤去位置へ移動	撤去	⑥対面通行規制前実施前（R10②）	設置	残置	設計図面に示す位置へ移動	設置	⑦対面通行規制開放前（R10②）	撤去	撤去	既設中央分帯撤去位置へ移動	撤去	⑧対面通行用中央分帯改良工にて中央分帯復旧時	—	—	撤去	—		<p>正</p> <p>※2 対面通行規制V×1（保守A1）・（保守A2）・（保守A3）の規制時間とは、1日当たりとして検測する交通規制工のうち、それぞれ規制設置期間中の保守時間である。なお、（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。また、保守が継続している間、設置・撤去に係る機械等費用は含まない。但し、規制保守に必要な機械・器具・消耗品などの費用は本項目に含まれるものとする。</p> <p>※3 規制開始時刻や終了時刻については、別途管理者（公安等）との協議により決定される事から、変更される場合がある。その場合には、別途監督員から指示するものとする。</p> <p>※4 車線規制L×N×Mは、それぞれ規制延長L（テーパー部+平行部）とし、Iは1,000m以下の範囲をいい、IIは2,000～3,000mの範囲をいい、IIIは3,000～4,000mの範囲をいい、IVは4,000～5,000mの範囲をいう。Nは、1回当たりに行う規制箇所数、Mは、1回当たりに行う切換え回数を示す。</p> <p>※5 本線通行止め（夜）とは1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置完了から規制撤去までの時間である。なお、（ ）内の時間は、通行止めでの施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。規制開始時刻や終了時刻については、別途管理者との協議により変更が生じた場合、これを優先し反映させるため、表記を変更する場合がある。その場合は、別途監督員から指示するものとする。この単価には、設計図面に示されている規制材及び労務を含むものとする。標識車に関しては、貸与できない場合に限り、受注者にて用意するものとする。</p> <p>※6 ランプ閉鎖A1（夜）及び休憩施設閉鎖A1（夜）の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制開始から規制完了までの時間である。なお、（ ）内の時間は、通行止め規制時間帯（休憩時間を含む）を示す。また、規制開始時刻や終了時刻については、別途管理者との協議により変更が生じた場合はこれを優先し反映させるため、表記を変更する場合がある。その場合には、別途監督員から指示するものとする。この単価には、設計図面に示されている規制材及び労務を含むものとする。標識車に関しては、貸与できない場合に限り、受注者にて用意するものとする。</p> <p>42</p>	
対面通行規制 V×1（保守A3）	設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。	22:00～翌6:00 (22:00～翌6:00)	※2 ※4																																																													
本線通行止め（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する対面通行規制を左記に示す時間帯において保守点検を行うことをいう。設計図に示す対面通行規制時における防護柵及び車線分離標等、安全設備のリース料を含むものとする。	21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	長野自動車（上り線） 安曇野IC →更埴IC																																																													
ランプ閉鎖A1（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に示す規制のうち、その他の規制に分類されるランプ規制であり、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	長野自動車（上り線） 更埴IC ※6																																																													
休憩施設閉鎖A1（夜）	「道路保全要領（路上作業編）」に示す規制のうち、その他の規制に分類される休憩施設の駐車場及び料金所レーンの規制であり、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	21:00～翌6:00 (22:00～翌5:00)	長野自動車（上り線） 筑北PA 諏訪SA ※6																																																													
	仮設移動式鋼製防護柵及び衝撃緩和器具	車線分離標ポール（接着式）	仮設防護柵	ラバーコーン及び矢印板																																																												
①対面通行用中央分帯改良工にて既設中央分帯撤去	—	—	設置	—																																																												
②対面通行規制実施前（R9）	設置	設置	設計図面に示す位置へ移動	設置																																																												
③対面通行規制開放前（R9）	撤去	撤去	既設中央分帯撤去位置へ移動	撤去																																																												
④対面通行規制前実施前（R10①）	設置	設置	設計図面に示す位置へ移動	設置																																																												
⑤対面通行規制（R10①）一時交通開放	路肩へ移動	残置	既設中央分帯撤去位置へ移動	撤去																																																												
⑥対面通行規制前実施前（R10②）	設置	残置	設計図面に示す位置へ移動	設置																																																												
⑦対面通行規制開放前（R10②）	撤去	撤去	既設中央分帯撤去位置へ移動	撤去																																																												
⑧対面通行用中央分帯改良工にて中央分帯復旧時	—	—	撤去	—																																																												
備考	27-20-1 種別 ※4及び※5の記載内容訂正																																																															

対象 特記仕様書 P. 42 27-20 交通規制工 27-20-1 種別

誤

する。この単価には、設計図書に示されている規制材及び労務を含むものとする。標識車に関しては、貸与できない場合に限り、受注者にて用意するものとする。

※7 対面通行規制時に設置した安全設備の設置・撤去及び移動は以下を想定している。移動にかかる費用に関して、対面通行規制設置保守の単価に含むものとし別途計上は行わない。誘導路において設計図書に示す非常駐車帯を、反対車線へ流入する側は仮設防護柵、反対車線へ流出する側は車線分離標識コーンにて作成すること。車線分離標識コーンの施工は、路面清掃を行った上、接着剤の塗布を行い、設置をすること。設置期間中に車線分離標識の飛散がないように密着させること。車線分離標識撤去時に舗装を痛めた場合は、補修を行うこと。補修については、この単価に含むものとし、別途支払いは行わない。

	仮設移動式鋼製防護柵及び衝撃緩和器具	車線分離標識ポール（接着式）	仮設防護柵	ラバーコーン及び矢印板
①対面通行用中央分離帯改良工にて既設中央分離帯撤去	-	-	設置	-
②対面通行規制実施前（R9）	設置	設置	設計図書に示す位置へ移動	設置
③対面通行規制開放前（R9）	撤去	撤去	既設中央分離帯設置位置へ移動	撤去
④対面通行規制前実施前（R10①）	設置	設置	設計図書に示す位置へ移動	設置
⑤対面通行規制（R10①）一時交通開放	路肩へ移動	残置	既設中央分離帯設置位置へ移動	撤去
⑥対面通行規制前実施前（R10②）	設置	残置	設計図書に示す位置へ移動	設置
⑦対面通行規制開放前（R10②）	撤去	撤去	既設中央分離帯設置位置へ移動	撤去
⑧対面通行用中央分離帯改良工にて中央分離帯復旧時	-	-	撤去	-

27-20-2 数量の検測
昼夜連続車線規制の検測について、6:00~20:00（規制設置日は8:00~20:00）、20:00~翌6:00を合わせて1回検測とする。

27-20-3 施工
(1) 本特記仕様書8-6、及び道路交法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。
(3) 発炎筒を使用する際には、原則として、風等で転がらないよう飛散対策（粘着性のあるストッパー等を使用する）を行う。また、路肩等安全な場所にて発炎筒の鎮火を必ず確認し離脱するものとする。また、発炎筒及び飛散対策はこの単価に含むものとする。

27-20-4 支払
共通仕様書19-3-5「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
19-1(1) 交通規制工	
車線規制Ⅲ×1×0(上)	回
車線規制Ⅴ×1×0(上)	回
昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0(上)	回
本線通行止め(夜)(上)	回
ランプ閉鎖A1(夜)(上)	回
休憩施設閉鎖A1(夜)(上)	回
車線規制Ⅲ×1×0(下)	回
車線規制Ⅴ×1×0(下)	回
昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0(下)	回
本線通行止め(夜)(下)	回
対面通行規制Ⅴ×1(設置保守)	回
対面通行規制Ⅴ×1(撤去保守)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A1)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A2)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A3)	回

正

※8 昼夜連続規制の内訳について、上りは2日が1回、3日が4回、8日が1回、25日が1回、26日が1回、37日が1回、72日が1回、下りは2日が1回、3日が4回、8日が1回、37日が1回、39日が1回、72日が1回、80日が1回を想定している。
上記、内訳の日数が変更となった場合、監督員協議とする。

※9 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

※10 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

27-20-2 数量の検測
昼夜連続車線規制の検測について、6:00~20:00（規制設置日は8:00~20:00）、20:00~翌6:00を合わせて1回検測とする。

27-20-3 施工
(1) 本特記仕様書8-6、及び道路交法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。
(3) 発炎筒を使用する際には、原則として、風等で転がらないよう飛散対策（粘着性のあるストッパー等を使用する）を行う。また、路肩等安全な場所にて発炎筒の鎮火を必ず確認し離脱するものとする。また、発炎筒及び飛散対策はこの単価に含むものとする。

27-20-4 支払
共通仕様書19-3-5「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
19-1(1) 交通規制工	
車線規制Ⅲ×1×0(上)	回
車線規制Ⅴ×1×0(上)	回
昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0(上)	回
本線通行止め(夜)(上)	回
ランプ閉鎖A1(夜)(上)	回
休憩施設閉鎖A1(夜)(上)	回
車線規制Ⅲ×1×0(下)	回
車線規制Ⅴ×1×0(下)	回
昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0(下)	回
本線通行止め(夜)(下)	回
対面通行規制Ⅴ×1(設置保守)	回
対面通行規制Ⅴ×1(撤去保守)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A1)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A2)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A3)	回

27-21 交通保安要員
27-21-1 種別
(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

項目	配属時間※1	区分内容	休憩時間における交替要員の計上(※1)	備考
交通監視員G1-1	6:00~14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、トンネル出入口	無	対面通行規制時

備考 27-20-1 種別 ※8、※9、※10の内容追加

対象 特記仕様書 P. 43 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (1)

誤

ランブ閉鎖A1(夜)(上) 回
休憩施設閉鎖A1(夜)(上) 回
車線規制Ⅲ×1×0(下) 回
車線規制Ⅴ×1×0(下) 回
昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0(下) 回
本線通行止め(夜)(下) 回
対面通行規制Ⅴ×1(設置保守) 回
対面通行規制Ⅴ×1(撤去保守) 回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A1) 回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A2) 回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A3) 回

27-21 交通保安要員
27-21-1 種別
(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

項目	配属時間※1	区分内容	休憩時間における交替要員の計上(※1)	備考
交通監視員A	9:00~17:00	資機材・土運搬・工事関係車両の進入・流出の誘導	有	車線規制時
交通監視員B	9:00~17:00	資機材・土運搬・工事関係車両の規制内車両誘導	有	車線規制時
交通監視員C1	6:00~14:00	資機材・土運搬・工事関係車両の進入・流出時の誘導	有	昼夜連続車線規制時
交通監視員C2	14:00~22:00	(設置時は配置時間8:00~とし、準備・後片付け時間を含む)	有	
交通監視員C3	22:00~翌6:00		有	
交通監視員D1	6:00~14:00	資機材・土運搬・工事関係車両の規制内誘導	有	昼夜連続車線規制時
交通監視員D2	14:00~22:00	(設置時は配置時間8:00~とし、準備・後片付け時間を含む)	有	
交通監視員D3	22:00~翌6:00		有	
交通監視員E1	6:00~14:00	資機材・土運搬・工事関係車両の進入・流出時の誘導	有	対面通行規制時 設置保守及び保守A1
交通監視員E2	14:00~22:00	(設置保守時は配置時間8:00~とし、準備・後片付け時間を含む)	有	
交通監視員E3	22:00~翌6:00		有	
交通監視員F1	6:00~14:00	資機材・土運搬・工事関係車両の規制内誘導	有	対面通行規制時 設置保守及び保守A1
交通監視員F2	14:00~22:00	(設置保守時は配置時間8:00~とし、準備・後片付け時間を含む)	有	

正

※8 昼夜連続規制の内訳について、上りは2日が1回、3日が4回、8日が1回、25日が1回、26日が1回、37日が1回、72日が1回、下りは2日が1回、3日が4回、8日が1回、37日が1回、39日が1回、72日が1回、80日が1回を想定している。
上記、内訳の日数が変更となった場合、監督員協議とする。

※9 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。

※10 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員は、交通規制工に含むものとする。

27-20-2 数量の検測
昼夜連続車線規制の検測について、6:00~20:00（規制設置日は8:00~20:00）、20:00~翌6:00を合わせて1回検測とする。

27-20-3 施工
(1) 本特記仕様書8-6、及び道路交法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。
(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。
(3) 発炎筒を使用する際には、原則として、風等で転がらないよう飛散対策（粘着性のあるストッパー等を使用する）を行う。また、路肩等安全な場所にて発炎筒の鎮火を必ず確認し離脱するものとする。また、発炎筒及び飛散対策はこの単価に含むものとする。

27-20-4 支払
共通仕様書19-3-5「支払」に次の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
19-1(1) 交通規制工	
車線規制Ⅲ×1×0(上)	回
車線規制Ⅴ×1×0(上)	回
昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0(上)	回
本線通行止め(夜)(上)	回
ランプ閉鎖A1(夜)(上)	回
休憩施設閉鎖A1(夜)(上)	回
車線規制Ⅲ×1×0(下)	回
車線規制Ⅴ×1×0(下)	回
昼夜連続車線規制Ⅴ×1×0(下)	回
本線通行止め(夜)(下)	回
対面通行規制Ⅴ×1(設置保守)	回
対面通行規制Ⅴ×1(撤去保守)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A1)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A2)	回
対面通行規制Ⅴ×1(保守A3)	回

27-21 交通保安要員
27-21-1 種別
(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

項目	配属時間※1	区分内容	休憩時間における交替要員の計上(※1)	備考
交通監視員G1-1	6:00~14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、トンネル出入口	無	対面通行規制時

備考 27-21-1 種別 (1) 交通監視員A~交通監視員F2 削除
交通監視員G1-1を追加

対象 特記仕様書 P. 44 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (1)、(2)

対象	特記仕様書	種別	(1)	(2)																																																																																				
誤	<table border="1"> <tr> <td>交通監視員 F3</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td></td> <td>有</td> <td>対面通行規制時 撤去保守及び保守A3</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 G1</td> <td>6:00～14:00</td> <td>明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、トンネル入口部における工事関係車両及び一般車両の誘導</td> <td>有</td> <td>対面通行規制時</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 G2</td> <td>14:00～22:00</td> <td>対面通行規制時に常時配置</td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 G3</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td></td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 H1</td> <td>6:00～14:00</td> <td>明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、初期消火・避難誘導・鋼製仮設防護柵の移動を行う人員を対面通行規制時に常時配置</td> <td>有</td> <td>対面通行規制時 設置保守及び保守A1</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 H2</td> <td>14:00～22:00</td> <td>各非常駐車帯部に1名配置(設置保守時のみは配置時間8:00～とし、準備・後片付け時間を含む)</td> <td>有</td> <td>対面通行規制時 保守A2</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 H3</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td></td> <td>有</td> <td>対面通行規制時 撤去保守及び保守A3</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 I1</td> <td>6:00～14:00</td> <td></td> <td>無</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 I2</td> <td>14:00～22:00</td> <td>対面通行規制期間において事故及び火災発生等による明科トンネルへの進入禁止実施要員</td> <td>無</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 I3</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td></td> <td>無</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>交通監視員 J(夜)</td> <td>21:00～翌6:00</td> <td>本線通行止め及びランプ閉鎖時、交通誘導</td> <td>有</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B1</td> <td>8:00～17:00</td> <td>土運搬、資機材、工事関係車両の誘導</td> <td>有</td> <td>資材置き場及び自工区外盛土場</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B1(夜)</td> <td>20:00～翌5:00</td> <td></td> <td>有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B2(夜)</td> <td>21:00～翌6:00</td> <td>本線通行止め及びランプ閉鎖時、休憩施設の交通誘導</td> <td>有</td> <td>※2</td> </tr> </table> <p>※1 積算条件の明示であり指定するものではない。 ※2 交通監視員I、J(夜)、交通誘導警備員B2(夜)に関しては、関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更する場合がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>上記の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <caption>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。</caption> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通保安要員の種別</th> <th>配置人数</th> <th>休憩時間における交替要員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・車線規制 区×1×0</td> <td>工事車両出入口</td> <td>交通監視員A</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td>規制内車両誘導</td> <td>交通監視員B</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	交通監視員 F3	22:00～翌6:00		有	対面通行規制時 撤去保守及び保守A3	交通監視員 G1	6:00～14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、トンネル入口部における工事関係車両及び一般車両の誘導	有	対面通行規制時	交通監視員 G2	14:00～22:00	対面通行規制時に常時配置	有		交通監視員 G3	22:00～翌6:00		有		交通監視員 H1	6:00～14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、初期消火・避難誘導・鋼製仮設防護柵の移動を行う人員を対面通行規制時に常時配置	有	対面通行規制時 設置保守及び保守A1	交通監視員 H2	14:00～22:00	各非常駐車帯部に1名配置(設置保守時のみは配置時間8:00～とし、準備・後片付け時間を含む)	有	対面通行規制時 保守A2	交通監視員 H3	22:00～翌6:00		有	対面通行規制時 撤去保守及び保守A3	交通監視員 I1	6:00～14:00		無	※2	交通監視員 I2	14:00～22:00	対面通行規制期間において事故及び火災発生等による明科トンネルへの進入禁止実施要員	無	※2	交通監視員 I3	22:00～翌6:00		無	※2	交通監視員 J(夜)	21:00～翌6:00	本線通行止め及びランプ閉鎖時、交通誘導	有	※2	交通誘導警備員 B1	8:00～17:00	土運搬、資機材、工事関係車両の誘導	有	資材置き場及び自工区外盛土場	交通誘導警備員 B1(夜)	20:00～翌5:00		有		交通誘導警備員 B2(夜)	21:00～翌6:00	本線通行止め及びランプ閉鎖時、休憩施設の交通誘導	有	※2	配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	備考	長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・車線規制 区×1×0	工事車両出入口	交通監視員A	2人	1人	※1 ※2 ※3	規制内車両誘導	交通監視員B	2人	1人	※1 ※2	正
交通監視員 F3	22:00～翌6:00		有	対面通行規制時 撤去保守及び保守A3																																																																																				
交通監視員 G1	6:00～14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、トンネル入口部における工事関係車両及び一般車両の誘導	有	対面通行規制時																																																																																				
交通監視員 G2	14:00～22:00	対面通行規制時に常時配置	有																																																																																					
交通監視員 G3	22:00～翌6:00		有																																																																																					
交通監視員 H1	6:00～14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、初期消火・避難誘導・鋼製仮設防護柵の移動を行う人員を対面通行規制時に常時配置	有	対面通行規制時 設置保守及び保守A1																																																																																				
交通監視員 H2	14:00～22:00	各非常駐車帯部に1名配置(設置保守時のみは配置時間8:00～とし、準備・後片付け時間を含む)	有	対面通行規制時 保守A2																																																																																				
交通監視員 H3	22:00～翌6:00		有	対面通行規制時 撤去保守及び保守A3																																																																																				
交通監視員 I1	6:00～14:00		無	※2																																																																																				
交通監視員 I2	14:00～22:00	対面通行規制期間において事故及び火災発生等による明科トンネルへの進入禁止実施要員	無	※2																																																																																				
交通監視員 I3	22:00～翌6:00		無	※2																																																																																				
交通監視員 J(夜)	21:00～翌6:00	本線通行止め及びランプ閉鎖時、交通誘導	有	※2																																																																																				
交通誘導警備員 B1	8:00～17:00	土運搬、資機材、工事関係車両の誘導	有	資材置き場及び自工区外盛土場																																																																																				
交通誘導警備員 B1(夜)	20:00～翌5:00		有																																																																																					
交通誘導警備員 B2(夜)	21:00～翌6:00	本線通行止め及びランプ閉鎖時、休憩施設の交通誘導	有	※2																																																																																				
配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	備考																																																																																				
長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・車線規制 区×1×0	工事車両出入口	交通監視員A	2人	1人	※1 ※2 ※3																																																																																			
	規制内車両誘導	交通監視員B	2人	1人	※1 ※2																																																																																			

対象	特記仕様書	種別	(1)	(2)																																																																																				
誤	<table border="1"> <tr> <td>交通監視員 G2-1</td> <td>14:00～22:00</td> <td>における工事関係車両及び一般車両の誘導</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 G3-1</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td>対面通行規制時に常時配置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 G1-2</td> <td>6:00～14:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 G2-2</td> <td>14:00～22:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 G3-2</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 H1</td> <td>6:00～14:00</td> <td>明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、初期消火・避難誘導・鋼製仮設防護柵の移動を行う人員を対面通行規制時に常時配置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 H2</td> <td>14:00～22:00</td> <td>各非常駐車帯部に1名配置(設置保守時のみは配置時間8:00～とし、準備・後片付け時間を含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 H3</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 I1</td> <td>6:00～14:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 I2</td> <td>14:00～22:00</td> <td>対面通行規制期間において事故及び火災発生等による明科トンネルへの進入禁止実施要員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員 I3</td> <td>22:00～翌6:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B1</td> <td>8:00～17:00</td> <td>土運搬、資機材、工事関係車両の誘導</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B1(夜)</td> <td>20:00～翌5:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B2(夜)</td> <td>21:00～翌6:00</td> <td>本線通行止め及びランプ閉鎖時、休憩施設の交通誘導</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 積算条件の明示であり指定するものではない。 ※2 交通監視員I、交通誘導警備員B2(夜)に関しては、関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更する場合がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>上記の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通保安要員の種別</th> <th>配置人数</th> <th>休憩時間における交替要員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・対面通行規制 V×1 (撤去保守) V×1 (設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)</td> <td>トンネル両入口部</td> <td>交通監視員G1-1 交通監視員G2-1 交通監視員G3-1</td> <td>1人</td> <td>—</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>トンネル両入口部</td> <td>交通監視員G1-2 交通監視員G2-2 交通監視員G3-2</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	交通監視員 G2-1	14:00～22:00	における工事関係車両及び一般車両の誘導			交通監視員 G3-1	22:00～翌6:00	対面通行規制時に常時配置			交通監視員 G1-2	6:00～14:00				交通監視員 G2-2	14:00～22:00				交通監視員 G3-2	22:00～翌6:00				交通監視員 H1	6:00～14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、初期消火・避難誘導・鋼製仮設防護柵の移動を行う人員を対面通行規制時に常時配置			交通監視員 H2	14:00～22:00	各非常駐車帯部に1名配置(設置保守時のみは配置時間8:00～とし、準備・後片付け時間を含む)			交通監視員 H3	22:00～翌6:00				交通監視員 I1	6:00～14:00				交通監視員 I2	14:00～22:00	対面通行規制期間において事故及び火災発生等による明科トンネルへの進入禁止実施要員			交通監視員 I3	22:00～翌6:00				交通誘導警備員 B1	8:00～17:00	土運搬、資機材、工事関係車両の誘導			交通誘導警備員 B1(夜)	20:00～翌5:00				交通誘導警備員 B2(夜)	21:00～翌6:00	本線通行止め及びランプ閉鎖時、休憩施設の交通誘導			配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	備考	長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・対面通行規制 V×1 (撤去保守) V×1 (設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	トンネル両入口部	交通監視員G1-1 交通監視員G2-1 交通監視員G3-1	1人	—	※2	トンネル両入口部	交通監視員G1-2 交通監視員G2-2 交通監視員G3-2	1人	1人	※1 ※2	正
交通監視員 G2-1	14:00～22:00	における工事関係車両及び一般車両の誘導																																																																																						
交通監視員 G3-1	22:00～翌6:00	対面通行規制時に常時配置																																																																																						
交通監視員 G1-2	6:00～14:00																																																																																							
交通監視員 G2-2	14:00～22:00																																																																																							
交通監視員 G3-2	22:00～翌6:00																																																																																							
交通監視員 H1	6:00～14:00	明科トンネル内で火災及び事故が発生した時、初期消火・避難誘導・鋼製仮設防護柵の移動を行う人員を対面通行規制時に常時配置																																																																																						
交通監視員 H2	14:00～22:00	各非常駐車帯部に1名配置(設置保守時のみは配置時間8:00～とし、準備・後片付け時間を含む)																																																																																						
交通監視員 H3	22:00～翌6:00																																																																																							
交通監視員 I1	6:00～14:00																																																																																							
交通監視員 I2	14:00～22:00	対面通行規制期間において事故及び火災発生等による明科トンネルへの進入禁止実施要員																																																																																						
交通監視員 I3	22:00～翌6:00																																																																																							
交通誘導警備員 B1	8:00～17:00	土運搬、資機材、工事関係車両の誘導																																																																																						
交通誘導警備員 B1(夜)	20:00～翌5:00																																																																																							
交通誘導警備員 B2(夜)	21:00～翌6:00	本線通行止め及びランプ閉鎖時、休憩施設の交通誘導																																																																																						
配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	備考																																																																																				
長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・対面通行規制 V×1 (撤去保守) V×1 (設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	トンネル両入口部	交通監視員G1-1 交通監視員G2-1 交通監視員G3-1	1人	—	※2																																																																																			
	トンネル両入口部	交通監視員G1-2 交通監視員G2-2 交通監視員G3-2	1人	1人	※1 ※2																																																																																			

備考 27-21-1 種別 (1) 交通監視員F3～交通監視員G3、交通監視員J(夜) 削除
 交通監視員G2-1、G3-1、G1-2、G2-2、G3-2を追加 交通監視員Hの休憩時間における交替要員の計上を無に訂正 ※2の内容を訂正
 (2) 交通監視員A、交通監視員B 削除 交通監視員G及びHの休憩時間における交替要員を訂正

対象 特記仕様書 P. 45 27-21 交通保安要員 27-21-1 種別 (2)

対象	特記仕様書	種別	(1)	(2)																																																																											
誤	<table border="1"> <tr> <td>V×1×0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・昼夜連続車線規制</td> <td>工事車両出入口</td> <td>交通監視員C1 交通監視員C2 交通監視員C3</td> <td>3人 (2人)</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td>規制内車両誘導</td> <td>交通監視員D1 交通監視員D2 交通監視員D3</td> <td>3人 (1人)</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td>工事車両出入口</td> <td>交通監視員E1 交通監視員E2 交通監視員E3</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>※1 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・対面通行規制 V×1 (撤去保守) V×1 (設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)</td> <td>規制内車両誘導</td> <td>交通監視員F1 交通監視員F2 交通監視員F3</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td>トンネル両入口部</td> <td>交通監視員G1 交通監視員G2 交通監視員G3</td> <td>2人</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td>トンネル内監視及び災害・事故対応</td> <td>交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>※1 ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野自動車道 安曇野IC ～更埴IC 緊急通行止め時、明科トンネル進入禁止実施班</td> <td>明科トンネル副電気室</td> <td>交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3</td> <td>2人</td> <td>—</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>四賀BS緊急開口部</td> <td></td> <td>2人</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資材置き場及び自工区外盛土場</td> <td>麻績IC(内プラ)作業基地</td> <td>交通誘導警備員B1</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交通誘導警備員B1(夜)</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野IC 通行止め</td> <td>更埴IC(内プラ)作業基地</td> <td>交通監視員J(夜)</td> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>※1 ※3</td> </tr> <tr> <td>麻績IC(内プラ)作業基地</td> <td>交通誘導警備員B2(夜)</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野自動車道 下り線 安曇野IC ～更埴JCT 通行止め</td> <td>安曇野IC</td> <td>交通監視員J(夜)</td> <td>8人</td> <td>2人</td> <td>※1 ※3</td> </tr> </table> <p>※1 交代要員は、交通監視員とする。 ※2 昼夜間において工事関係車両等の出入口及び重機・工事車両等の誘導に必要な箇所、配置人数については、施工箇所に応じて人数は増えるものとする。配置人数の()内的人数はより厳密に施工時の配置人数である。交通保安要員の配置は施工箇所1箇所あたり1名配置するものとする。 ※3 関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更がある場合がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	V×1×0					※3	長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・昼夜連続車線規制	工事車両出入口	交通監視員C1 交通監視員C2 交通監視員C3	3人 (2人)	1人	※1 ※2 ※3	規制内車両誘導	交通監視員D1 交通監視員D2 交通監視員D3	3人 (1人)	1人	※1 ※2 ※3	工事車両出入口	交通監視員E1 交通監視員E2 交通監視員E3	2人	2人	※1 ※2 ※3	長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・対面通行規制 V×1 (撤去保守) V×1 (設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	規制内車両誘導	交通監視員F1 交通監視員F2 交通監視員F3	3人	1人	※1 ※2 ※3	トンネル両入口部	交通監視員G1 交通監視員G2 交通監視員G3	2人	1人	※1 ※2 ※3	トンネル内監視及び災害・事故対応	交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3	3人	1人	※1 ※2 ※3	長野自動車道 安曇野IC ～更埴IC 緊急通行止め時、明科トンネル進入禁止実施班	明科トンネル副電気室	交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3	2人	—	※3	四賀BS緊急開口部		2人	—		資材置き場及び自工区外盛土場	麻績IC(内プラ)作業基地	交通誘導警備員B1	1人	1人	※3		交通誘導警備員B1(夜)	1人	1人	※3	長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野IC 通行止め	更埴IC(内プラ)作業基地	交通監視員J(夜)	3人	1人	※1 ※3	麻績IC(内プラ)作業基地	交通誘導警備員B2(夜)	3人	2人	※3	長野自動車道 下り線 安曇野IC ～更埴JCT 通行止め	安曇野IC	交通監視員J(夜)	8人	2人	※1 ※3	正
V×1×0					※3																																																																										
長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・昼夜連続車線規制	工事車両出入口	交通監視員C1 交通監視員C2 交通監視員C3	3人 (2人)	1人	※1 ※2 ※3																																																																										
	規制内車両誘導	交通監視員D1 交通監視員D2 交通監視員D3	3人 (1人)	1人	※1 ※2 ※3																																																																										
	工事車両出入口	交通監視員E1 交通監視員E2 交通監視員E3	2人	2人	※1 ※2 ※3																																																																										
長野自動車道(上下線) 安曇野IC ～麻績IC ・対面通行規制 V×1 (撤去保守) V×1 (設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	規制内車両誘導	交通監視員F1 交通監視員F2 交通監視員F3	3人	1人	※1 ※2 ※3																																																																										
	トンネル両入口部	交通監視員G1 交通監視員G2 交通監視員G3	2人	1人	※1 ※2 ※3																																																																										
	トンネル内監視及び災害・事故対応	交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3	3人	1人	※1 ※2 ※3																																																																										
長野自動車道 安曇野IC ～更埴IC 緊急通行止め時、明科トンネル進入禁止実施班	明科トンネル副電気室	交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3	2人	—	※3																																																																										
	四賀BS緊急開口部		2人	—																																																																											
資材置き場及び自工区外盛土場	麻績IC(内プラ)作業基地	交通誘導警備員B1	1人	1人	※3																																																																										
		交通誘導警備員B1(夜)	1人	1人	※3																																																																										
長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野IC 通行止め	更埴IC(内プラ)作業基地	交通監視員J(夜)	3人	1人	※1 ※3																																																																										
	麻績IC(内プラ)作業基地	交通誘導警備員B2(夜)	3人	2人	※3																																																																										
長野自動車道 下り線 安曇野IC ～更埴JCT 通行止め	安曇野IC	交通監視員J(夜)	8人	2人	※1 ※3																																																																										

対象	特記仕様書	種別	(1)	(2)																																																													
誤	<table border="1"> <tr> <td>(設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)</td> <td>トンネル内監視及び災害・事故対応</td> <td>交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3</td> <td>3人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野自動車道 安曇野IC ～更埴IC 緊急通行止め時、明科トンネル進入禁止実施班</td> <td>明科トンネル副電気室</td> <td>交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3</td> <td>2人</td> <td>—</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資材置き場及び自工区外盛土場</td> <td>更埴IC(外プラ)作業基地</td> <td>交通誘導警備員B1</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>麻績IC(内プラ)作業基地</td> <td>交通誘導警備員B1(夜)</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野IC 通行止め</td> <td>更埴IC 更埴JCT 麻績SA 筑北PA</td> <td>交通誘導警備員B2(夜)</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>※2</td> </tr> </table> <p>※1 交代要員は、交通監視員とする。 ※2 関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更がある場合がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、また、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>27-21-2 交通保安要員の配置 受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。</p> <p>27-21-3 支払 共通仕様書19-4-5「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19- (2) 交通保安要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員G1-1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G1-2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G2-1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G2-2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G3-1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G3-2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1(夜)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2(夜)</td> <td>人・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-22 トンネル部管付帯工</p>	(設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	トンネル内監視及び災害・事故対応	交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3	3人			長野自動車道 安曇野IC ～更埴IC 緊急通行止め時、明科トンネル進入禁止実施班	明科トンネル副電気室	交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3	2人	—	※2	資材置き場及び自工区外盛土場	更埴IC(外プラ)作業基地	交通誘導警備員B1	2人	2人	※2	麻績IC(内プラ)作業基地	交通誘導警備員B1(夜)	2人	2人	※2	長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野IC 通行止め	更埴IC 更埴JCT 麻績SA 筑北PA	交通誘導警備員B2(夜)	1人	1人	※2	単価表の項目	検測の単位	19- (2) 交通保安要員		交通監視員G1-1	人・日	交通監視員G1-2	人・日	交通監視員G2-1	人・日	交通監視員G2-2	人・日	交通監視員G3-1	人・日	交通監視員G3-2	人・日	交通監視員H1	人・日	交通監視員H2	人・日	交通監視員H3	人・日	交通監視員I1	人・日	交通監視員I2	人・日	交通監視員I3	人・日	交通誘導警備員B1	人・日	交通誘導警備員B1(夜)	人・日	交通誘導警備員B2(夜)	人・日	正
(設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	トンネル内監視及び災害・事故対応	交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3	3人																																																														
長野自動車道 安曇野IC ～更埴IC 緊急通行止め時、明科トンネル進入禁止実施班	明科トンネル副電気室	交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3	2人	—	※2																																																												
資材置き場及び自工区外盛土場	更埴IC(外プラ)作業基地	交通誘導警備員B1	2人	2人	※2																																																												
	麻績IC(内プラ)作業基地	交通誘導警備員B1(夜)	2人	2人	※2																																																												
長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野IC 通行止め	更埴IC 更埴JCT 麻績SA 筑北PA	交通誘導警備員B2(夜)	1人	1人	※2																																																												
単価表の項目	検測の単位																																																																
19- (2) 交通保安要員																																																																	
交通監視員G1-1	人・日																																																																
交通監視員G1-2	人・日																																																																
交通監視員G2-1	人・日																																																																
交通監視員G2-2	人・日																																																																
交通監視員G3-1	人・日																																																																
交通監視員G3-2	人・日																																																																
交通監視員H1	人・日																																																																
交通監視員H2	人・日																																																																
交通監視員H3	人・日																																																																
交通監視員I1	人・日																																																																
交通監視員I2	人・日																																																																
交通監視員I3	人・日																																																																
交通誘導警備員B1	人・日																																																																
交通誘導警備員B1(夜)	人・日																																																																
交通誘導警備員B2(夜)	人・日																																																																

備考 27-21-1 種別 (2) 交通監視員C～交通監視員G、交通監視員J(夜) の欄を削除
 資材置き場及び自工区外盛土場の記載を訂正
 ※2の削除

対象	特記仕様書 P. 46 27-21 交通保安要員 27-21-3 支払		正																																																																																																																																					
誤	<p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、また、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>27-21-2 交通保安要員の配置 受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。</p> <p>27-21-3 支払 共通仕様書19-4-5「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="215 302 774 907"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19- (2) 交通保安要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員A (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員B (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員C1 (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員C2 (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員C3 (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員D1 (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員D2 (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員D3 (上)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員A1 (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員B (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員C1 (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員C2 (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員C3 (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員D1 (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員D2 (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員D3 (下)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員E1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員E2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員E3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員F1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員F2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員F3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員J (夜)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1 (夜)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2 (夜)</td> <td>人・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-22 トンネル部管路付帯工 27-22-1 定義 トンネル部管路付帯工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、本特記仕様書7. (5)に示すその他施設関係の給水本管における本工事施工時の存置を目的とした吊方式支持金具の設置・撤去及び既設受方式支持金具の撤去・復旧することをいう</p> <p>46</p>		単備表の項目	検測の単位	19- (2) 交通保安要員		交通監視員A (上)	人・日	交通監視員B (上)	人・日	交通監視員C1 (上)	人・日	交通監視員C2 (上)	人・日	交通監視員C3 (上)	人・日	交通監視員D1 (上)	人・日	交通監視員D2 (上)	人・日	交通監視員D3 (上)	人・日	交通監視員A1 (下)	人・日	交通監視員B (下)	人・日	交通監視員C1 (下)	人・日	交通監視員C2 (下)	人・日	交通監視員C3 (下)	人・日	交通監視員D1 (下)	人・日	交通監視員D2 (下)	人・日	交通監視員D3 (下)	人・日	交通監視員E1	人・日	交通監視員E2	人・日	交通監視員E3	人・日	交通監視員F1	人・日	交通監視員F2	人・日	交通監視員F3	人・日	交通監視員G1	人・日	交通監視員G2	人・日	交通監視員G3	人・日	交通監視員H1	人・日	交通監視員H2	人・日	交通監視員H3	人・日	交通監視員I1	人・日	交通監視員I2	人・日	交通監視員I3	人・日	交通監視員J (夜)	人・日	交通誘導警備員B1	人・日	交通誘導警備員B1 (夜)	人・日	交通誘導警備員B2 (夜)	人・日		<table border="1" data-bbox="917 168 1444 515"> <tr> <td>(設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)</td> <td>トンネル内監視及び 災害・事故対応</td> <td>交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3</td> <td>3人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野自動車道 安曇野 IC ～更埴 IC 緊急通行止め時、明 科トンネル進入禁止 実施班</td> <td>明科トンネル 副電気室 四野BS 緊急開口部</td> <td>交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3</td> <td>2人</td> <td>—</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>資材置場及び 自工区外盛土場</td> <td>更埴IC (外ブラ) 作業基地 麻績IC (内ブラ) 作業基地</td> <td>交通誘導警備員 B1 交通誘導警備員 B1 (夜)</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野 IC 通行止め</td> <td>更埴IC 更埴JCT 麻績SA 飯北PA</td> <td>交通誘導警備員 B2 (夜)</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>※2</td> </tr> </table> <p>※1 交代要員は、交通監視員とする。 ※2 関係各所との協議により、配置箇所及び配置人数の変更する場合がある。変更があった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、また、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>27-21-2 交通保安要員の配置 受注者は、共通仕様書19-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。</p> <p>27-21-3 支払 共通仕様書19-4-5「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="917 683 1444 985"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19- (2) 交通保安要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通監視員G1-1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G1-2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G2-1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G2-2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G3-1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員G3-2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員H3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I2</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通監視員I3</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B1 (夜)</td> <td>人・日</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B2 (夜)</td> <td>人・日</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-22 トンネル部管路付帯工</p> <p>45</p>	(設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	トンネル内監視及び 災害・事故対応	交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3	3人			長野自動車道 安曇野 IC ～更埴 IC 緊急通行止め時、明 科トンネル進入禁止 実施班	明科トンネル 副電気室 四野BS 緊急開口部	交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3	2人	—	※2	資材置場及び 自工区外盛土場	更埴IC (外ブラ) 作業基地 麻績IC (内ブラ) 作業基地	交通誘導警備員 B1 交通誘導警備員 B1 (夜)	2人	2人	※2	長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野 IC 通行止め	更埴IC 更埴JCT 麻績SA 飯北PA	交通誘導警備員 B2 (夜)	1人	1人	※2	単備表の項目	検測の単位	19- (2) 交通保安要員		交通監視員G1-1	人・日	交通監視員G1-2	人・日	交通監視員G2-1	人・日	交通監視員G2-2	人・日	交通監視員G3-1	人・日	交通監視員G3-2	人・日	交通監視員H1	人・日	交通監視員H2	人・日	交通監視員H3	人・日	交通監視員I1	人・日	交通監視員I2	人・日	交通監視員I3	人・日	交通誘導警備員B1	人・日	交通誘導警備員B1 (夜)	人・日	交通誘導警備員B2 (夜)	人・日
単備表の項目	検測の単位																																																																																																																																							
19- (2) 交通保安要員																																																																																																																																								
交通監視員A (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員B (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員C1 (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員C2 (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員C3 (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員D1 (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員D2 (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員D3 (上)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員A1 (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員B (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員C1 (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員C2 (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員C3 (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員D1 (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員D2 (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員D3 (下)	人・日																																																																																																																																							
交通監視員E1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員E2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員E3	人・日																																																																																																																																							
交通監視員F1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員F2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員F3	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G3	人・日																																																																																																																																							
交通監視員H1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員H2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員H3	人・日																																																																																																																																							
交通監視員I1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員I2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員I3	人・日																																																																																																																																							
交通監視員J (夜)	人・日																																																																																																																																							
交通誘導警備員B1	人・日																																																																																																																																							
交通誘導警備員B1 (夜)	人・日																																																																																																																																							
交通誘導警備員B2 (夜)	人・日																																																																																																																																							
(設置保守) V×1 (保守A1) V×1 (保守A2) V×1 (保守A3)	トンネル内監視及び 災害・事故対応	交通監視員H1 交通監視員H2 交通監視員H3	3人																																																																																																																																					
長野自動車道 安曇野 IC ～更埴 IC 緊急通行止め時、明 科トンネル進入禁止 実施班	明科トンネル 副電気室 四野BS 緊急開口部	交通監視員I1 交通監視員I2 交通監視員I3	2人	—	※2																																																																																																																																			
資材置場及び 自工区外盛土場	更埴IC (外ブラ) 作業基地 麻績IC (内ブラ) 作業基地	交通誘導警備員 B1 交通誘導警備員 B1 (夜)	2人	2人	※2																																																																																																																																			
長野自動車道 上り線 更埴JCT ～安曇野 IC 通行止め	更埴IC 更埴JCT 麻績SA 飯北PA	交通誘導警備員 B2 (夜)	1人	1人	※2																																																																																																																																			
単備表の項目	検測の単位																																																																																																																																							
19- (2) 交通保安要員																																																																																																																																								
交通監視員G1-1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G1-2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G2-1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G2-2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G3-1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員G3-2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員H1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員H2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員H3	人・日																																																																																																																																							
交通監視員I1	人・日																																																																																																																																							
交通監視員I2	人・日																																																																																																																																							
交通監視員I3	人・日																																																																																																																																							
交通誘導警備員B1	人・日																																																																																																																																							
交通誘導警備員B1 (夜)	人・日																																																																																																																																							
交通誘導警備員B2 (夜)	人・日																																																																																																																																							
備考	27-21-3 支払を訂正																																																																																																																																							
対象	特記仕様書 P. 47 27-22 トンネル部管路付帯工 27-22-6 発生材																																																																																																																																							
誤	<p>27-22-2 準用すべき諸基準 ・施設工事管理要領(令和7年7月)</p> <p>27-22-3 種別 トンネル部管路付帯工「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="247 1254 758 1601"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル部管路付帯工 吊方式支持金具A (設置・撤去)</td> <td>既設給水管DCIPφ150に吊方式支持金具を覆工側壁標準部及び非常電話部へ設置・撤去・運搬するもの 部材は購入品</td> <td>・対象：本特記仕様書7. (5)に示す給水管(DCIPφ150) ・購入材：設計図書に示すとおり ・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)</td> </tr> <tr> <td>トンネル部管路付帯工 吊方式支持金具B (設置・撤去)</td> <td>既設給水管DCIPφ150に吊方式支持金具を覆工側壁消防栓抜き部への設置・撤去・積込運搬するもの 部材は購入品</td> <td>・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)</td> </tr> <tr> <td>トンネル部管路付帯工 受方式支持金具 (撤去)</td> <td>既設給水管DCIPφ150の受台方式支持金具の撤去・積込運搬</td> <td>・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)</td> </tr> <tr> <td>トンネル部管路付帯工 受方式支持金具 (設置)</td> <td>既設給水管DCIPφ150に受台方式支持金具の設置</td> <td>・購入材：設計図書に示すとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-22-4 材料 支持金具に使用する材料について、吊架台、受台、Uボルト、あと施工アンカー、ボルト・緩止めナット等はそれぞれ設計図書に示す材料基準・形状寸法のものを使用するものとする。また、吊架台、受台、あと施工アンカー、ボルト・緩止めナット等は溶融亜鉛めっき (JIS H 8641、HDZT49) が施されたものを使用するものとする。</p> <p>27-22-5 施工 支持金具設置・撤去の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。 なお、本施工に先立ち、管理者立会ののもと、既設ヘッドホールからの計測及び監視員通路内の保護土(砂)の撤去を行い正確な給水本管の位置を確認するものとし、その結果について監督員に報告するものとする。また、施工中は常に監視を行い、万が一異常が確認された際には直ちに作業を中止し、速やかに監督員に報告するものとする。 イ) 給水管DCIPφ150に損傷及び振動を与えないように慎重に行うものとする。 ロ) 配管支持材(吊方式)の設置作業におけるあと施工アンカーの施工は「構造物施工管理要領」第3編 6-2-2 金属系アンカー)によるものとする。また、吊架台とUボルト等金具とを緩止めナットにより確実に締め付けるものとする。 ハ) 受方式支持金具設置の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。 ニ) 支持金具の処分方法は監督員と協議するものとする。</p> <p>27-22-6 発生材 撤去した材料は、本特記仕様書19.に示す場所へ運搬する。</p> <p>47</p>		項目	区分内容	摘要	トンネル部管路付帯工 吊方式支持金具A (設置・撤去)	既設給水管DCIPφ150に吊方式支持金具を覆工側壁標準部及び非常電話部へ設置・撤去・運搬するもの 部材は購入品	・対象：本特記仕様書7. (5)に示す給水管(DCIPφ150) ・購入材：設計図書に示すとおり ・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)	トンネル部管路付帯工 吊方式支持金具B (設置・撤去)	既設給水管DCIPφ150に吊方式支持金具を覆工側壁消防栓抜き部への設置・撤去・積込運搬するもの 部材は購入品	・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)	トンネル部管路付帯工 受方式支持金具 (撤去)	既設給水管DCIPφ150の受台方式支持金具の撤去・積込運搬	・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)	トンネル部管路付帯工 受方式支持金具 (設置)	既設給水管DCIPφ150に受台方式支持金具の設置	・購入材：設計図書に示すとおり	正	<p>ニ) 支持金具の処分方法は監督員と協議するものとする。</p> <p>27-22-6 発生材 撤去した材料は、本特記仕様書16.に従うものとする。</p> <p>27-22-7 数量の検測 トンネル部管路付帯工の数量の検測は、それぞれの設計数量(個)で行うものとする。</p> <p>27-22-8 支払 トンネル部管路付帯工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1個当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うトンネル部管路付帯工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="917 1377 1444 1545"> <thead> <tr> <th>単備表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (1) トンネル部管路付帯工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吊方式支持金具A (設置・撤去) (昼夜) (上)</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>吊方式支持金具B (設置・撤去) (昼夜) (上)</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>受方式支持金具 (撤去) (昼夜) (上)</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>受方式支持金具 (設置) (昼夜) (上)</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>吊方式支持金具A (設置・撤去) (昼夜) (下)</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>吊方式支持金具B (設置・撤去) (昼夜) (下)</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>受方式支持金具 (撤去) (昼夜) (下)</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>受方式支持金具 (設置) (昼夜) (下)</td> <td>個</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-23 トンネル部保護土工 27-23-1 定義 トンネル部保護土工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設保護土(砂)を撤去・運搬・仮置きし再利用することをいう。</p> <p>27-23-2 種別 トンネル部保護土工「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="949 1668 1444 1836"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル部保護土工 撤去</td> <td>既設監視員通路及び監査廊における構造物等取壊し時に発生する保護土(砂)の撤去 1) 保護土(砂)の撤去・取壊し 2) 残土(砂)の積込み、本特記仕様書5.に示す仮置き場までの運搬、仮置き、飛散・流出に対する養生を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル部保護土工 保護土工</td> <td>監視員通路及び監査廊の復旧に際し、前項で撤去・運搬・仮置きした保護土(砂)を仮置き場から積込・運搬し・再利用するもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>27-23-3 施工 トンネル部保護土工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って次のとおり行うものとする。 なお、本施工に先立ち、受注者による本特記仕様書7. (4)に示す電力、通信施設関係の撤去・移設、本特記仕様書28. 率計上工事に関する事項に示すトンネル施設工等が完了した時点で本施工に着手できるものとする。 イ) 既設監視員通路の保護土(砂)の撤去に当たっては、給水管DCIPφ150を損傷しないよう施工を行うものとする。 ロ) 高速道路の供用部近接施工であり保護土(砂)の飛散・流出等がないように、常に注意を払うものとする。</p> <p>47</p>	単備表の項目	検測の単位	特- (1) トンネル部管路付帯工		吊方式支持金具A (設置・撤去) (昼夜) (上)	個	吊方式支持金具B (設置・撤去) (昼夜) (上)	個	受方式支持金具 (撤去) (昼夜) (上)	個	受方式支持金具 (設置) (昼夜) (上)	個	吊方式支持金具A (設置・撤去) (昼夜) (下)	個	吊方式支持金具B (設置・撤去) (昼夜) (下)	個	受方式支持金具 (撤去) (昼夜) (下)	個	受方式支持金具 (設置) (昼夜) (下)	個	項目	区分内容	摘要	トンネル部保護土工 撤去	既設監視員通路及び監査廊における構造物等取壊し時に発生する保護土(砂)の撤去 1) 保護土(砂)の撤去・取壊し 2) 残土(砂)の積込み、本特記仕様書5.に示す仮置き場までの運搬、仮置き、飛散・流出に対する養生を行う。		トンネル部保護土工 保護土工	監視員通路及び監査廊の復旧に際し、前項で撤去・運搬・仮置きした保護土(砂)を仮置き場から積込・運搬し・再利用するもの。																																																																																									
項目	区分内容	摘要																																																																																																																																						
トンネル部管路付帯工 吊方式支持金具A (設置・撤去)	既設給水管DCIPφ150に吊方式支持金具を覆工側壁標準部及び非常電話部へ設置・撤去・運搬するもの 部材は購入品	・対象：本特記仕様書7. (5)に示す給水管(DCIPφ150) ・購入材：設計図書に示すとおり ・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)																																																																																																																																						
トンネル部管路付帯工 吊方式支持金具B (設置・撤去)	既設給水管DCIPφ150に吊方式支持金具を覆工側壁消防栓抜き部への設置・撤去・積込運搬するもの 部材は購入品	・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)																																																																																																																																						
トンネル部管路付帯工 受方式支持金具 (撤去)	既設給水管DCIPφ150の受台方式支持金具の撤去・積込運搬	・撤去：本特記仕様書5.に示す場所へ運搬(残存物)																																																																																																																																						
トンネル部管路付帯工 受方式支持金具 (設置)	既設給水管DCIPφ150に受台方式支持金具の設置	・購入材：設計図書に示すとおり																																																																																																																																						
単備表の項目	検測の単位																																																																																																																																							
特- (1) トンネル部管路付帯工																																																																																																																																								
吊方式支持金具A (設置・撤去) (昼夜) (上)	個																																																																																																																																							
吊方式支持金具B (設置・撤去) (昼夜) (上)	個																																																																																																																																							
受方式支持金具 (撤去) (昼夜) (上)	個																																																																																																																																							
受方式支持金具 (設置) (昼夜) (上)	個																																																																																																																																							
吊方式支持金具A (設置・撤去) (昼夜) (下)	個																																																																																																																																							
吊方式支持金具B (設置・撤去) (昼夜) (下)	個																																																																																																																																							
受方式支持金具 (撤去) (昼夜) (下)	個																																																																																																																																							
受方式支持金具 (設置) (昼夜) (下)	個																																																																																																																																							
項目	区分内容	摘要																																																																																																																																						
トンネル部保護土工 撤去	既設監視員通路及び監査廊における構造物等取壊し時に発生する保護土(砂)の撤去 1) 保護土(砂)の撤去・取壊し 2) 残土(砂)の積込み、本特記仕様書5.に示す仮置き場までの運搬、仮置き、飛散・流出に対する養生を行う。																																																																																																																																							
トンネル部保護土工 保護土工	監視員通路及び監査廊の復旧に際し、前項で撤去・運搬・仮置きした保護土(砂)を仮置き場から積込・運搬し・再利用するもの。																																																																																																																																							
備考	27-22-6 発生材の記載内容訂正																																																																																																																																							

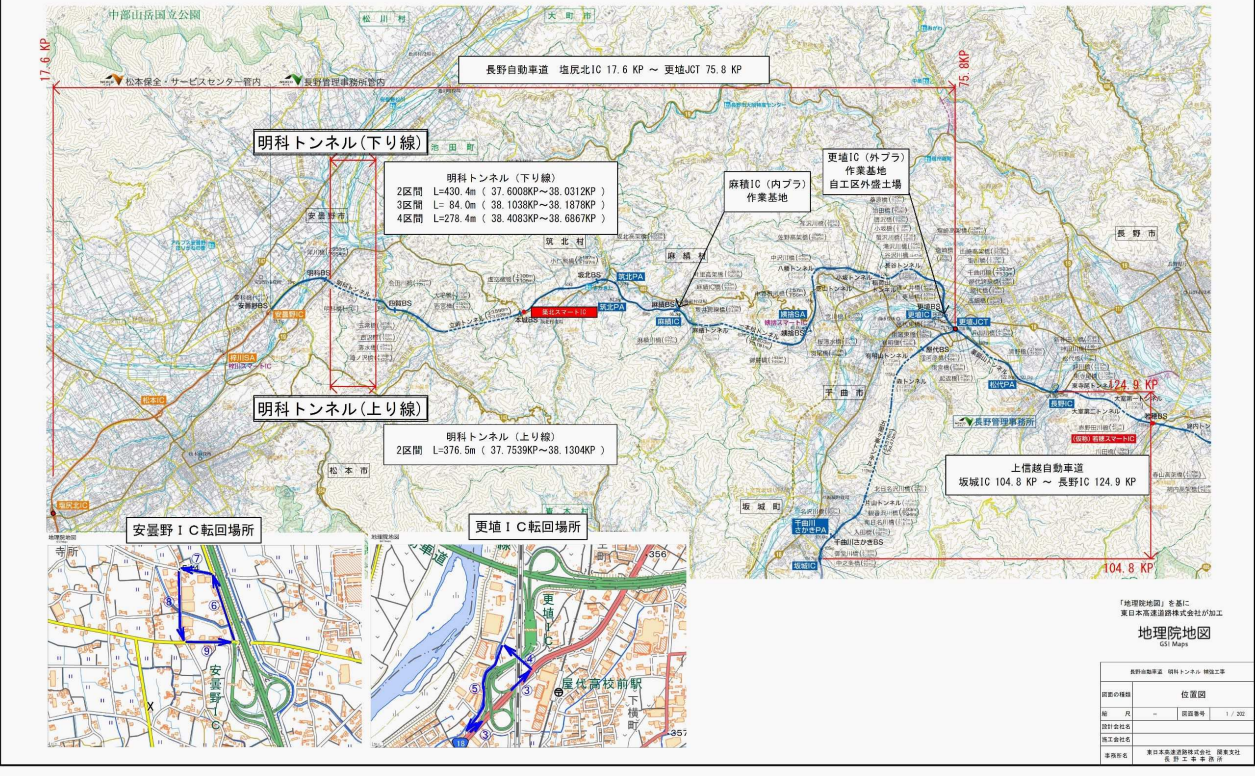
対象 誤	特記仕様書 P. 54 27-28 交通規制安全設備工 27-28-2 種別	正																																																			
	<p>ハ) 上記を踏まえ、工事着手前に施工計画書を提出するものとする。</p> <p>27-27-5 発生材 撤去した材料（リース品以外）は、本特記仕様書5.に記載する引き渡し場所へ運搬・荷下ろしの上、監督員に残存物件調査書(様式-3)を提出するとともに、再利用の可否及び数量の確認を受けるものとする。</p> <p>27-27-6 数量の検測 渋滞対策工の数量の検測は、設計数量(箇所又は台・月)で行うものとする。</p> <p>27-27-7 支払 渋滞対策工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1箇所又は1台・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う渋滞対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 403 718 515"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(6) 渋滞対策工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A(設置・撤去)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>A(供用)</td> <td>台・月</td> </tr> <tr> <td>B(設置・撤去)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B(供用)</td> <td>台・月</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-28 交通規制安全設備工</p> <p>27-28-1 定義 交通規制安全設備工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、昼夜連続規制及び対面通行規制区間内での一般通行車両及び工事関係者の安全性向上を目的に交通規制工に加えて保安設備等を設置撤去及び供用することを行う。</p> <p>27-28-2 種別 交通規制安全設備工「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 649 718 806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面点滅誘導灯(設置・撤去)</td> <td>昼夜連続車線規制及び対面通行規制時のテーパー設置区間において注意喚起として用いる路面点滅誘導灯の設置及び撤去をするもの。</td> <td>リース品</td> </tr> <tr> <td>路面点滅誘導灯(供用)</td> <td>テーパー設置区間に設置した路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものを行う。 設置期間：令和8年7月～令和10年11月下旬まで 23ヶ月 ※日々規制を除く</td> <td>リース品</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-28-3 仕様 交通規制安全設備工の機材の仕様は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 828 718 896"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面点滅誘導灯</td> <td>駆動方式：ソーラー式 台数：上下線それぞれ12基×3組(合計72基)</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-28-4 施工 イ) 交通規制安全設備工の施工は、工事着手前に「道路保全要領(路上作業編)」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、具体的な実施内容、安全対策、緊急時対応等について、施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特一(6) 渋滞対策工		A(設置・撤去)	箇所	A(供用)	台・月	B(設置・撤去)	箇所	B(供用)	台・月	項目	区分内容	備考	路面点滅誘導灯(設置・撤去)	昼夜連続車線規制及び対面通行規制時のテーパー設置区間において注意喚起として用いる路面点滅誘導灯の設置及び撤去をするもの。	リース品	路面点滅誘導灯(供用)	テーパー設置区間に設置した路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものを行う。 設置期間：令和8年7月～令和10年11月下旬まで 23ヶ月 ※日々規制を除く	リース品	単価表の項目	内容	路面点滅誘導灯	駆動方式：ソーラー式 台数：上下線それぞれ12基×3組(合計72基)		<p>27-27-4 施工 イ) 渋滞対策工の施工は、一般道路あるいは高速道路の供用部近接施工である事から、通行車両の安全に対し、細心の注意を払い設置、撤去を行わなければならない。また、設置期間中の転倒及び飛散による第三者災害防止対策を講じること。 ロ) 設置後、存続期間中において、共通仕様書1-4-0に基づき資器材類の一時撤去及び再設置作業を別途指示する場合がある。 ハ) 上記を踏まえ、工事着手前に施工計画書を提出するものとする。</p> <p>27-27-5 発生材 撤去した材料（リース品以外）は、本特記仕様書5.に記載する引き渡し場所へ運搬・荷下ろしの上、監督員に残存物件調査書(様式-3)を提出するとともに、再利用の可否及び数量の確認を受けるものとする。</p> <p>27-27-6 数量の検測 渋滞対策工の数量の検測は、設計数量(箇所又は台・月)で行うものとする。</p> <p>27-27-7 支払 渋滞対策工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1箇所又は1台・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う渋滞対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="941 492 1404 604"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(6) 渋滞対策工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A(設置・撤去)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>A(供用)</td> <td>台・月</td> </tr> <tr> <td>B(設置・撤去)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>B(供用)</td> <td>台・月</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-28 交通規制安全設備工</p> <p>27-28-1 定義 交通規制安全設備工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、昼夜連続規制及び対面通行規制区間内での一般通行車両及び工事関係者の安全性向上を目的に交通規制工に加えて保安設備等を設置撤去及び供用することを行う。</p> <p>27-28-2 種別 交通規制安全設備工「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="941 739 1404 896"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面点滅誘導灯(設置・撤去)</td> <td>昼夜連続車線規制及び対面通行規制時のテーパー設置区間において注意喚起として用いる路面点滅誘導灯の設置及び撤去をするもの。</td> <td>リース品</td> </tr> <tr> <td>路面点滅誘導灯(供用)</td> <td>テーパー設置区間に設置する路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものを行う。 供用期間：令和8年7月～令和10年11月下旬まで 29ヶ月 ※日々規制を除く</td> <td>リース品</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-28-3 仕様 交通規制安全設備工の機材の仕様は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="941 918 1404 985"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面点滅誘導灯</td> <td>駆動方式：ソーラー式</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一(6) 渋滞対策工		A(設置・撤去)	箇所	A(供用)	台・月	B(設置・撤去)	箇所	B(供用)	台・月	項目	区分内容	備考	路面点滅誘導灯(設置・撤去)	昼夜連続車線規制及び対面通行規制時のテーパー設置区間において注意喚起として用いる路面点滅誘導灯の設置及び撤去をするもの。	リース品	路面点滅誘導灯(供用)	テーパー設置区間に設置する路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものを行う。 供用期間：令和8年7月～令和10年11月下旬まで 29ヶ月 ※日々規制を除く	リース品	単価表の項目	内容	路面点滅誘導灯	駆動方式：ソーラー式
単価表の項目	検測の単位																																																				
特一(6) 渋滞対策工																																																					
A(設置・撤去)	箇所																																																				
A(供用)	台・月																																																				
B(設置・撤去)	箇所																																																				
B(供用)	台・月																																																				
項目	区分内容	備考																																																			
路面点滅誘導灯(設置・撤去)	昼夜連続車線規制及び対面通行規制時のテーパー設置区間において注意喚起として用いる路面点滅誘導灯の設置及び撤去をするもの。	リース品																																																			
路面点滅誘導灯(供用)	テーパー設置区間に設置した路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものを行う。 設置期間：令和8年7月～令和10年11月下旬まで 23ヶ月 ※日々規制を除く	リース品																																																			
単価表の項目	内容																																																				
路面点滅誘導灯	駆動方式：ソーラー式 台数：上下線それぞれ12基×3組(合計72基)																																																				
単価表の項目	検測の単位																																																				
特一(6) 渋滞対策工																																																					
A(設置・撤去)	箇所																																																				
A(供用)	台・月																																																				
B(設置・撤去)	箇所																																																				
B(供用)	台・月																																																				
項目	区分内容	備考																																																			
路面点滅誘導灯(設置・撤去)	昼夜連続車線規制及び対面通行規制時のテーパー設置区間において注意喚起として用いる路面点滅誘導灯の設置及び撤去をするもの。	リース品																																																			
路面点滅誘導灯(供用)	テーパー設置区間に設置する路面点滅誘導灯に要する賃料を計上するものを行う。 供用期間：令和8年7月～令和10年11月下旬まで 29ヶ月 ※日々規制を除く	リース品																																																			
単価表の項目	内容																																																				
路面点滅誘導灯	駆動方式：ソーラー式																																																				
備考	27-28-2 種別 路面点滅誘導灯(供用)の記載内容訂正																																																				
対象	特記仕様書 P. 55 27-29 仮設ケーブル管路工 27-29-2 種別																																																				
誤	<p>ロ) 一般道路あるいは高速道路の供用部近接施工である事から、通行車両の安全に対し、細心の注意を払い設置、撤去を行わなければならない。設置期間中の転倒及び飛散による第三者災害防止対策を講じること。 ハ) 設置後、存続期間中において、共通仕様書1-4-0に基づき資器材類の一時撤去及び再設置作業を別途指示する場合がある。</p> <p>27-28-5 数量の検測 交通規制安全設備工の数量の検測は、設計数量(基・基・月)で行うものとする。</p> <p>27-28-6 支払 交通規制安全設備工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1基又は1基・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う機材のリース料、現場調査、機器搬入及び場内運搬、材料、工具などの準備、本体の据付、ケーブル敷設、撤去、清掃、後片付け等を含む交通規制安全設備工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 1388 718 1478"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(7) 交通規制安全設備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路面点滅誘導灯(設置・撤去)</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>路面点滅誘導灯(供用)</td> <td>基・月</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-29 仮設ケーブル管路工</p> <p>27-29-1 定義 仮設ケーブル管路工とは、設計図書及び監督員の指示に従って光ケーブルを移設するための管路の設置、撤去することを行う。</p> <p>27-29-2 種別 仮設ケーブル管路工「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 1568 718 1702"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管路工</td> <td>光ケーブル用管路(強化FEP管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アノボット含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に引通し用のHHHの材料費及び設置・撤去を含む</td> </tr> <tr> <td>埋設管設置工</td> <td>明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FEP管)を埋設・撤去するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-29-3 材料 光ケーブル用管路の材料は、JIS C 3653 付属書1(規定)「渡付硬質合成樹脂管」と同等以上の規格のものを使用し、新品材とする。 支持金具及び架空用材料は設計図書に示す通りとする。</p> <p>27-29-4 施工 イ) 仮設ケーブル管路工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って行うものとする。ケーブル端部よりケーブル内及び既設管路内に小動物の侵入が起らないように、端部処理を行うこと。 ロ) 安曇野側起点部、多孔陶管への配線及び多孔陶管から明かり部への流出のために行う、コア抜きは管路工を含むものとし、別途支払は行わないものとする。 ハ) 設計図書に示す、引通し用の軽量HHHの施工は管路工を含むものとし、別途支払は行わないものとする。 ニ) 明科B S(上り線)の階段上に管路を架設している際、管路の落下による第三者災害の発生が起らない対策を講じることとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特一(7) 交通規制安全設備工		路面点滅誘導灯(設置・撤去)	基	路面点滅誘導灯(供用)	基・月	項目	区分内容	管路工	光ケーブル用管路(強化FEP管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アノボット含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に引通し用のHHHの材料費及び設置・撤去を含む	埋設管設置工	明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FEP管)を埋設・撤去するもの	正	<table border="1" data-bbox="941 1142 1404 1187"> <thead> <tr> <th>台数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台数</td> <td>上下線それぞれ12基×3組(合計72基)</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-28-4 施工 イ) 交通規制安全設備工の施工は、工事着手前に「道路保全要領(路上作業編)」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、具体的な実施内容、安全対策、緊急時対応等について、施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。 ロ) 一般道路あるいは高速道路の供用部近接施工である事から、通行車両の安全に対し、細心の注意を払い設置、撤去を行わなければならない。設置期間中の転倒及び飛散による第三者災害防止対策を講じること。 ハ) 設置後、存続期間中において、共通仕様書1-4-0に基づき資器材類の一時撤去及び再設置作業を別途指示する場合がある。</p> <p>27-28-5 数量の検測 交通規制安全設備工の数量の検測は、設計数量(基・基・月)で行うものとする。</p> <p>27-28-6 支払 交通規制安全設備工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1基又は1基・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う機材のリース料、現場調査、機器搬入及び場内運搬、材料、工具などの準備、本体の据付、ケーブル敷設、撤去、清掃、後片付け等を含む交通規制安全設備工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="941 1500 1404 1590"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(7) 交通規制安全設備工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路面点滅誘導灯(設置・撤去)</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>路面点滅誘導灯(供用)</td> <td>基・月</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-29 仮設ケーブル管路工</p> <p>27-29-1 定義 仮設ケーブル管路工とは、設計図書及び監督員の指示に従って光ケーブルを移設するための管路の設置、撤去することを行う。</p> <p>27-29-2 種別 仮設ケーブル管路工「種別」は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="941 1680 1404 1814"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管路工</td> <td>光ケーブル用管路(強化FEP管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アノボット含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に接続用のHHHの材料費及び設置・撤去を含む</td> </tr> <tr> <td>埋設管設置工</td> <td>明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FEP管)を埋設・撤去するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-29-3 材料 光ケーブル用管路の材料は、JIS C 3653 付属書1(規定)「渡付硬質合成樹脂管」と同等以上の規格のものを使用し、新品材とする。 支持金具及び架空用材料は設計図書に示す通りとする。</p> <p>27-29-4 施工 イ) 仮設ケーブル管路工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って行うものとする。ケーブル端部よりケーブル内及び既設管路内に小動物の侵入が起らないように、端部処理を行うこと。</p>	台数	内容	台数	上下線それぞれ12基×3組(合計72基)	単価表の項目	検測の単位	特一(7) 交通規制安全設備工		路面点滅誘導灯(設置・撤去)	基	路面点滅誘導灯(供用)	基・月	項目	区分内容	管路工	光ケーブル用管路(強化FEP管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アノボット含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に接続用のHHHの材料費及び設置・撤去を含む	埋設管設置工	明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FEP管)を埋設・撤去するもの																		
単価表の項目	検測の単位																																																				
特一(7) 交通規制安全設備工																																																					
路面点滅誘導灯(設置・撤去)	基																																																				
路面点滅誘導灯(供用)	基・月																																																				
項目	区分内容																																																				
管路工	光ケーブル用管路(強化FEP管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アノボット含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に引通し用のHHHの材料費及び設置・撤去を含む																																																				
埋設管設置工	明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FEP管)を埋設・撤去するもの																																																				
台数	内容																																																				
台数	上下線それぞれ12基×3組(合計72基)																																																				
単価表の項目	検測の単位																																																				
特一(7) 交通規制安全設備工																																																					
路面点滅誘導灯(設置・撤去)	基																																																				
路面点滅誘導灯(供用)	基・月																																																				
項目	区分内容																																																				
管路工	光ケーブル用管路(強化FEP管)を設置・撤去するもの(橋梁部及び擁壁部含む) 支持金具(アノボット含む)及び架空用材料を含む 安曇野側に接続用のHHHの材料費及び設置・撤去を含む																																																				
埋設管設置工	明科トンネル上り線 長野側坑口において、光ケーブル用管路(強化FEP管)を埋設・撤去するもの																																																				
備考	27-29-2 種別 記載内容訂正																																																				

対象	特記仕様書 P. 56 27-29 仮設ケーブル管路工 27-29-4 施工		正																																																										
誤	<p>ホ) 長野側の橋梁部施工時、落下防止柵部の網を外し、設置・撤去後、網を復旧するものとする。</p> <p>ヘ) 安曇野側カルバートボックス部はGrとカルバートボックス壁面の間に管路を転がし、土のうを被せること。</p> <p>27-29-5 数量の検測 仮設ケーブル管路工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>27-29-6 支払 仮設ケーブル管路工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う光ケーブル管路工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 358 766 448"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (8) 仮設ケーブル管路工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 管路工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> 埋設管設置工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-30 仮舗装工 27-30-1 定義 仮舗装工とは、既設コンクリート舗装版を撤去した後、交通規制等を一時解除した時などアスファルト舗装改良工を実施するまでの間に施工する舗装をいう。</p> <p>27-30-2 材料 イ) 仮舗装工の「材料」は下表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 537 766 672"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>材料及び規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮舗装工 粒度調整路盤工 (t=15cm)</td> <td>粒度調整砕石 (M40) JIS-A5001 修正 CBR: 80%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=10cm)</td> <td>基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20mm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ) 混合物の種類 混合物の種類は、次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 694 766 784"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>アスファルト混合物の種類</th> <th>アスファルトの種類</th> <th>標準アスファルト量</th> <th>骨材の配合設計粒度</th> <th>供試体の突戻回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト 基層工 (t=10cm)</td> <td>アスファルト混合物の基層</td> <td>改質アスファルト</td> <td>4.9%</td> <td>基層用混合物 (一般用) (最大粒径20mm)</td> <td>両面 各75回</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ) 共通仕様書 18-5-3 及び監督員の指示に従って行うものとする。</p> <p>ロ) 用・排水溝等の近傍で施工する際は、アスファルト混合物が用・排水溝等に落下しないように、十分注意を払い、養生等を行い施工しなければならない。なお、当該工事によりアスファルト混合物が散乱した場合には、受注者の責任で清掃を行わなければならない。</p> <p>27-30-4 数量の検測 仮舗装工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。</p> <p>27-30-5 支払 仮舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の敷ならし、整形、</p>		単価表の項目	検測の単位	特一 (8) 仮設ケーブル管路工		管路工	m	埋設管設置工	m	項目	材料及び規格	備考	仮舗装工 粒度調整路盤工 (t=15cm)	粒度調整砕石 (M40) JIS-A5001 修正 CBR: 80%以上		仮舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=10cm)	基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20mm)		項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突戻回数	加熱アスファルト 基層工 (t=10cm)	アスファルト混合物の基層	改質アスファルト	4.9%	基層用混合物 (一般用) (最大粒径20mm)	両面 各75回	<p>ロ) 安曇野側起点部、多孔陶管への配線及び多孔陶管から明かり部への流出のために行う、コア抜き施工は管路工を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>ハ) 設計図書に示す、引通し用の軽量HHの施工は管路工を含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>ニ) 明科BS (上り線) の階段上に管路を架設している際、管路の落下による第三者災害の発生が起らない対策を講ずることとする。</p> <p>ホ) 長野側の橋梁部施工時、落下防止柵部の網を外し、設置・撤去後、網を復旧するものとする。</p> <p>ヘ) 安曇野側カルバートボックス部はGrとカルバートボックス壁面の間に管路を転がし、土のうを被せること。</p> <p>ト) コア削孔は水平方向に行い、厚さは200mm以上400mm未満を想定する。現地確認後、厚さが大きく変動する場合は別途監督員と協議する。</p> <p>チ) 撤去した強化FP管及び接続用Hの処分に関しては、特記仕様書 19. に示す場所へ運搬する。</p> <p>リ) 撤去した架空用材料に関しては、特記仕様書 16. に従うものとする。</p> <p>27-29-5 数量の検測 仮設ケーブル管路工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>27-29-6 支払 仮設ケーブル管路工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う光ケーブル管路工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 537 1452 627"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (8) 仮設ケーブル管路工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 管路工</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td> 埋設管設置工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-30 仮舗装工 27-30-1 定義 仮舗装工とは、既設コンクリート舗装版を撤去した後、交通規制等を一時解除した時などアスファルト舗装改良工を実施するまでの間に施工する舗装をいう。</p> <p>27-30-2 材料 イ) 仮舗装工の「材料」は下表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 739 1452 851"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>材料及び規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮舗装工 粒度調整路盤工 (t=15cm)</td> <td>粒度調整砕石 (M40) JIS-A5001 修正 CBR: 80%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=10cm)</td> <td>基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20mm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ) 混合物の種類 混合物の種類は、次のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合による単価の変更は原則として行わないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 896 1452 985"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>アスファルト混合物の種類</th> <th>アスファルトの種類</th> <th>標準アスファルト量</th> <th>骨材の配合設計粒度</th> <th>供試体の突戻回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト 基層工 (t=10cm)</td> <td>アスファルト混合物の基層</td> <td>改質アスファルト</td> <td>4.9%</td> <td>基層用混合物 (一般用) (最大粒径20mm)</td> <td>両面 各75回</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (8) 仮設ケーブル管路工		管路工	m	埋設管設置工	m	項目	材料及び規格	備考	仮舗装工 粒度調整路盤工 (t=15cm)	粒度調整砕石 (M40) JIS-A5001 修正 CBR: 80%以上		仮舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=10cm)	基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20mm)		項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突戻回数	加熱アスファルト 基層工 (t=10cm)	アスファルト混合物の基層	改質アスファルト	4.9%	基層用混合物 (一般用) (最大粒径20mm)	両面 各75回
単価表の項目	検測の単位																																																												
特一 (8) 仮設ケーブル管路工																																																													
管路工	m																																																												
埋設管設置工	m																																																												
項目	材料及び規格	備考																																																											
仮舗装工 粒度調整路盤工 (t=15cm)	粒度調整砕石 (M40) JIS-A5001 修正 CBR: 80%以上																																																												
仮舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=10cm)	基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20mm)																																																												
項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突戻回数																																																								
加熱アスファルト 基層工 (t=10cm)	アスファルト混合物の基層	改質アスファルト	4.9%	基層用混合物 (一般用) (最大粒径20mm)	両面 各75回																																																								
単価表の項目	検測の単位																																																												
特一 (8) 仮設ケーブル管路工																																																													
管路工	m																																																												
埋設管設置工	m																																																												
項目	材料及び規格	備考																																																											
仮舗装工 粒度調整路盤工 (t=15cm)	粒度調整砕石 (M40) JIS-A5001 修正 CBR: 80%以上																																																												
仮舗装工 加熱アスファルト基層工 (t=10cm)	基層用混合物 (一般用) (最大粒径 20mm)																																																												
項目	アスファルト混合物の種類	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材の配合設計粒度	供試体の突戻回数																																																								
加熱アスファルト 基層工 (t=10cm)	アスファルト混合物の基層	改質アスファルト	4.9%	基層用混合物 (一般用) (最大粒径20mm)	両面 各75回																																																								
備考	27-29-4 施工 ト)、チ)、リ) の記載内容追加		55																																																										

対象	特記仕様書 P. 57 28. 率計上工事に関する事項 28-1-3 種別		正																																				
誤	<p>総論、選材材の散布又は混合仮舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 1187 766 1299"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (9) 仮舗装工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (上)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> 加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (上)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> 粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (下)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> 加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (下)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>28. 率計上工事に関する事項 28-1 率計上工事 28-1-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分については、当初契約において一式として契約する。特記仕様書 28-1-4 に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>28-1-2 用語の定義 共通仕様書 1-2 「用語の定義」に次を追加する。 (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="223 1478 766 1612"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>単価表の番号 (1~226) のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-1-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 28-1-3 「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。</p> <p>28-1-5 契約変更について (1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地調査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。 なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせず、契約変更を行うものとする。</p> <p>28-1-6 数量の検測 率計上工事に関する事項の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。</p> <p>28-1-7 支払 率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 1948 766 1993"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (10) 率計上工事に関する事項</td> <td>式</td> </tr> </tbody> </table>		単価表の項目	検測の単位	特一 (9) 仮舗装工		粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (上)	m ²	加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (上)	m ²	粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (下)	m ²	加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (下)	m ²	単価表の項目	区分内容	率計上工事に関する事項	単価表の番号 (1~226) のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう	単価表の項目	検測の単位	特一 (10) 率計上工事に関する事項	式	<p>27-30-3 施工 イ) 共通仕様書 18-5-3 及び監督員の指示に従って行うものとする。 ロ) 用・排水溝等の近傍で施工する際は、アスファルト混合物が用・排水溝等に落下しないように、十分注意を払い、養生等を行い施工しなければならない。なお、当該工事によりアスファルト混合物が散乱した場合には、受注者の責任で清掃を行わなければならない。</p> <p>27-30-4 数量の検測 仮舗装工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。</p> <p>27-30-5 支払 仮舗装工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の敷ならし、整形、締固め、選材材の散布又は混合仮舗装工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 1366 1452 1478"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (9) 仮舗装工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (上)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> 加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (上)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> 粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (下)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td> 加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (下)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>28. 率計上工事に関する事項 28-1 率計上工事 28-1-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分については、当初契約において一式として契約する。特記仕様書 28-1-4 に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>28-1-2 用語の定義 共通仕様書 1-2 「用語の定義」に次を追加する。 (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="925 1680 1452 1792"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>単価表の番号 (1~210) のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> </tr> </tbody> </table> <p>28-1-4 当初契約金額 当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 28-1-3 「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。</p> <p>28-1-5 契約変更について (1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地調査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。 なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限</p>	単価表の項目	検測の単位	特一 (9) 仮舗装工		粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (上)	m ²	加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (上)	m ²	粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (下)	m ²	加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (下)	m ²	単価表の項目	区分内容	率計上工事に関する事項	単価表の番号 (1~210) のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう
単価表の項目	検測の単位																																						
特一 (9) 仮舗装工																																							
粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (上)	m ²																																						
加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (上)	m ²																																						
粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (下)	m ²																																						
加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (下)	m ²																																						
単価表の項目	区分内容																																						
率計上工事に関する事項	単価表の番号 (1~226) のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう																																						
単価表の項目	検測の単位																																						
特一 (10) 率計上工事に関する事項	式																																						
単価表の項目	検測の単位																																						
特一 (9) 仮舗装工																																							
粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (上)	m ²																																						
加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (上)	m ²																																						
粒度調整路盤工 (t=15cm) (昼夜) (下)	m ²																																						
加熱アスファルト基層工 (t=10cm) (下)	m ²																																						
単価表の項目	区分内容																																						
率計上工事に関する事項	単価表の番号 (1~210) のうち単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額の合計に20%を乗じた金額相当の率計上工事をいう																																						
備考	28-1-3 種別 記載内容訂正		56																																				

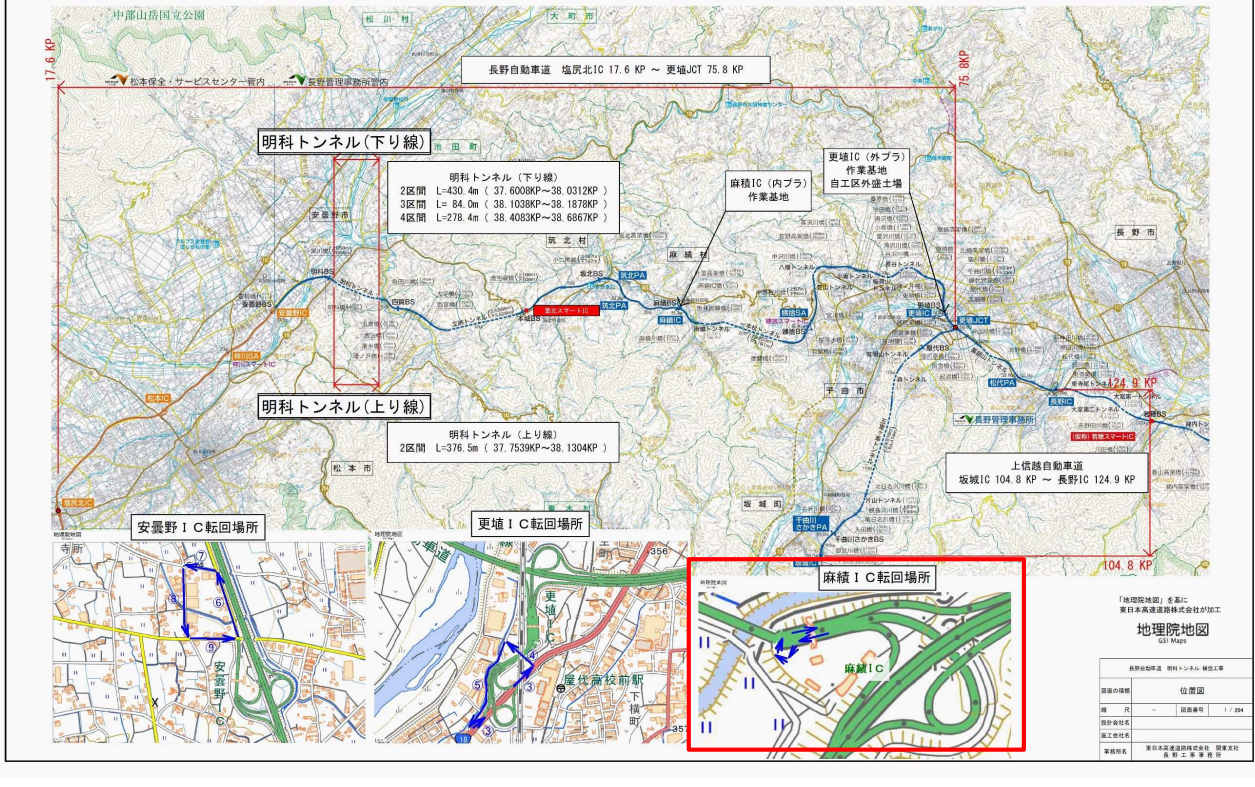
誤

位置図



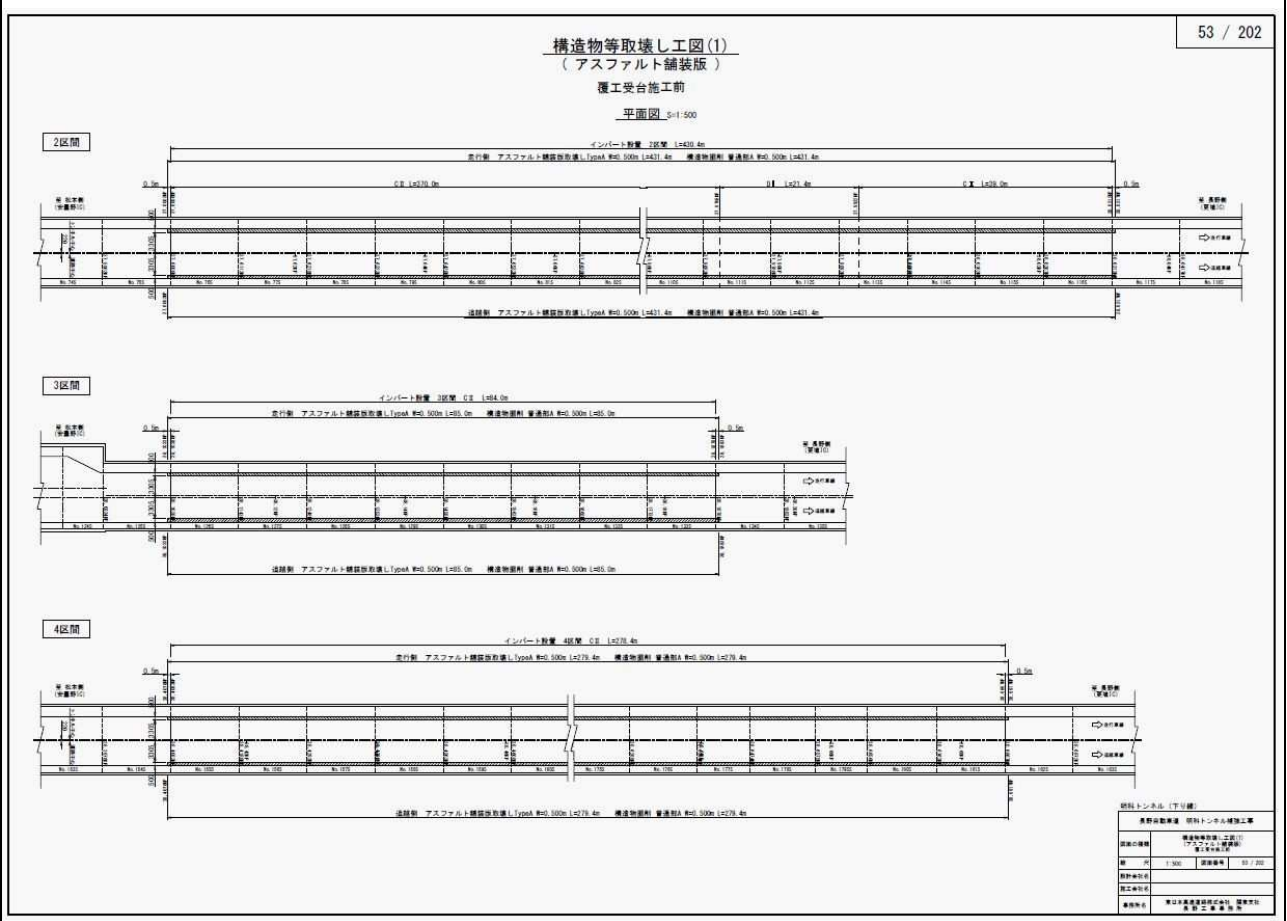
正

位置図

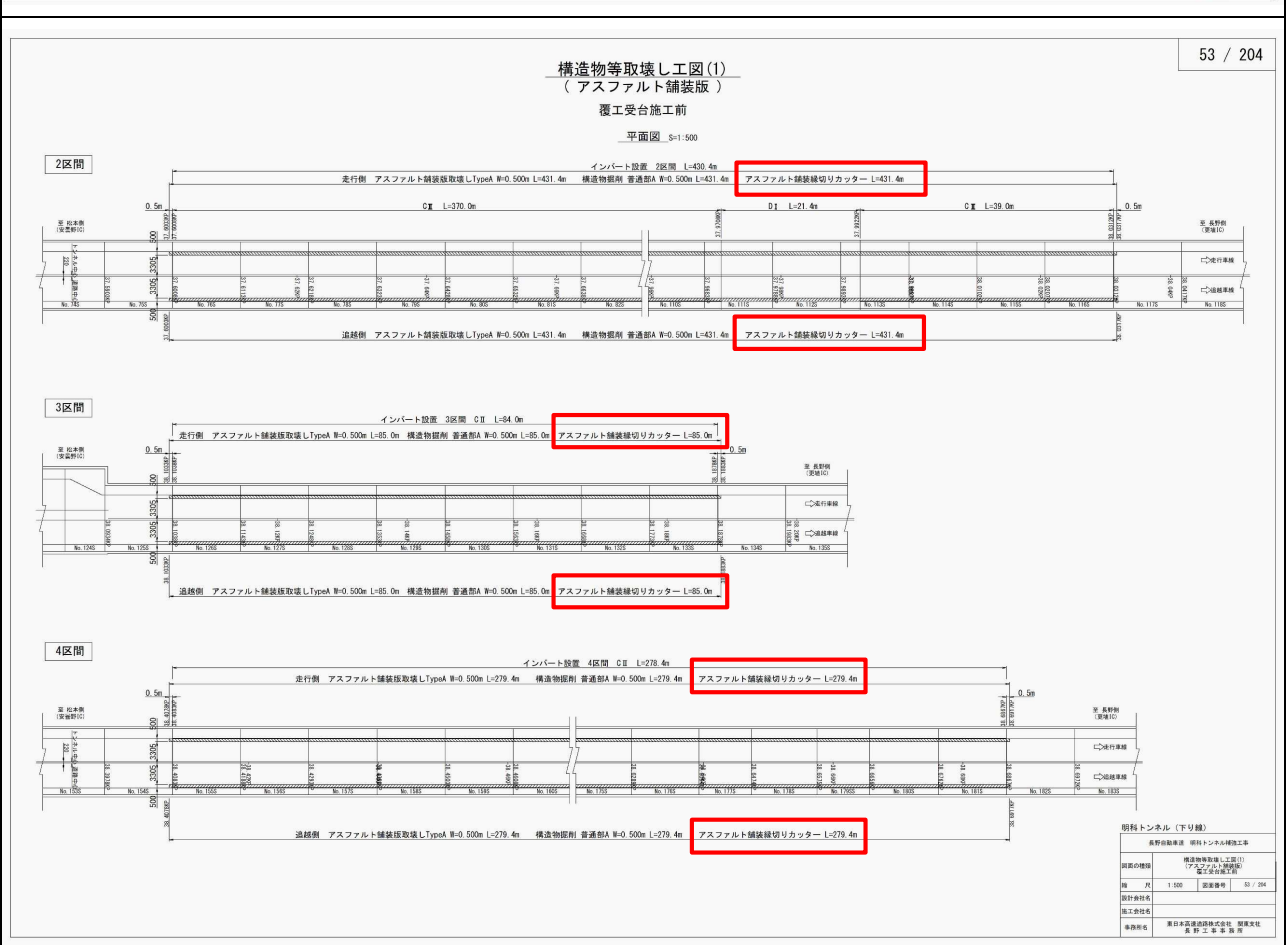


対象 設計図 (インバート補強工編)
 構造物等取壊し工図 (1) (アスファルト舗装版) (53/204)

誤



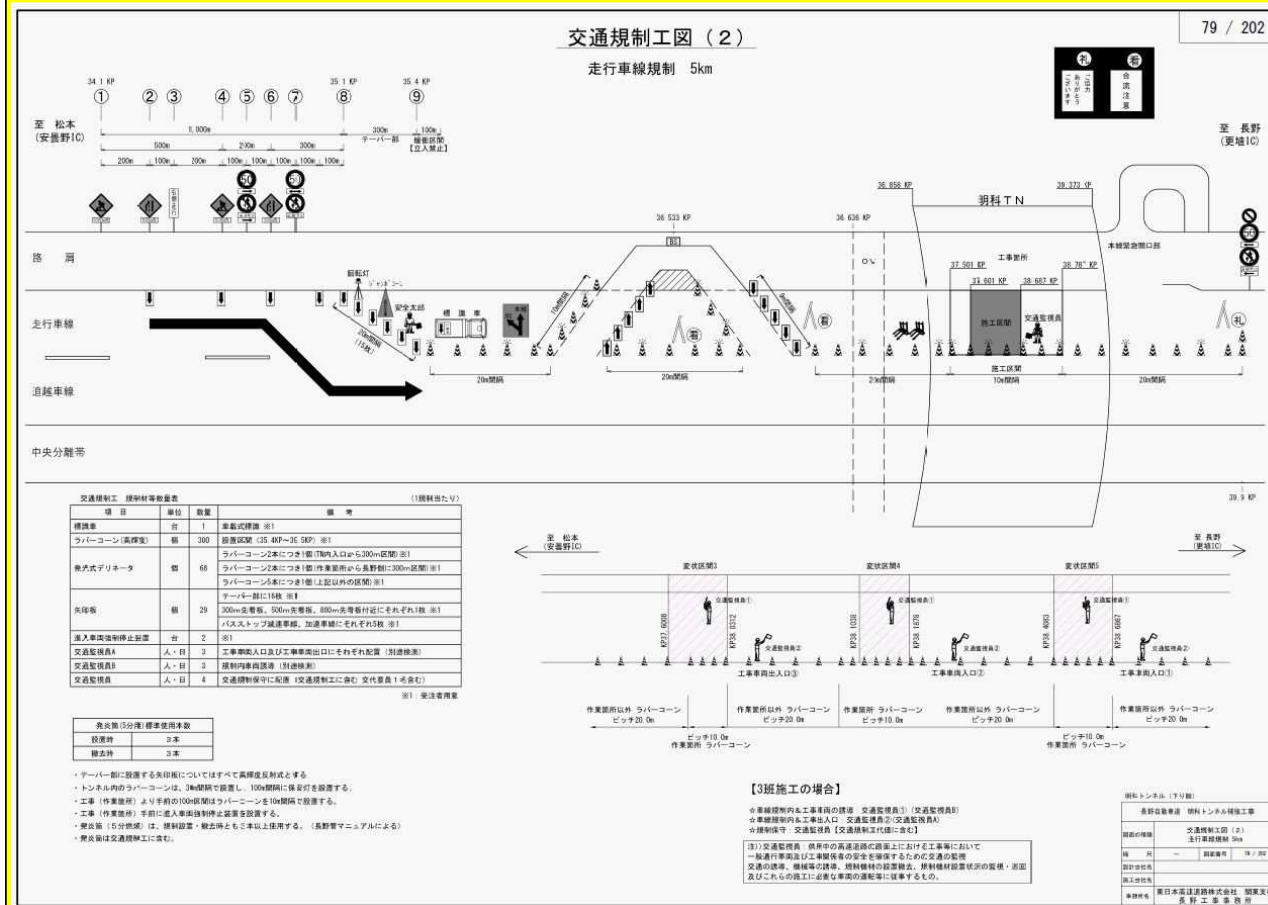
正



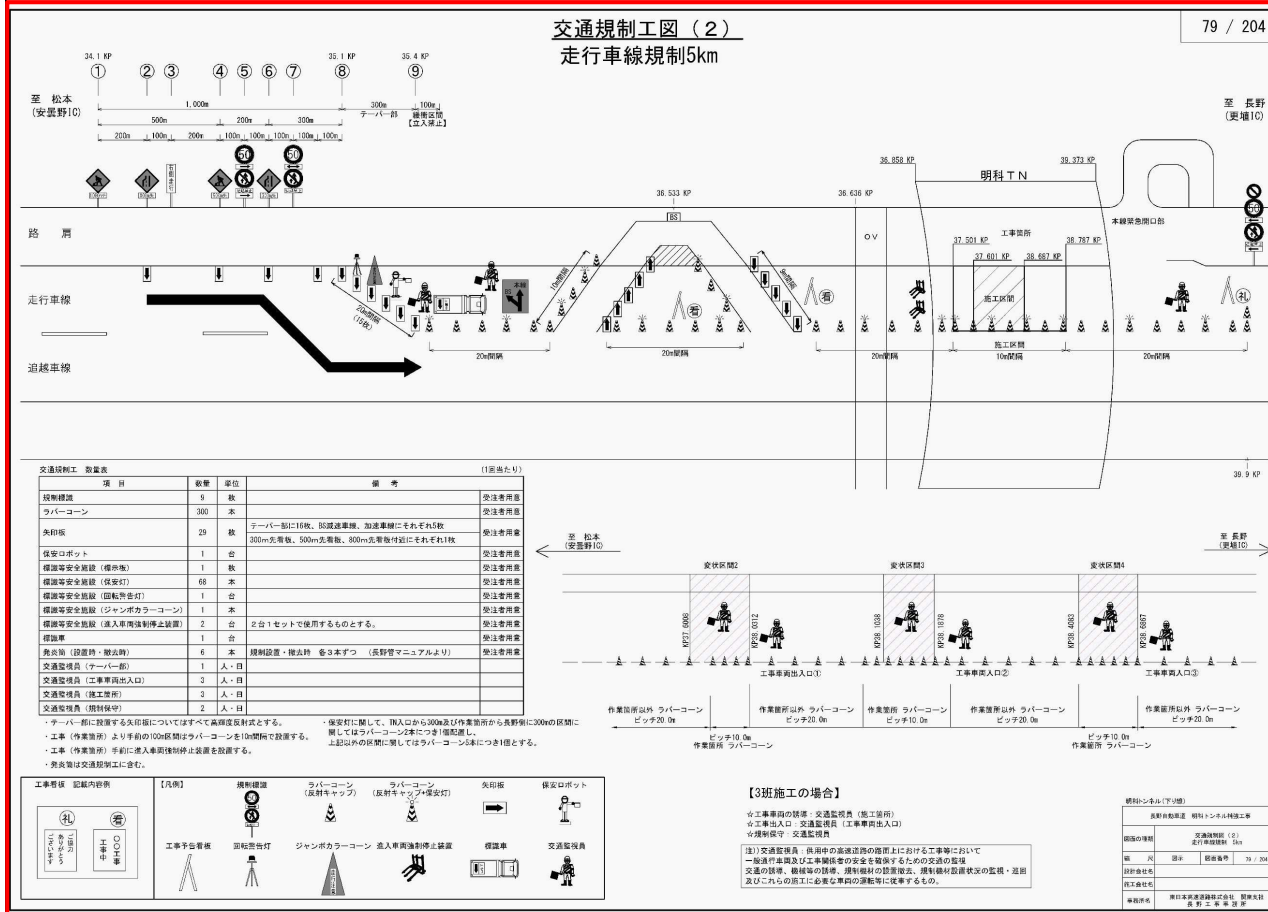
備考 設計図 明科トンネルインバート図面 53/204 構造物等取壊し工図 (1) (アスファルト舗装版)
 アスファルト舗装版切りカッター 旗上げ追記

対象
誤

設計図(インバート補強工編)
交通規制工図(2) 走行車線規制5km(79/204)



正



備考

誤

交通規制工図 (3) 追越車線規制 5km

80 / 202

項目	単位	数量	備考
標識板	枚	289	車線式標識 ※1
ラバーコーン(高規格)	個	289	設置区間 (S: 400~500m) ※1
傘式式リコーン	個	69	ラバーコーン並につき1個(1箇所につき300m区間) ※1 ラバーコーン並につき1個(上記以外の区間) ※1
矢印板	枚	19	ラバーコーン並につき1枚 ※1 300m先看板、500m先看板、800m先看板付並につきそれぞれ1枚 ※1
進入車線規制禁止装置	台	2	※1
交通監視員	人・日	3	工事開始出入口及び工事終了出入口にそれぞれ配置 (別図参照)
交通監視員	人・日	3	規制区間(長さ) 1箇所あたり
交通監視員	人・日	4	交通規制保守に配置 1交通規制区間に1名(交代要員1名含む) ※1 交通監視員

設置種	3本
標識板	3本
ラバーコーン	3本

※1 交通監視員

・ラバーコーンに設置する矢印板についてはすべて高規格設計とする。
 ・トンネル内のラバーコーンは、3m間隔で設置し、100m間隔で保管釘を設置する。
 ・工事(作業箇所)より手前の100m区間はラバーコーンを10m間隔で設置する。
 ・工事(作業箇所)手前に進入車線規制禁止装置を設置する。
 ・長さ別(5分種)は、規制設置・撤去時とも5分単位以上使用する。(長野マニュアルによる)
 ・長さ別は交通規制工に含む。

【3班施工の場合】
 ※工事開始時刻の異なる3班の交通監視員(交通監視員)
 ※工事開始時刻の異なる工事開始出入口 交通監視員(交通監視員)
 ※規制保守 交通監視員【交通規制工(3)に含む】

※1) 交通監視員は、現場中の高規格標識の設置上における工事等において、一時的に作業員及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視・誘導の任務、機械等の誘導、規制材の設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。

正

交通規制工図 (3) 追越車線規制5km

80 / 204

項目	数量	単位	備考
規制標識	5	枚	労務用
ラバーコーン	289	本	労務用
矢印板	19	枚	労務用
保安ロボット	1	台	労務用
標識等安全装置 (標識板)	1	枚	労務用
標識等安全装置 (保安灯)	69	本	労務用
標識等安全装置 (回転警告灯)	1	台	労務用
標識等安全装置 (ジャンボラコーン)	1	本	労務用
標識等安全装置 (進入車線規制禁止装置)	2	台	2台1セットで使用するものとする。
規制板	1	枚	労務用
長さ別 (設置用・撤去用)	6	本	規制設置・撤去時 各3本ずつ (長野マニュアルより)
交通監視員 (ラバーコーン)	1	人・日	
交通監視員 (工事開始出入口)	3	人・日	
交通監視員 (施工箇所)	3	人・日	
交通監視員 (規制保守)	2	人・日	

・ラバーコーンに設置する矢印板についてはすべて高規格設計とする。
 ・工事(作業箇所)より手前の100m区間はラバーコーンを10m間隔で設置する。
 ・工事(作業箇所)手前に進入車線規制禁止装置を設置する。
 ・長さ別(5分種)は、規制設置・撤去時とも5分単位以上使用する。(長野マニュアルによる)
 ・長さ別は交通規制工に含む。

・保安灯に設置する矢印板については、1箇所に1枚、1箇所に300枚(作業箇所から長野側に300m区間)に設置してラバーコーン並に1枚を1箇所とする。
 ・工事(作業箇所)手前に進入車線規制禁止装置を設置する。
 ・長さ別(5分種)は、規制設置・撤去時とも5分単位以上使用する。(長野マニュアルによる)
 ・長さ別は交通規制工に含む。

【3班施工の場合】
 ※工事開始時刻の異なる3班の交通監視員(施工箇所)
 ※工事開始時刻の異なる工事開始出入口 交通監視員(工事開始出入口)
 ※規制保守 交通監視員

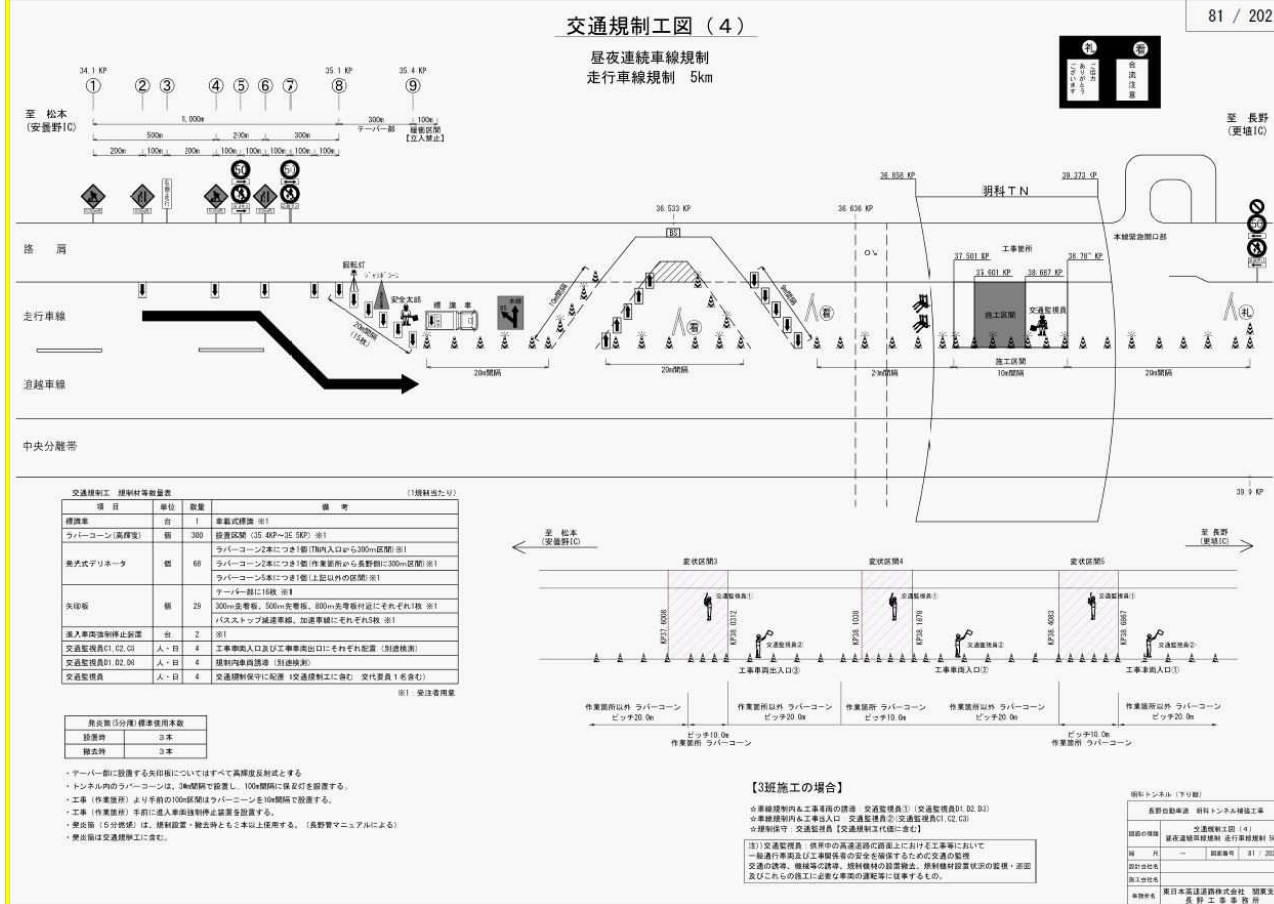
※1) 交通監視員は、現場中の高規格標識の設置上における工事等において、一時的に作業員及び工事関係者の安全を確保するための交通の監視・誘導の任務、機械等の誘導、規制材の設置状況の監視・巡回及びこれらの施工に必要な車両の運転等に従事するもの。

備考

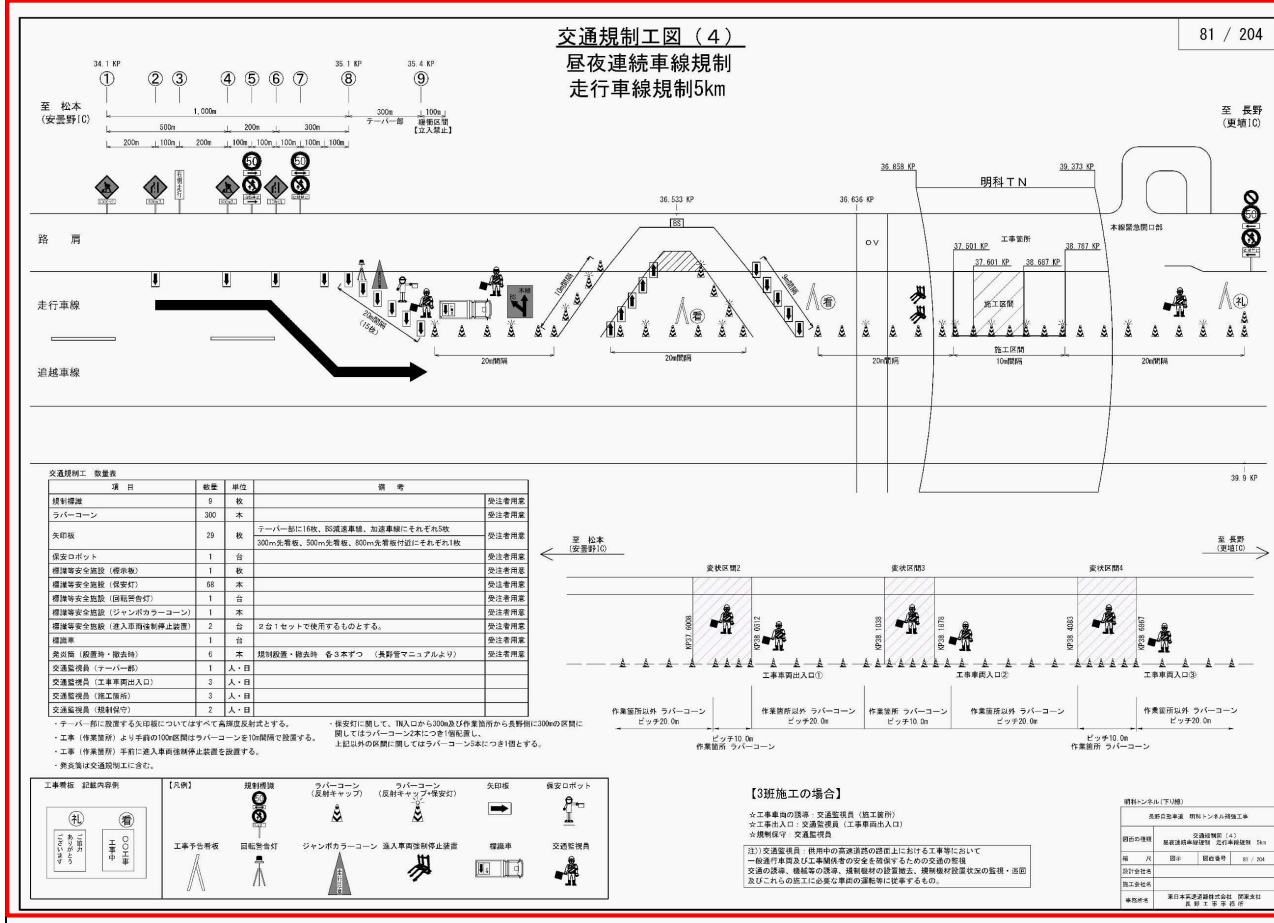
対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
交通規制工図 (4) 昼夜連続車線規制 走行車線規制 5km (81/204)

81 / 202



正



備考

82 / 202

交通規制工図 (5) 昼夜連続車線規制 追越車線規制 5km

項目	単位	数量	備 考
規制標	枚	1	車道式規制標 (4)
ラバーコーン (高輝度)	個	289	規制区間 (150 400~25 500) 用
ラバーコーン (標準)	個	289	ラバーコーン(2本につき1個) [制限入口から300m区間] 用
旗印板	枚	69	ラバーコーン(2本につき1個) [作業箇所から長野側300m区間] 用 ラバーコーン(2本につき1個) [上記以外の区間] 用
矢印板	枚	19	カーブ側に1枚 用
進入車両規制禁止標	枚	2	200m先警告、500m先警告、800m先警告付設にそれぞれ1枚 用
交通監視員 (2名)	人・日	4	工事開始前及終了後工事現場出入口にそれぞれ配置 (別途検算)
交通監視員 (1名)	人・日	4	規制区間維持 (別途検算)
交通監視員	人・日	4	交通規制中に配置 (交通規制工に含む) 交代要員3名含む

※1 要注事項

【3班施工の場合】

- ※車線規制向E工事車両の通行 交通監視員1 (交通監視員D1 02, 03)
- ※車線規制向工事出入口 交通監視員2 (交通監視員C1, C2, C3)
- ※規制保持 交通監視員 (交通規制工に含む)

※2) 交通監視員、作業中の高速道路の路上における工事等に対しては、規制作業員及び作業員の安全確保するための交通監視員、交通の誘導、機械等の誘導、規制標の設置撤去、規制材の設置状況の監視、計画及びこれらの施工に必要となる車両の運転等に従事するもの。

規制トンネル (下り側)
 長野自動車道 規制トンネル補強工事
 規制区間 交通規制区間 (5.1)
 車道規制維持 交通監視員 (5.1)
 規制保持 交通監視員 (交通規制工に含む)
 図面コード ー ー ー
 図面番号 82 / 202
 設計者 氏名
 監理者 氏名
 承認者 氏名

82 / 204

交通規制工図 (5) 昼夜連続車線規制 追越車線規制5km

項目	数量	単位	備 考
規制標	5	枚	受注者用意
ラバーコーン	289	本	受注者用意
矢印板	19	枚	カーブ側に1枚 受注者用意
進入車両規制禁止標	1	枚	300m先警告、500m先警告、800m先警告付設にそれぞれ1枚 受注者用意
規制標	1	枚	2台1セットで使用するためのものとする。 受注者用意
規制標	1	枚	受注者用意
交通監視員 (作業開始)	6	本	規制設置・撤去時 各3本ずつ (長野マニュアルより) 受注者用意
交通監視員 (作業開始)	1	人・日	受注者用意
交通監視員 (工事開始)	3	人・日	受注者用意
交通監視員 (規制保持)	2	人・日	受注者用意

※1 要注事項

※2) 規制区間において、制限入口から300m及び作業箇所から長野側300mの区間に限り、ラバーコーン(2本につき1個)を1枚設置するものとする。

※3) 上記以外の区間に関してはラバーコーン(2本につき1個)とする。

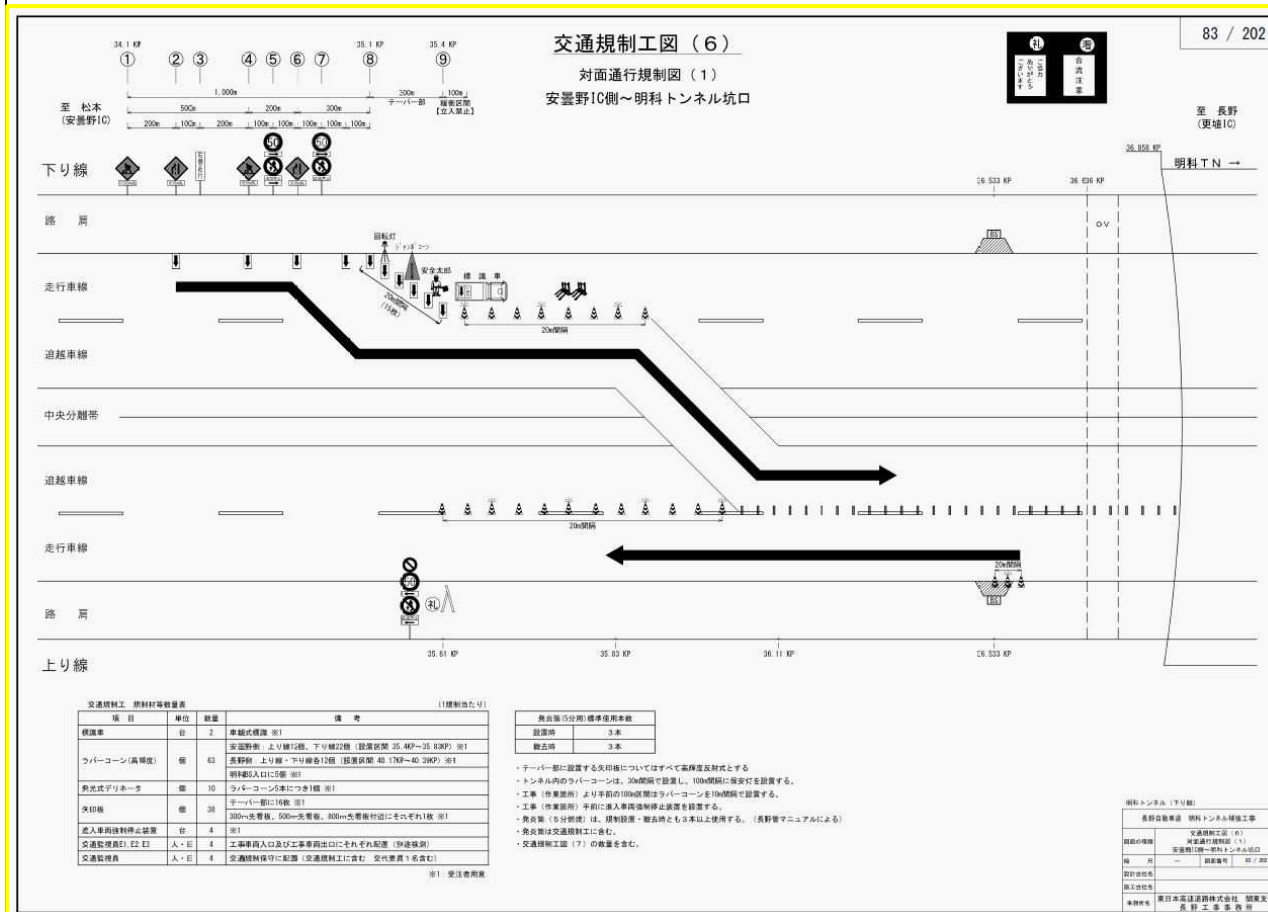
※4) 必要は交通規制工に含む。

工事開始 規制区間内
 【凡例】 規制標、ラバーコーン (反転キヤップ)、ラバーコーン (反転キヤップ+保安灯)、旗印板、旗印ポット
 工事予告標、回転警告灯、ジャンボラバーコーン、進入車両規制禁止標、規制標、交通監視員

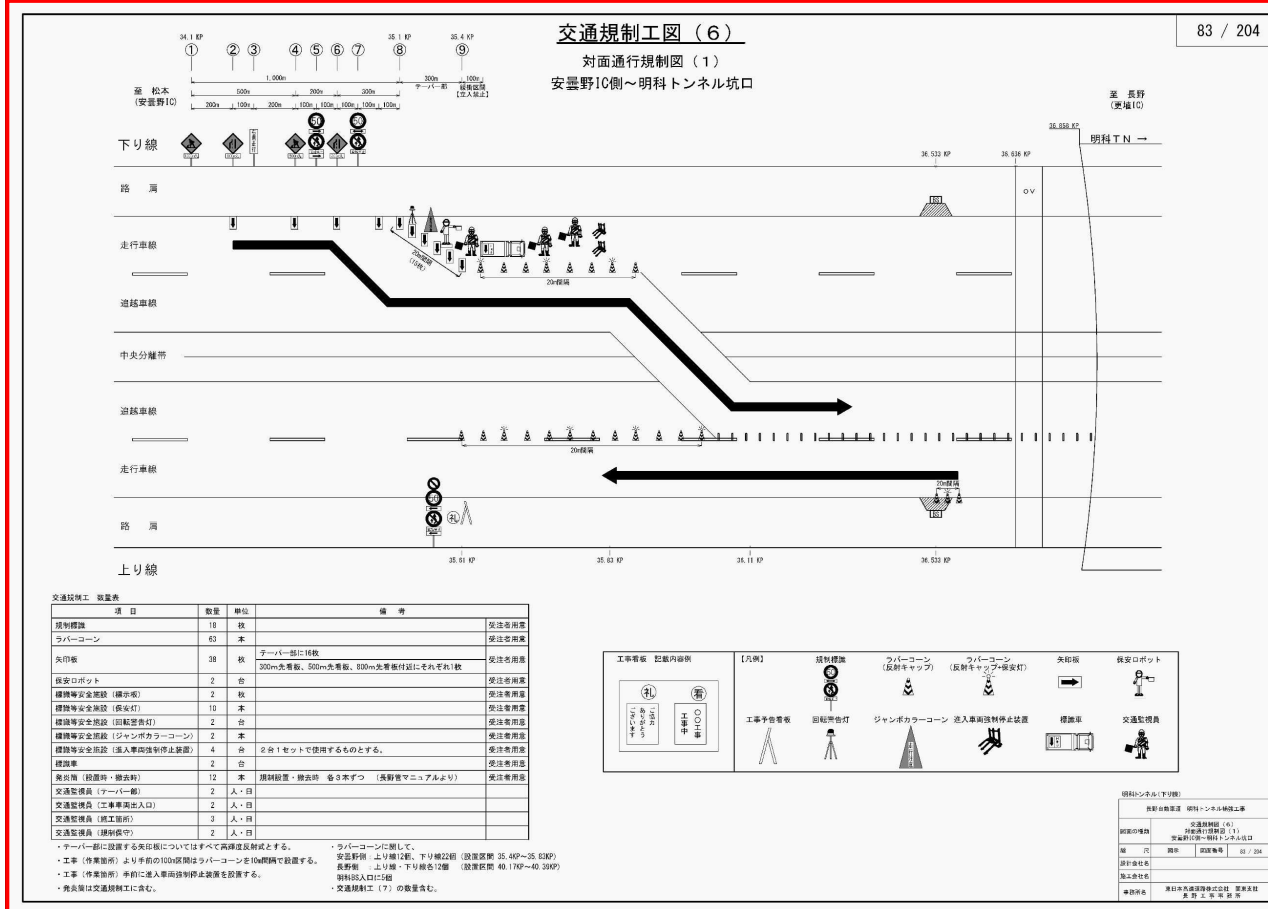
規制トンネル (下り側)
 長野自動車道 規制トンネル補強工事
 規制区間 交通規制区間 (5.1)
 車道規制維持 交通監視員 (5.1)
 規制保持 交通監視員 (交通規制工に含む)
 図面コード ー ー ー
 図面番号 82 / 204
 設計者 氏名
 監理者 氏名
 承認者 氏名

対象
誤

設計図(インバート補強工編)
交通規制工図(6) 対面通行規制図(1) 安曇野IC側~明科トンネル坑口(83/204)



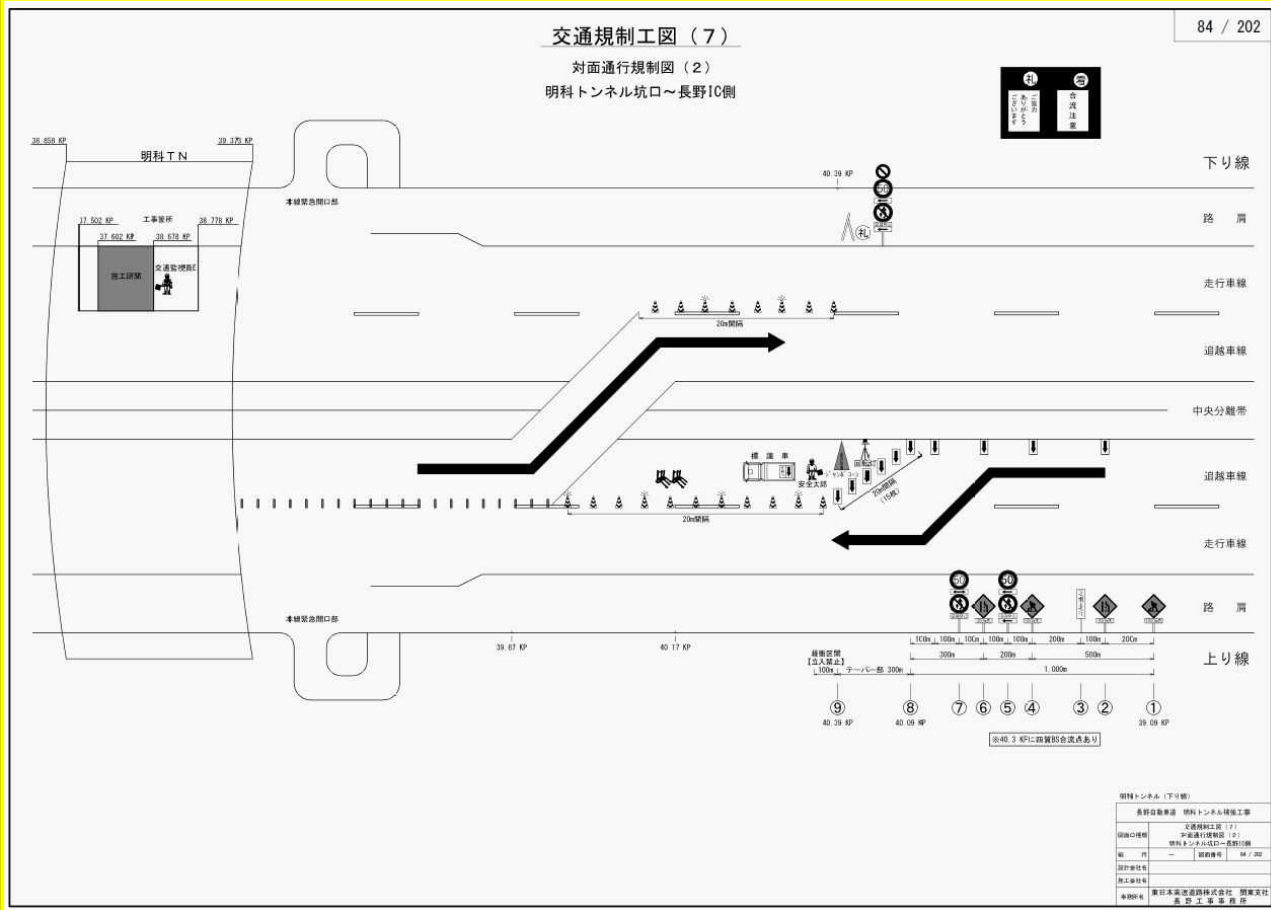
正



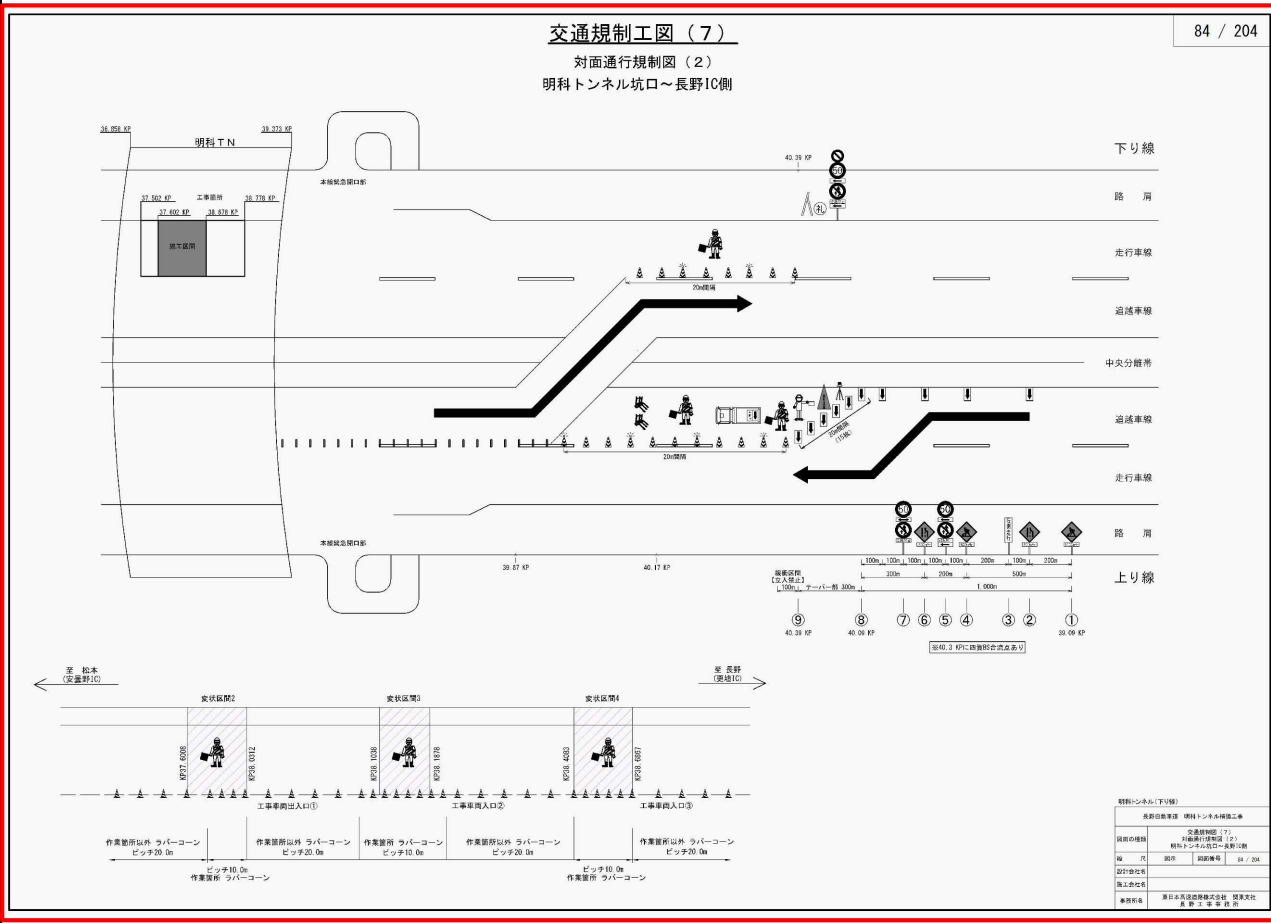
備考

対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
交通規制工図 (7) 対面通行規制図 (2) 明科トンネル坑口～長野IC側 (84/204)



正



備考

対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
交通規制工図 (12) 【通行止め閉鎖箇所 (安曇野 IC①)】 (89/204)

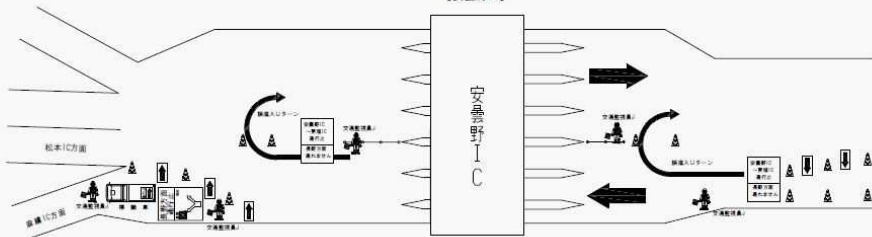
交通規制工図 (12) S=1:400

89 / 202

【通行止め閉鎖箇所 (安曇野 IC①)】

夜間通行止め規制

【安曇野 IC】



交通規制工 規制材等数量表 (1箇所あたり)

項目	単位	数量	備考
規制標	枚	1	車載式規制 20T
ラバーコーン(黄緑色)	個	11	20T
車載式バリケード	個	11	ラバーコーン(車につき1個) 20T
矢印板	枚	7	IC内側、IC外側(カーブ側) 20T
交通監視員	人・日	6	交通規制保守に配置 (規制線裏 交代1名含む)

※1: 受注者用車

規制トンネル(7号車)

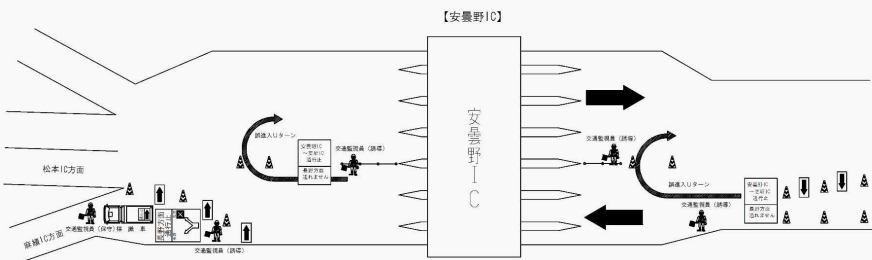
長野自動車道 朝日トンネル補強工事	
図面の種類	交通規制工図 (12)
図 尺	1:400 図面番号 89/202
設計会社名	
施工会社名	
事務所名	東日本建設設計株式会社 長野支社 長野二条事務所

正

交通規制工図 (12)

89 / 204

【通行止め閉鎖箇所 (安曇野 IC①)】



交通規制工 数量表 (1箇所あたり)

項目	数量	単位	備考
規制標	0	枚	受注者用車
ラバーコーン	11	本	受注者用車
矢印板	7	枚	IC内側、IC外側(カーブ側) 20T
保安ロボット	0	台	受注者用車
標識等安全施設 (指示板)	0	枚	受注者用車
標識等安全施設 (保安灯)	11	本	ラバーコーン(車につき1個)
標識等安全施設 (回転警告灯)	0	台	受注者用車
標識等安全施設 (ジャンボカラーコーン)	0	本	受注者用車
標識等安全施設 (進入車両待機停止装置)	0	台	受注者用車
標識車	1	台	受注者用車
保安員 (設置時・撤去時)	0	本	受注者用車
交通監視員 (規制保守)	1	人・日	
交通監視員 (標識)	4	人・日	

・カーブ側に設置する矢印板についてはすべて両側設置形式とする。



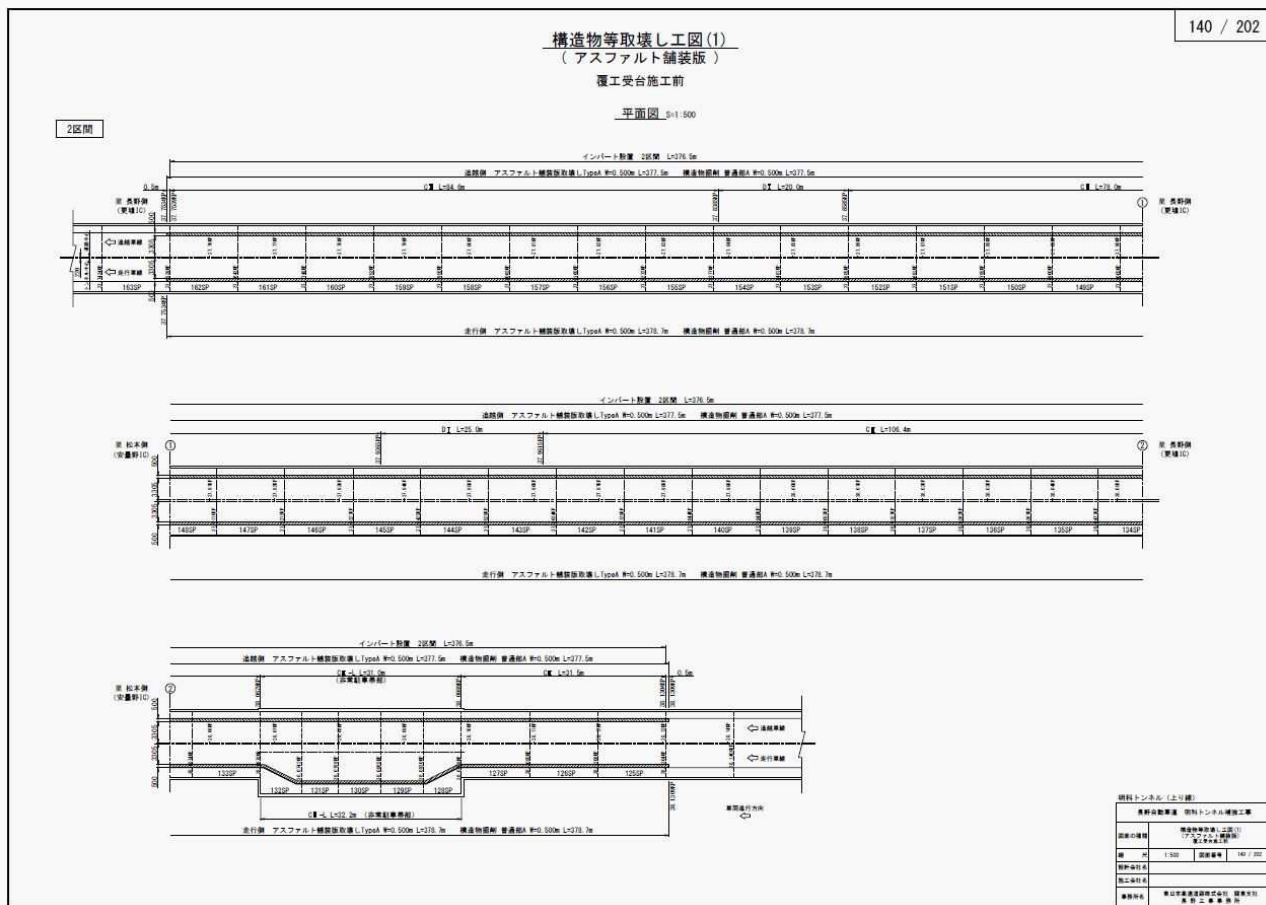
規制トンネル(7号車)

長野自動車道 朝日トンネル補強工事	
図面の種類	交通規制工図 (12)
図 尺	1:400 図面番号 89/204
設計会社名	
施工会社名	
事務所名	東日本建設設計株式会社 長野支社 長野二条事務所

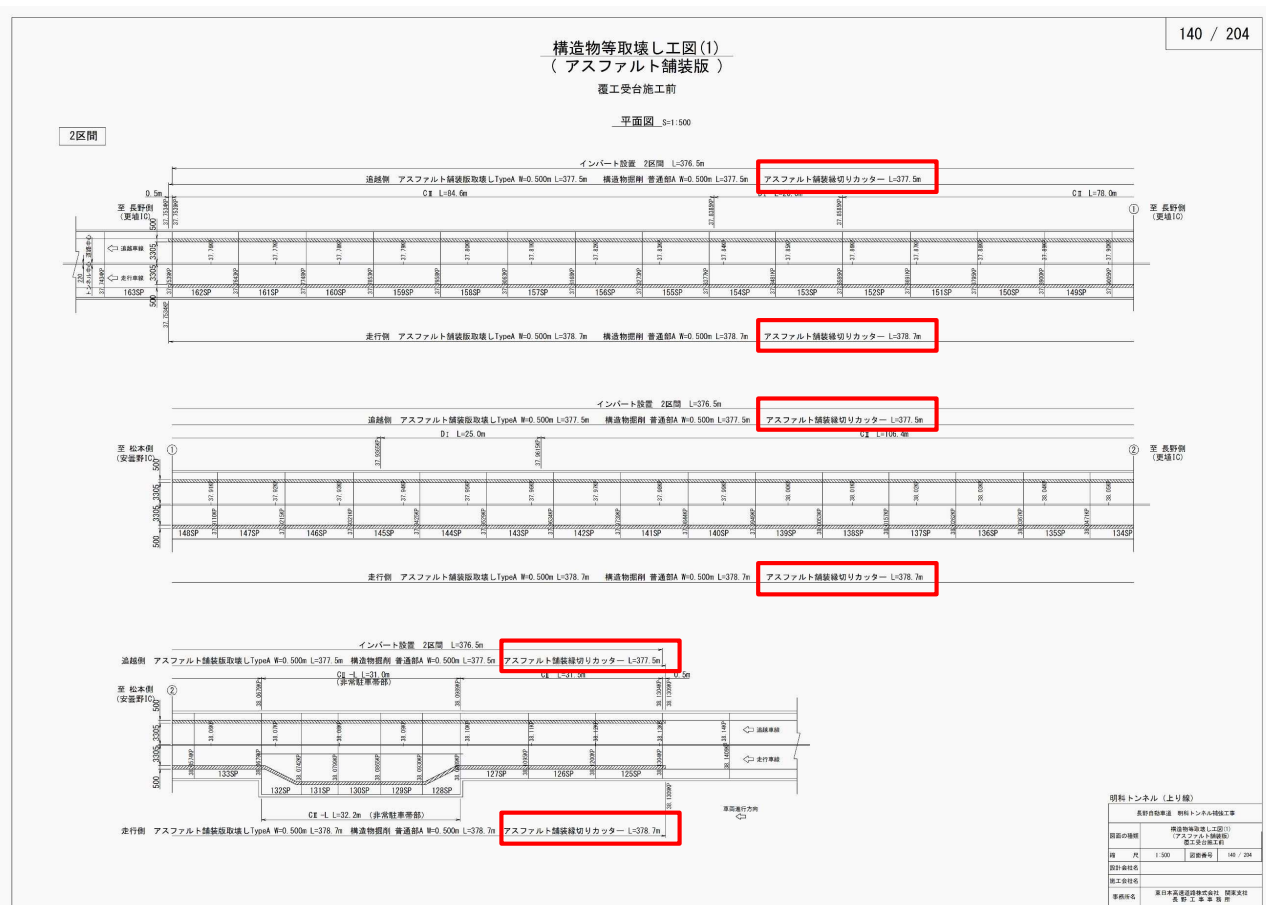
備考

対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
構造物等取壊し工図 (1) (アスファルト舗装版) (140/204)



正



備考

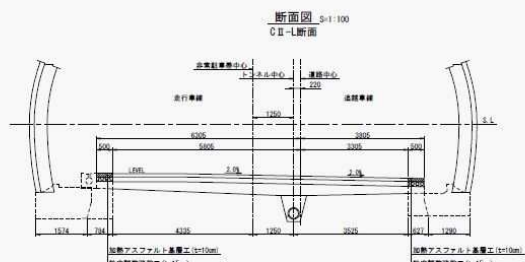
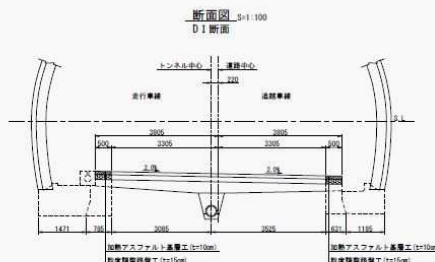
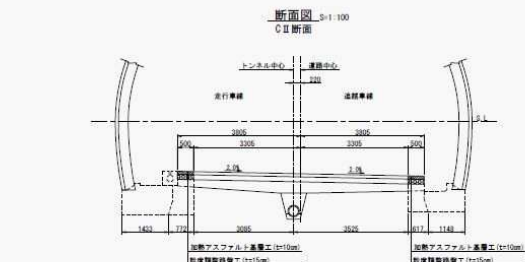
設計図 明科トンネルインパット図面 140/204 構造物等取壊し工図 (1) (アスファルト舗装版)
アスファルト舗装縁切りカッター 追記

対象
誤

設計図 (インパート補強工編)
構造物等取壊し工図 (2) (アスファルト舗装版) (141/204)

141 / 202

構造物等取壊し工図 (2)
(アスファルト舗装版)
覆工受台施工前



アスファルト舗装取壊しTypeA 数量表 (覆工受台施工前)

区間	車線区分	延長 (m)	厚さ (cm)	幅員 (m)	数量 (m ²)	備考
2区間	道幅側	C-E	301.5	10	0.500	150.8
	道幅側	D-I	45.0	10	0.500	22.5
	道幅側	C-E-L	31.0	10	0.500	15.5
	道幅側	C-E	301.5	10	0.500	150.8
	道幅側	D-I	45.0	10	0.500	22.5
	道幅側	C-E-L	32.2	10	0.500	16.1
小計	道幅側				377.5	188.8
	走行側				378.7	189.4
合計						376.2

構造物取壊し 数量表 (覆工受台施工前)

区間	車線区分	延長 (m)	断面積 (m ²)	数量 (m ³)	備考
2区間	道幅側	C-E	301.5	0.075	22.6
	道幅側	D-I	45.0	0.075	3.4
	道幅側	C-E-L	31.0	0.075	2.3
	道幅側	C-E	301.5	0.075	22.6
	道幅側	D-I	45.0	0.075	3.4
	道幅側	C-E-L	32.2	0.075	2.4
小計	道幅側				28.3
	走行側				28.4
合計					56.7

明科トンネル (上り線)

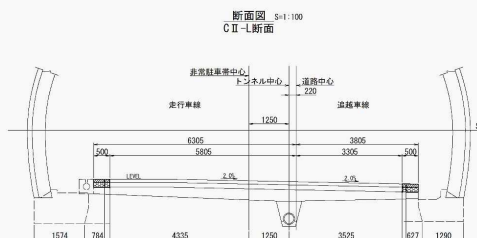
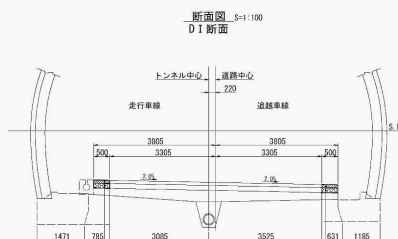
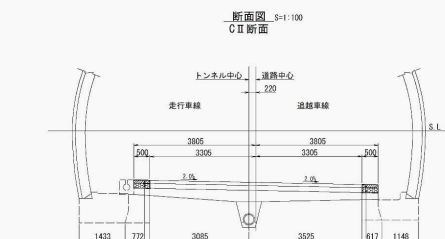
区間	構造物取壊し (m ²)	アスファルト舗装取壊し (m ²)
1区間	146	146
2区間	146	146
合計	292	292

正

構造物等取壊し工図 (2)
(アスファルト舗装版)

141 / 204

覆工受台施工前



アスファルト舗装線切りカッター位置
加熱アスファルト基層工 (t=10cm)
粗度調整層工 (t=15cm)
アスファルト舗装線切りカッター位置

アスファルト舗装線切りカッター位置
加熱アスファルト基層工 (t=10cm)
粗度調整層工 (t=15cm)
アスファルト舗装線切りカッター位置

アスファルト舗装取壊しTypeA 数量表 (覆工受台施工前)

区間	車線区分	延長 (m)	厚さ (cm)	幅員 (m)	数量 (m ²)	備考
2区間	道幅側	C-E	301.5	10	0.500	150.8
	道幅側	D-I	45.0	10	0.500	22.5
	道幅側	C-E-L	31.0	10	0.500	15.5
	道幅側	C-E	301.5	10	0.500	150.8
	道幅側	D-I	45.0	10	0.500	22.5
	道幅側	C-E-L	32.2	10	0.500	16.1
小計	道幅側				377.5	188.8
	走行側				378.7	189.4
合計						378.2

構造物取壊し 数量表 (覆工受台施工前)

区間	車線区分	延長 (m)	断面積 (m ²)	数量 (m ³)	備考
2区間	道幅側	C-E	301.5	0.075	22.6
	道幅側	D-I	45.0	0.075	3.4
	道幅側	C-E-L	31.0	0.075	2.3
	道幅側	C-E	301.5	0.075	22.6
	道幅側	D-I	45.0	0.075	3.4
	道幅側	C-E-L	32.2	0.075	2.4
小計	道幅側				28.3
	走行側				28.4
合計					56.7

明科トンネル (上り線)

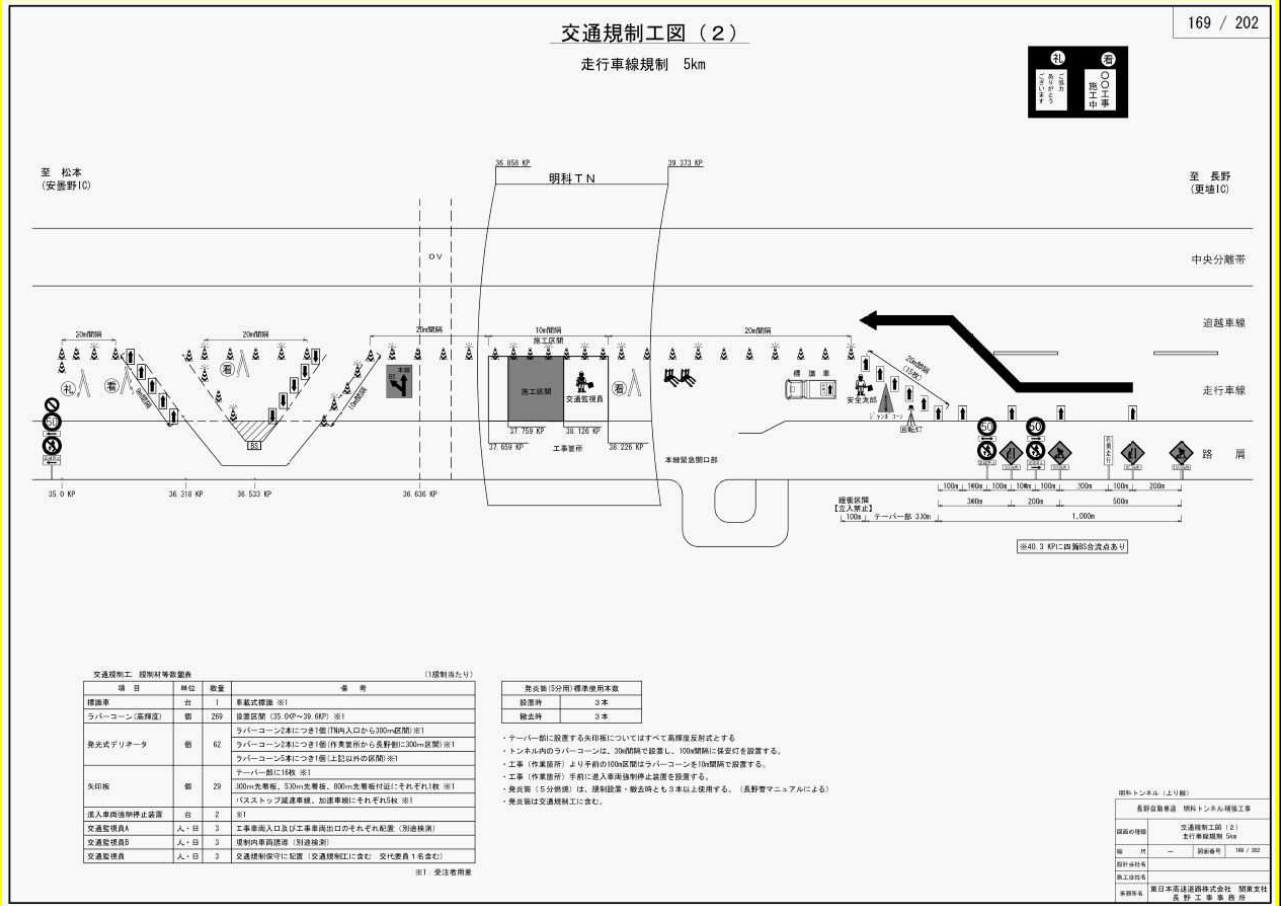
区間	構造物取壊し (m ²)	アスファルト舗装取壊し (m ²)
1区間	146	146
2区間	146	146
合計	292	292

備考

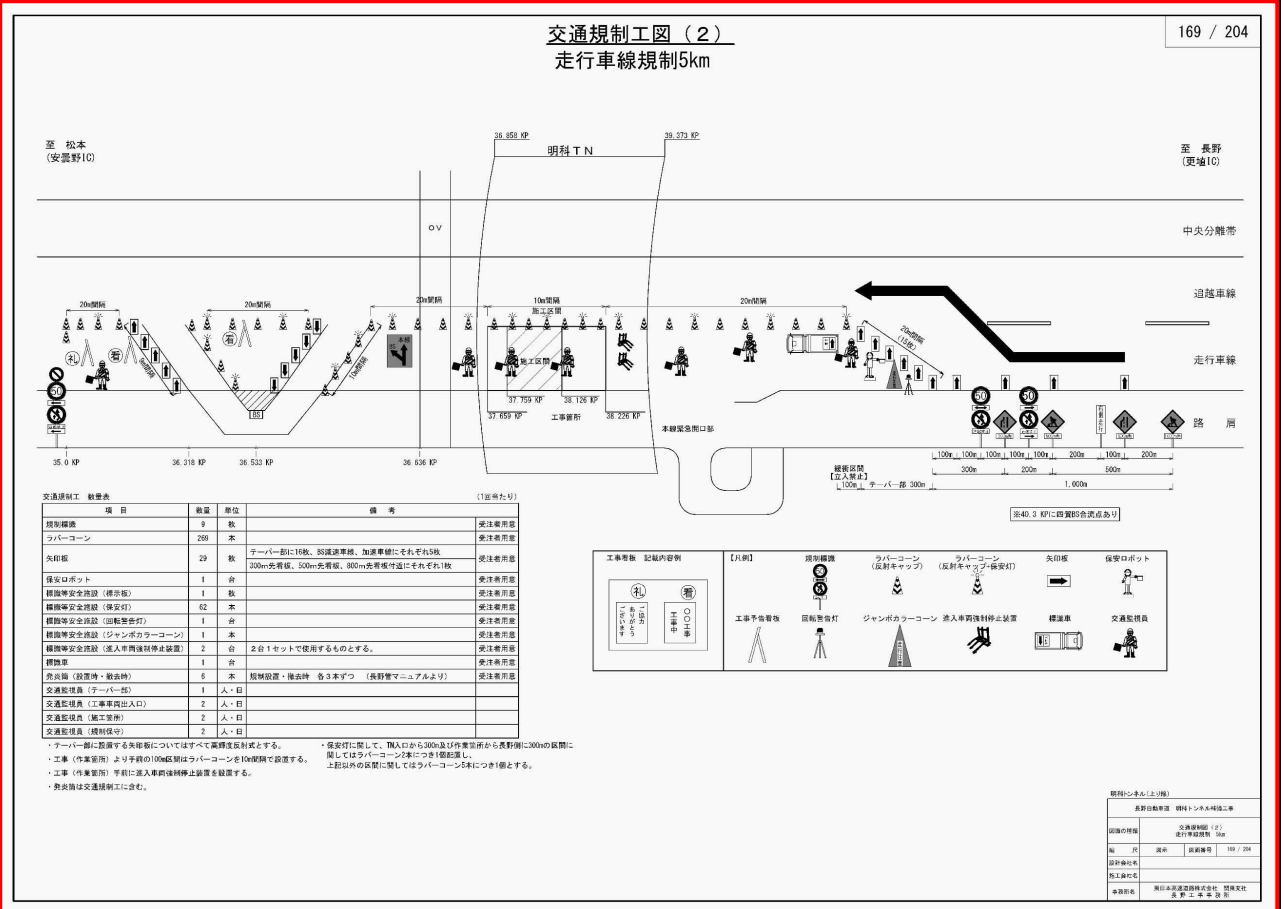
設計図 明科トンネルインパート図面 141/204 構造物等取壊し工図 (2) (アスファルト舗装版)
アスファルト舗装線切りカッター箇所 追記

対象
誤

設計図 (インバート補強工編)
交通規制工図 (2) 走行車線規制 5 km (169/204)



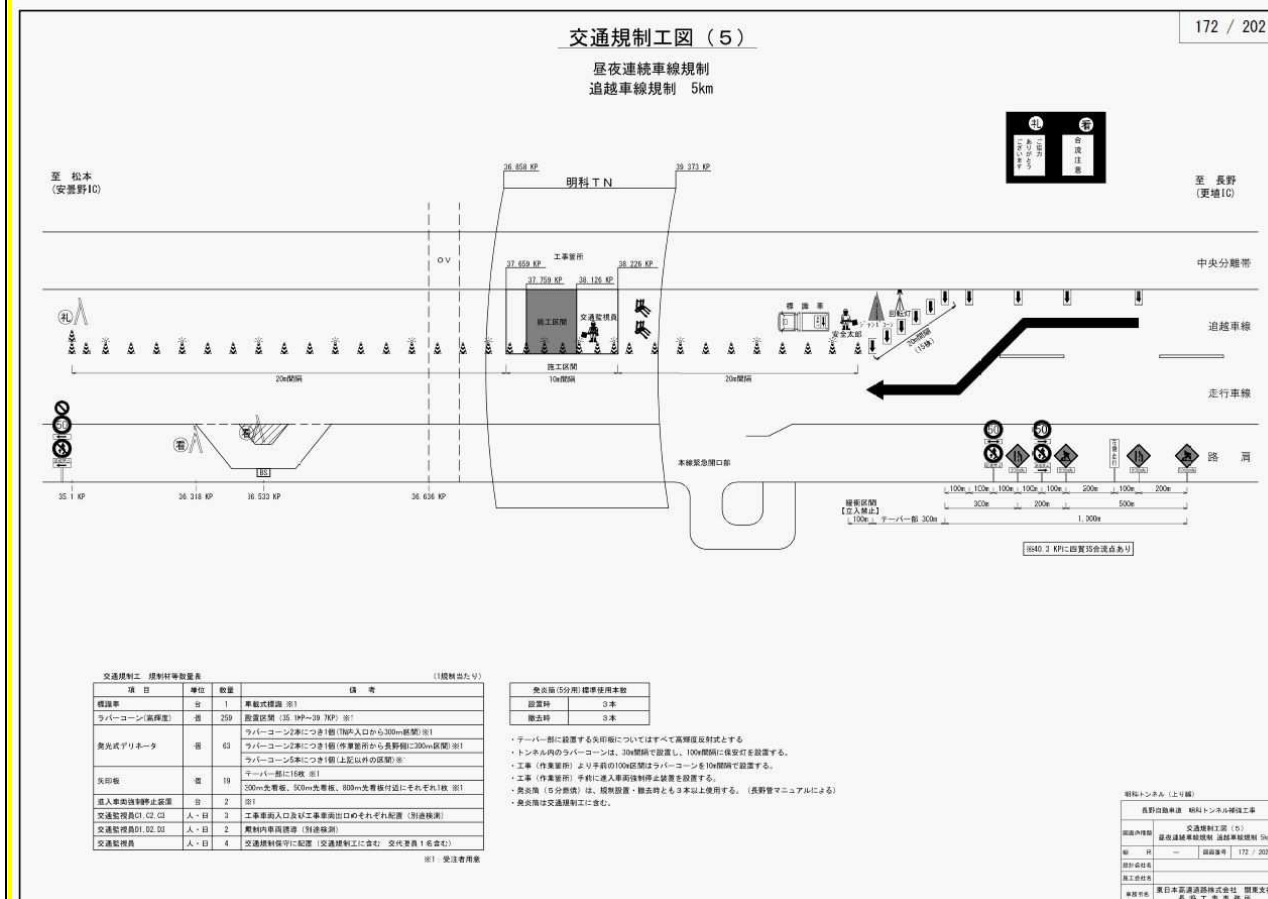
正



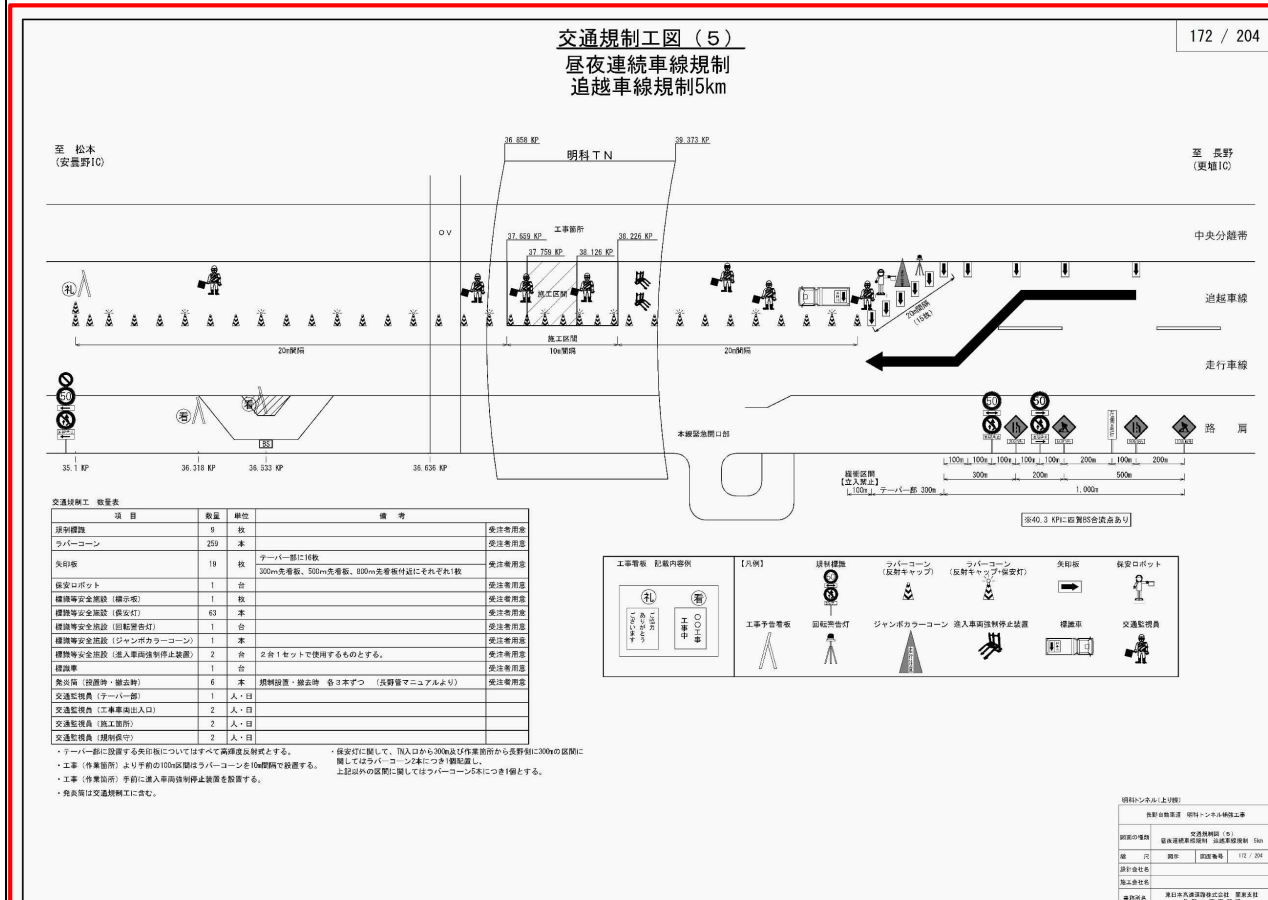
備考

対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
交通規制工図 (5) 昼夜連続車線規制 追越車線規制 5 km (172/204)



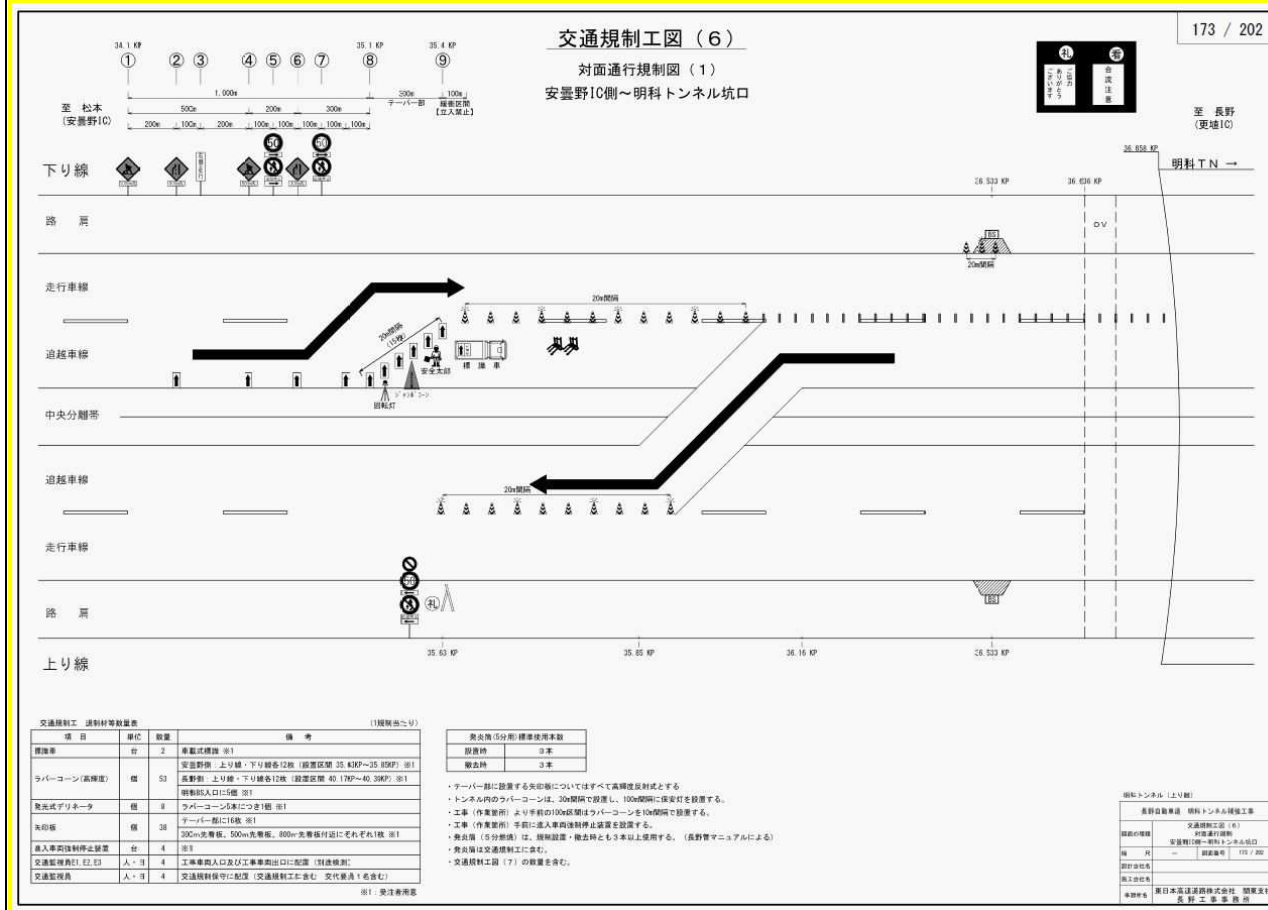
正



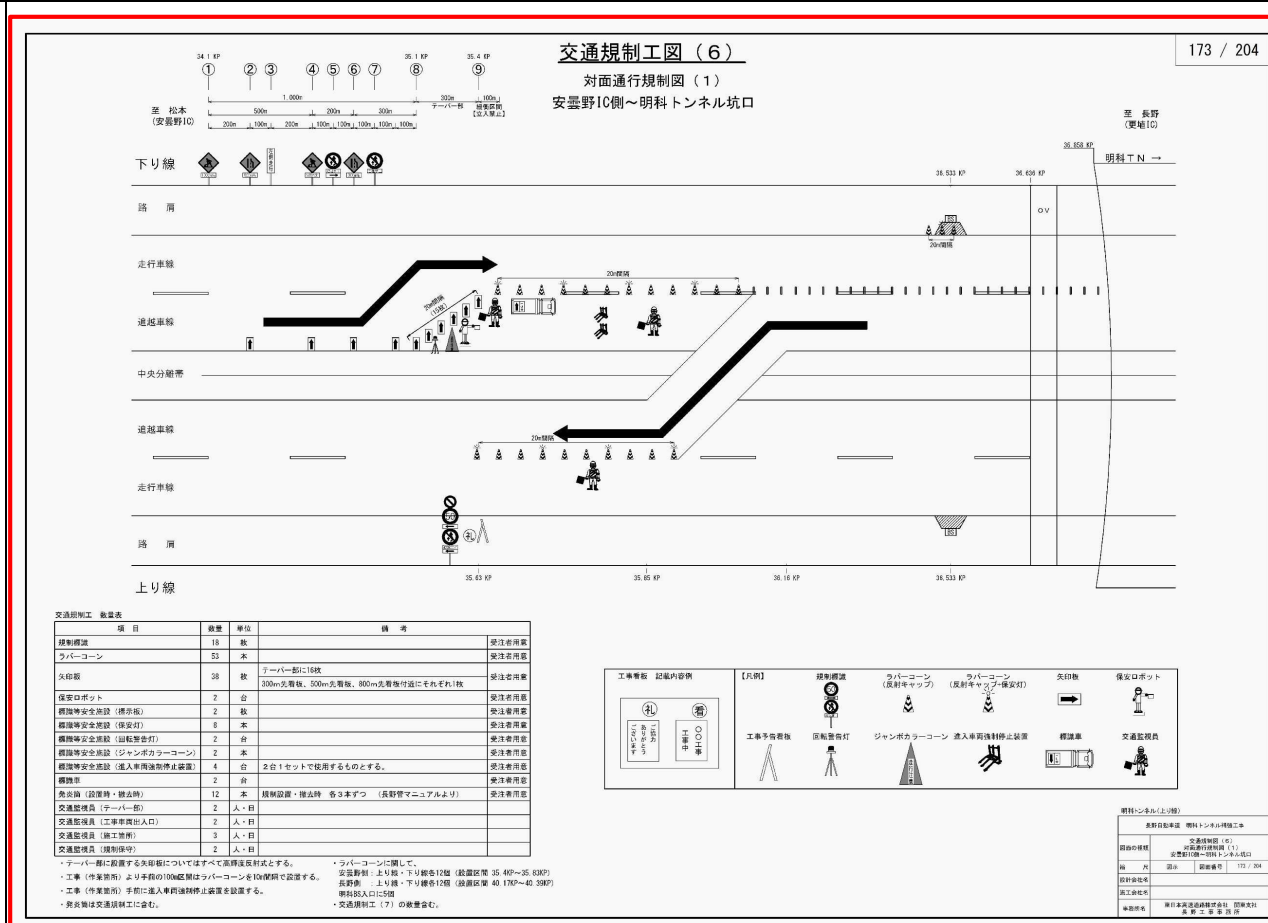
備考

対象
誤

設計図（インバート補強工編）
交通規制工図（6） 対面通行規制図（1） 安曇野IC側～明科トンネル坑口（173/204）



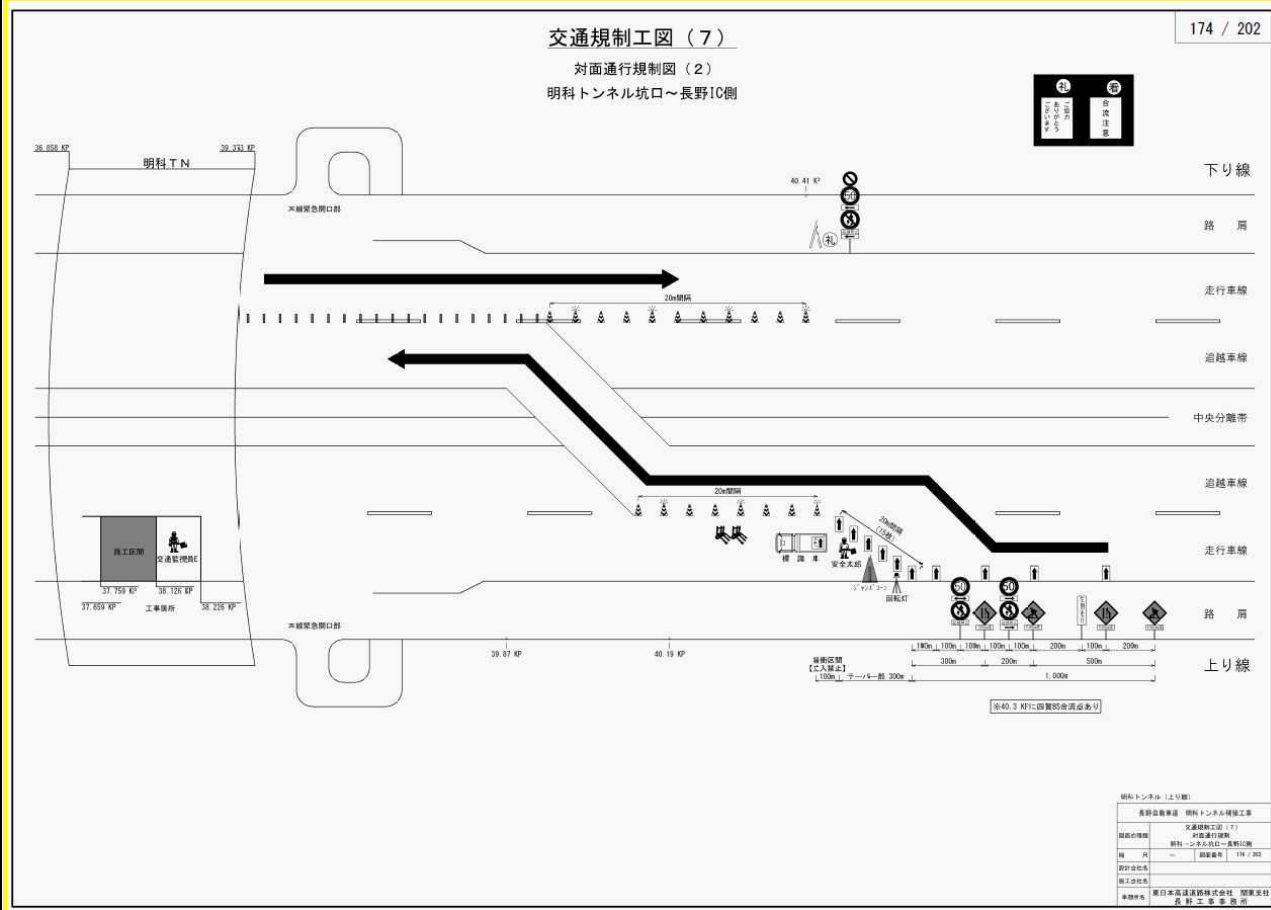
正



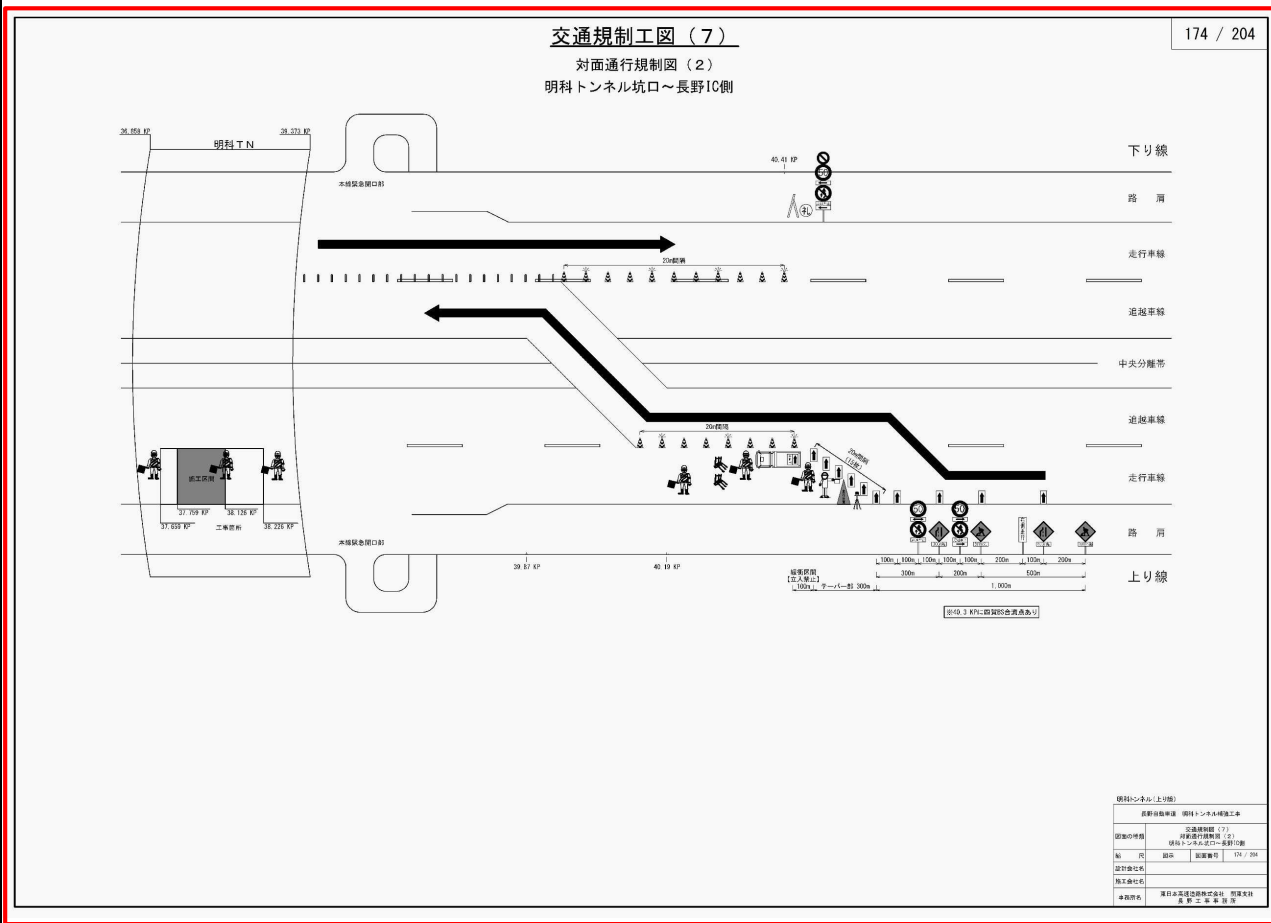
備考

対象
誤

設計図（インパード補強工編）
交通規制工図（7） 対面通行規制図（2） 明科トンネル坑口～長野IC側（174/204）



正



備考

対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
交通規制工図 (13) 【通行止め(更埴JCT①)】 (180/204)

交通規制工図 (13)
【通行止め(更埴JCT①)】

180 / 202

詳細平面図

広域平面図

長野自動車道(上り) テーバー【矢印板】@10m L=60.0m【7枚】

交通監視員

本線へ 更埴IC料金所へ

項目	単位	数量	備考
標識板	枚	1	標識式標識 51
発光式アラミータ	個	6	ラバーコーン1個につき1個(上記以外の区間)※1
矢印板	枚	7	テーバー板に取付※1
交通監視員	人・日	1	交通規制保守ご配慮(交通規制工に含む)

※1: 発注書用表

発注書(5分間)標準使用本数
設置時 3本
撤去時 3本

・発注時は交通規制工に含む。

図面の種類	交通規制工図(13)
編 号	—
図面番号	180 / 202
設計者名	—
監理者名	—
製図者名	—
承認者名	—

製図: 長野自動車道 無料トンネル補強工事
監理: 株式会社 長野自動車道
製図: 株式会社 長野自動車道

正

交通規制工図 (13)
【通行止め(更埴JCT①)】

180 / 204

詳細平面図

広域平面図

長野自動車道(上り) テーバー【矢印板】@10m L=60.0m【7枚】

交通監視員(2名)

本線へ 更埴IC料金所へ

項目	数量	単位	備考
標識板	0	枚	発注書用表
ラバーコーン	0	本	発注書用表
矢印板	7	枚	テーバー板
保安ロボット	0	台	発注書用表
標識等安全施設(標識板)	0	枚	発注書用表
標識等安全施設(保安灯)	0	本	発注書用表
標識等安全施設(回転警告灯)	0	台	発注書用表
標識等安全施設(ジャンボカーコーン)	0	本	発注書用表
標識等安全施設(進入車両検知停止装置)	0	台	発注書用表
標識板	1	台	発注書用表
発注書(設置時・撤去時)	12	本	照付設置・撤去時 含む本数(高警管マニュアルより)
交通監視員(総称含む)	2	人・日	
交通監視員(テーバー部)	2	人・日	

・テーバー板に設置する矢印板についてはすべて高警管形式とする。
・発注時は交通規制工に含む。

工事看板 設置内容例

【凡例】

保安ロボット

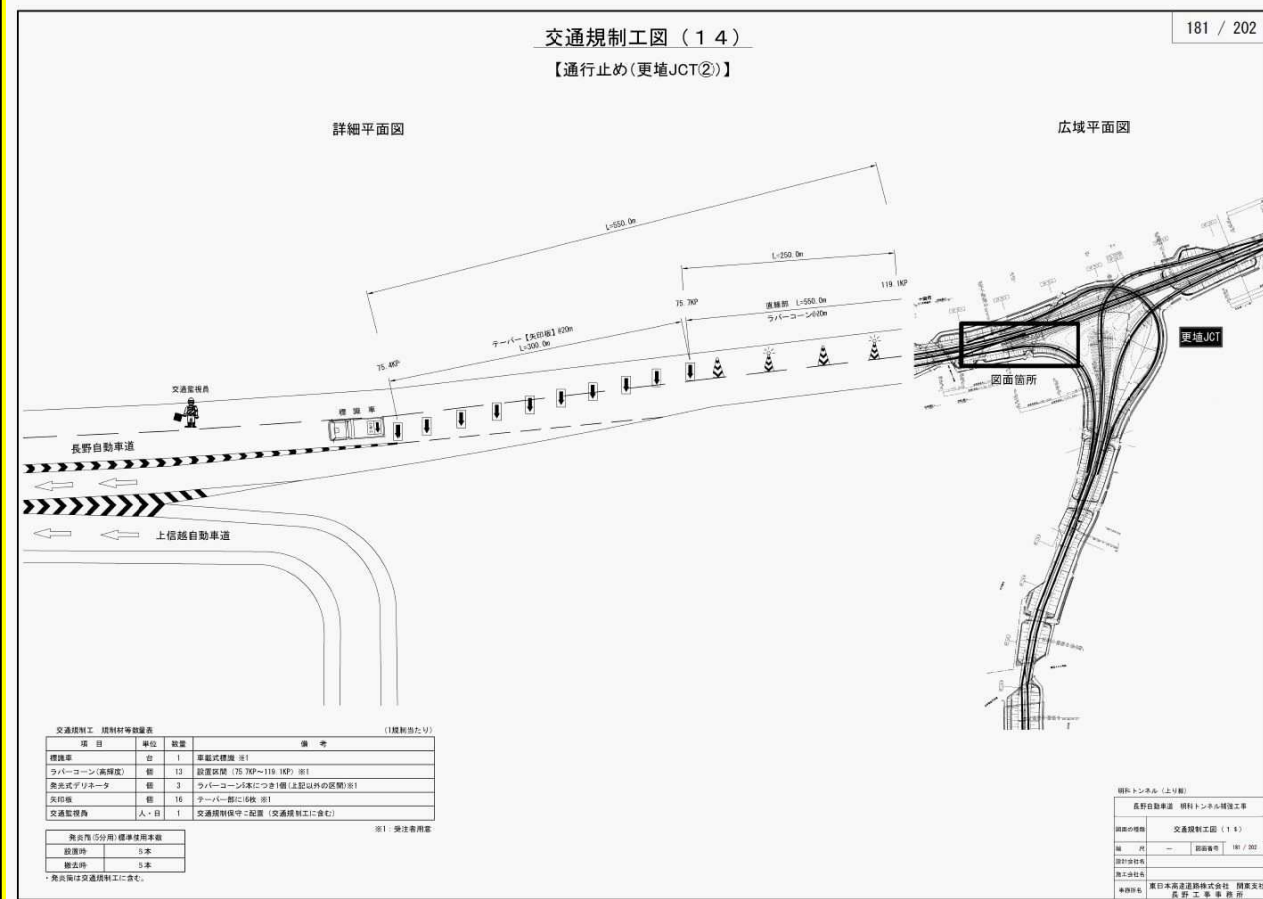
図面の種類	交通規制工図(13)
編 号	—
図面番号	180 / 204
設計者名	—
監理者名	—
製図者名	—
承認者名	—

製図: 長野自動車道 無料トンネル補強工事
監理: 株式会社 長野自動車道
製図: 株式会社 長野自動車道

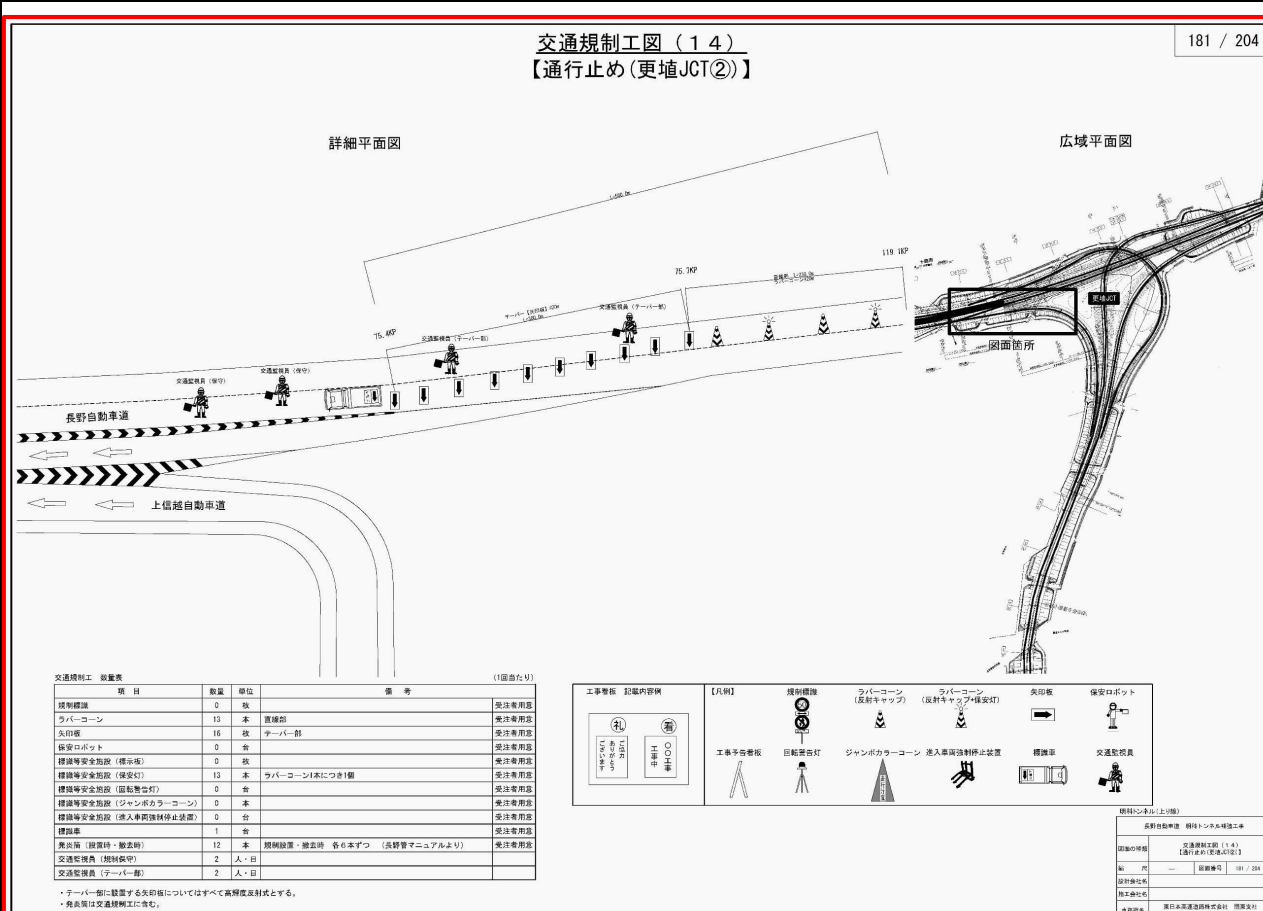
備考

対象 設計図 (インパード補強工編)
 交通規制工図 (14) 【通行止め (更埴JCT②)】 (181/204)

誤



正



備考

交通規制工図 (15)
【通行止め(更埴JCT③)】

182 / 202

広域平面図

項目	単位	数量	備考
標識板	枚	1	車載式標識 301
ラバーコーン(高規格)	個	20	設置枚数 (75.7KP~119.4KP) ※1
発光式アラミータ	個	6	ラバーコーン5本につき1個(上記は材料の近間) ※1
矢印板	個	16	テーパー部に1枚 ※1
交通監視員	人・日	1	交通規制保守に配置(交通規制工に含む)

※1 受注者指定

設置時	除去時
6分	6分

※ 発光等は交通規制工に含む。

項目	内容
設計者	交通規制工 (15)
設計会社	交通規制工 (15)
設計者	交通規制工 (15)
設計者	交通規制工 (15)

交通規制工図 (15)
【通行止め(更埴JCT③)】

182 / 204

広域平面図

項目	数量	単位	備考
規制標識	9	枚	受注者指定
ラバーコーン	20	本	高規格
矢印板	16	枚	テーパー部10枚、300と500Hに各1枚
保安ロボット	1	台	受注者指定
標識等安全施設(標識板)	0	枚	受注者指定
標識等安全施設(体受灯)	6	本	ラバーコーン5本につき1個
標識等安全施設(回転警告灯)	1	台	受注者指定
標識等安全施設(ジャンボラコーン)	1	本	受注者指定
標識等安全施設(進入車列強制停止装置)	0	台	受注者指定
標識板	1	枚	受注者指定
延長物(設置時・除去時)	12	本	標識設置・撤去時 各6本ずつ (長野警マニアルより)
交通監視員(規制保守)	2	人・日	
交通監視員(テーパー部)	1	人・日	
交通監視員(進入口)	1	人・日	

・テーパー部に設置する矢印板についてはすべて高規格反折式とする。
・延長物は交通規制工に含む。

項目	内容
規制標識	ラバーコーン (反射キヤップ) (反射キヤップ+LED安全灯)
ラバーコーン	ジャンボラコーン 進入車列強制停止装置
ラバーコーン	回転警告灯
矢印板	標識板
保安ロボット	交通監視員

項目	内容
設計者	交通規制工 (15)
設計会社	交通規制工 (15)
設計者	交通規制工 (15)
設計者	交通規制工 (15)

対象
誤

設計図（インパット補強工編）
交通規制工図（16） 【更埴IC～麻績IC方面 通行止め規制】（183/204）

交通規制工図（16）
【更埴IC～麻績IC方面 通行止め規制】

183 / 202

項目	単位	数量	備考
標識板	枚	1	標準式標識 (※1)
ラバーコーン (黒標識)	個	6	標準型 (※1)
黄色式折りテープ	巻	6	ラバーコーン1個につき1巻 (※1)
矢印板	枚	11	料金所入口側テープ1枚につき4枚 オナランプ側標識所に4枚 (※1)
交通監視員	人・日	1	交通規制係守に配置 (交通規制工に含む)
交通監視員J	人・日	4	一助車・工事車両誘導に配置 (別途検測 交代1名含む)

※1: 実注者同意

正

交通規制工図（16）
【更埴IC～麻績IC方面 通行止め規制】

183 / 204

項目	数量	単位	備考
規制標識	0	枚	実注者同意
ラバーコーン	6	本	料金所入口側
300円筒	11	枚	料金所入口側テープ1枚につき4枚 オナランプ側標識所に4枚
保安口ポット	0	個	実注者同意
標識等安全施設 (標識板)	0	枚	実注者同意
標識等安全施設 (保安灯)	6	本	ラバーコーン1本につき1個
標識等安全施設 (回転警告灯)	0	台	実注者同意
標識等安全施設 (ジャンボカラーコーン)	0	台	実注者同意
標識等安全施設 (進入車両強制停止装置)	0	台	実注者同意
標識板	1	枚	実注者同意
折込板 (設置時・撤去時)	0	本	実注者同意
交通監視員 (記録係等)	1	人・日	実注者同意
交通監視員 (記録)	3	人・日	実注者同意

※テープ1枚につき設置する矢印板についてはすべて高輝度反射式とする。

備考

対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
交通規制工図 (17) 【姨捨スマートIC 通行止め規制】 (184/204)

交通規制工図 (17)
【姨捨スマートIC 通行止め規制】

184 / 202

項目	単位	数量	備 考	(1) 数量(枚)
ラバーコーン(編成用)	個	15	設置区間 道1	
発光式アリホータ	個	15	ラバーコーン(車1につき1個) ※1	
交通誘導警備員3名(夜)	人・日	2	一動車・工事車両誘導に配置(別途検査 交代要員1名含む)	※1 受主専用
交通誘導警備員2名(夜)	人・日	1	一動車・工事車両誘導に配置(通行止め区域外) (別途検査) ※2	※2 橋上よりETC出口にてより線の通行止めを通知し振り分け誘導するもの

項目	数量	単位	備 考
交通規制工	1	区	姨捨スマートIC
交通誘導警備員	2	人・日	交通誘導警備員
ラバーコーン	15	個	ラバーコーン
発光式アリホータ	15	個	発光式アリホータ

資料トンネル(上り線)
 長野自動車道 資料トンネル補強工事
 計画の種類 交通規制工図 (17)
 編 号 184 / 202
 設計者 株式会社 長野自動車道
 施工会社 株式会社 姨捨スマートIC
 承認者 株式会社 姨捨スマートIC

正

交通規制工図 (17)
【姨捨SIC 通行止め規制】

184 / 204

項目	数量	単位	備 考	(1) 数量(枚)
規制標識	0	枚		
ラバーコーン	15	本	ETC入口5本、SA出入口に各5本	
矢印版	0	枚		
保安ロボット	0	台		
標識等安全施設(標識板)	0	枚		
標識等安全施設(保安灯)	15	本	ラバーコーン(車1につき1個)	
標識等安全施設(回転警告灯)	0	台		
標識等安全施設(ジャンボカラーコーン)	0	本		
標識等安全施設(進入車両誘導禁止装置)	0	台		
標識等	0	台		
発光筒(設置時・撤去時)	0	本	個別設置・撤去時 各1本ずつ (長野県マニュアルより)	
交通監視員(夜間)	2	人・日		
交通監視員(サーバル)	1	人・日		
交通誘導警備員2名(夜)	1	人・日	※1	

工事管理 記号内訳

【凡例】

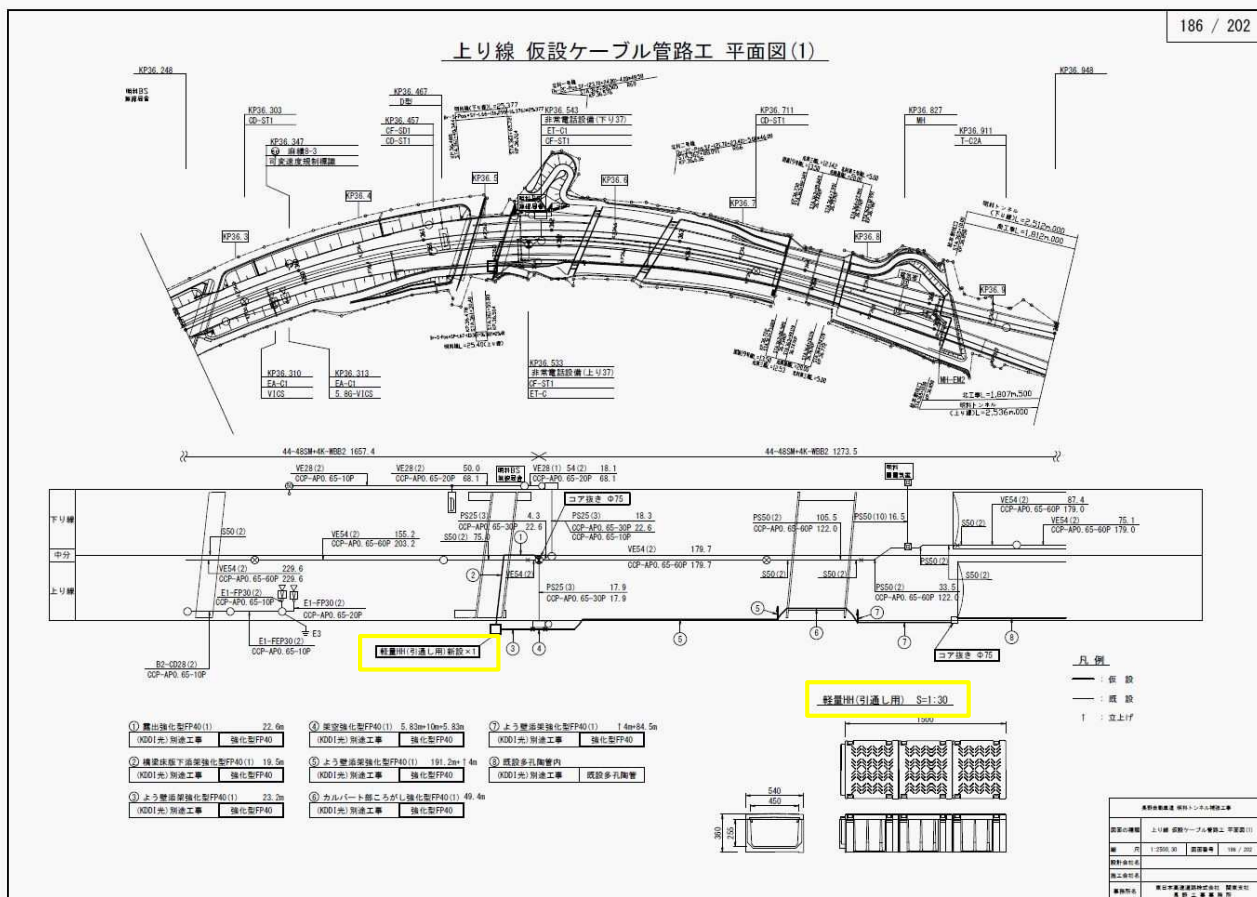
項目	数量	単位	備 考
交通規制工	1	区	姨捨スマートIC
交通監視員	2	人・日	交通監視員
ラバーコーン	15	本	ラバーコーン
発光式アリホータ	15	個	発光式アリホータ

資料トンネル(上り線)
 長野自動車道 資料トンネル補強工事
 計画の種類 交通規制工図 (17)
 編 号 184 / 204
 設計者 株式会社 長野自動車道
 施工会社 株式会社 姨捨スマートIC
 承認者 株式会社 姨捨スマートIC

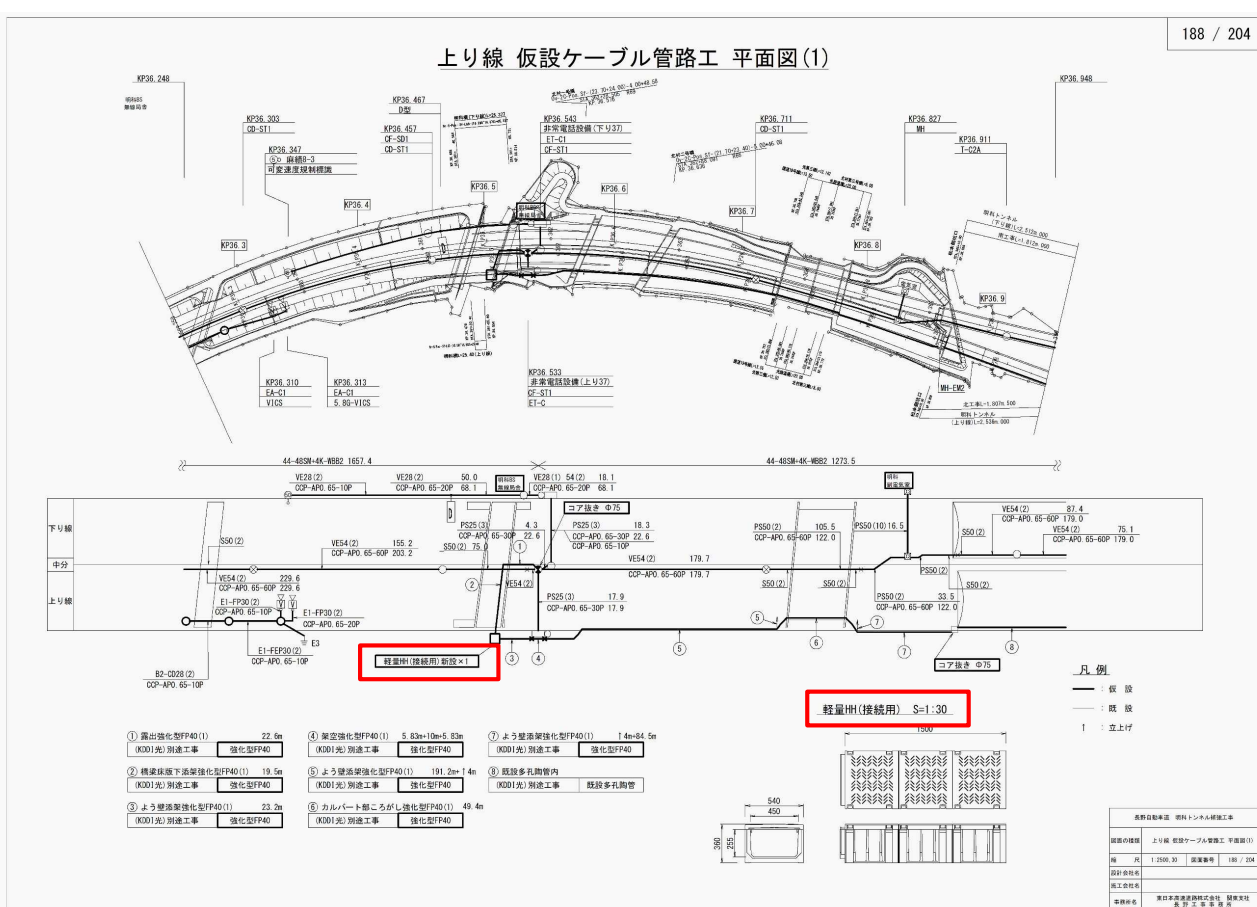
備考

対象
誤

設計図 (インパット補強工編)
上り線 仮設ケーブル管路工 平面図 (1) (188/204)



正



備考 軽量HH (引通し用) 新設×1を軽量HH (接続用) 新設×1に訂正